

2019年8月

商品内容説明書
(発行者情報)

住宅金融支援機構債券

2018年度

事業年度 自 2018年4月1日
至 2019年3月31日

— 発 行 者 —

独立行政法人住宅金融支援機構

- 1 本「商品内容説明書 発行者情報 2019年8月」（以下「本発行者情報説明書」といいます。）は、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号。以下「機構法」といいます。）第19条第1項に基づき、国土交通大臣及び財務大臣（以下「主務大臣」といいます。）の認可を得て発行する住宅金融支援機構債券の発行者である独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」といいます。）に関して、経理の状況、機構のその他の事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項を個別に記載がある場合を除き2019年8月1日時点の情報に基づき記載しています。
- 2 機構は、住宅金融支援機構債券のうち政府保証の付されていない公募債券（以下「財投機関債」といいます。）を発行の都度、「商品内容説明書 証券情報」（以下「各証券情報説明書」といいます。）を作成する予定です。各証券情報説明書には、該当する財投機関債に関する詳細が記載されます。当該財投機関債への投資判断にあたっては、各証券情報説明書も併せてご覧ください。なお、本発行者情報説明書の作成日以後に公表すべき変更その他の事由が生じた場合には、各証券情報説明書において参照書類の補完情報として記載する予定です。
- 3 財投機関債については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「金商法」といいます。）第3条が適用されることから、金商法第2章の規定は適用されず、金商法第4条第1項の規定による届出は必要とされません。本発行者情報説明書及び各証券情報説明書は、金商法に基づく発行届出目論見書ではありません。
- 4 機構の財務諸表は、中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第38条第3号及び独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」といいます。）第37条により、原則として、企業会計原則に基づき処理されるとともに、独立行政法人会計基準、機構法及び関係政省令に基づき作成されます。また、機構は、通則法第38条第1項及び第2項により、毎事業年度の終了後3月以内に、監査報告及び会計監査報告を添付した財務諸表を主務大臣に提出して、その承認を受けなければならないとされており、この財務諸表は金商法第193条の2第1項に規定されている公認会計士又は監査法人による監査証明は受けておりません。
- 5 機構は、民間金融機関による長期・固定金利の住宅ローンの供給を支援する証券化支援業務を業務の柱とするほか、民間金融機関の住宅ローンの円滑な供給を促進する住宅融資保険業務や政策上重要で民間金融機関では対応が困難な融資業務などを行う独立行政法人として、通則法及び機構法に基づき、2007年4月1日に設立されました。機構は機構法附則第3条第1項に基づき旧住宅金融公庫（以下「旧公庫」といいます。）の権利及び義務を、機構法附則第6条第3項に基づき旧財団法人公庫住宅融資保証協会（以下「旧協会」といいます。）の権利及び義務を、国が承継する資産を除き、承継しています。

本発行者情報説明書に関する連絡先

東京都文京区後楽一丁目4番10号

独立行政法人 住宅金融支援機構

市場資金部 債券発行グループ（電話番号 03(5800)9469）

目 次

第 1	発行者の概況	1
1.	主要な経営指標等の推移	1
2.	沿革	3
3.	事業の内容	4
4.	関係法人の状況	17
5.	職員の状況	17
第 2	事業の状況	18
1.	業績等の概要	18
2.	対処すべき課題	26
3.	事業等のリスク	30
4.	経営上の重要な契約等	32
5.	研究開発活動	32
6.	財政状態及び経営成績の分析	33
第 3	設備の状況	35
1.	設備投資等の概要	35
2.	主要な設備の状況	35
3.	設備の新設、除却等の計画	35
第 4	発行者の状況	36
1.	資本金の推移	36
2.	役員の状況	37
3.	コーポレート・ガバナンスの状況	38
第 5	経理の状況	47
	財務諸表の作成について	47
第 6	発行者の参考情報	48
1.	第三期中期目標・第三期中期計画・平成 31 年度年度計画	48
2.	その他の参考情報	88

第1 発行者の概況

1. 主要な経営指標等の推移

2014年度～2018年度の機構の主要な経営指標等は以下のとおりです。

年 度		2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
経 常 収 益	百万円	943,767	822,071	737,607	668,486	627,351
うち資金運用収益	百万円	709,319	636,919	559,742	502,182	467,713
うち保険引受収益	百万円	92,725	85,509	84,763	82,925	81,972
うち役務取引等収益	百万円	736	666	608	519	496
うち補助金等収益	百万円	78,859	86,593	81,533	75,435	70,630
うちその他業務収益	百万円	48	42	36	40	40
うちその他経常収益	百万円	62,079	12,342	10,924	7,385	6,501
経 常 費 用	百万円	682,748	612,880	546,165	481,626	425,797
うち資金調達費用	百万円	524,969	451,896	380,504	321,494	278,001
うち保険引受費用	百万円	96,495	92,681	89,118	78,948	80,057
うち役務取引等費用	百万円	24,699	26,573	25,653	24,668	24,274
うちその他業務費用	百万円	8,879	12,334	14,519	11,196	10,421
うち営業経費	百万円	25,542	27,319	31,180	35,426	27,164
うちその他経常費用	百万円	2,164	2,078	5,191	9,894	5,879
特 別 利 益	百万円	12,747	147	1,885	453	168
特 別 損 失	百万円	12	2,170	386	108	941
当 期 純 利 益	百万円	273,754	207,168	192,941	187,205	200,781
前中期目標期間 繰越積立金取崩額	百万円	8,686	8,770	9,596	9,023	3,582
当 期 総 利 益	百万円	282,440	215,938	202,537	196,227	204,363
資 本 金	百万円	711,735	711,735	708,642	701,475	701,475
借 入 金	百万円	11,076,683	9,039,633	7,297,941	5,892,620	4,565,035
債 券	百万円	14,351,756	15,327,397	16,047,978	17,017,056	18,300,479
資 産 合 計	百万円	28,435,286	27,391,974	26,320,216	25,864,287	26,045,505
買 取 債 権	百万円	11,639,364	12,832,281	13,661,582	14,797,926	15,906,087
貸 付 金	百万円	13,240,377	11,392,188	9,673,015	8,472,315	7,539,016
常 勤 職 員 数	人	890	890	872	854	847

- (注)1. 機構には、2018年度末において特定関連会社等に該当する法人はありません。
2. 資金運用収益は、買取債権利息、貸付金利息、有価証券利息配当金等の金額です。
3. 保険引受収益は、正味収入保険料、団信特約料、団信配当金、責任準備金戻入額等の金額です。
4. 役務取引等収益は、保証料、受託手数料等の金額です。
5. 補助金等収益は、国から受け入れる補助金の金額です。
6. その他業務収益は、委託解除手数料の金額です。
7. その他経常収益は、保証料返還引当金戻入額、償却債権取立益等の金額です。
8. 資金調達費用は、借入金利息、債券利息、買取代金利息の金額です。
9. 保険引受費用は、正味支払保険金、団信支払保険料等の金額です。
10. 役務取引等費用は、金融機関手数料、地方公共団体手数料、サービス委託手数料等の金額です。

11. その他業務費用は、債券発行費償却、金融派生商品費用の金額です。
12. 営業経費は、人件費、業務諸費等、独立行政法人の業務に要した費用の金額です。
13. その他経常費用は、貸倒引当金繰入額等の金額です。
14. 特別利益は、有形固定資産処分益等の金額です。
15. 特別損失は、有形固定資産処分損、減損損失の金額です。
16. 前中期目標期間繰越積立金取崩額は、団体信用生命保険等業務等に充てるため、取り崩した金額です。

2. 沿革

① 機構の沿革

2007年 4月	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人住宅金融支援機構設立 ・独立行政法人第一期中期目標期間開始（2012年3月までの5年間）
2009年 6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「フラット35S」に係る「20年金利引下げタイプ」の取扱いを開始（現在は取扱終了）
2010年 2月	<ul style="list-style-type: none"> ・「フラット35S」に係る当初10年間の金利引下げ幅を拡大（▲0.3%→▲1.0%）（2011年9月末までの時限措置）
2011年 5月	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災により被害を受けられた方に対する災害復興住宅融資及び返済方法の変更の制度を拡充（当初5年間の融資金利0%、返済金の払込みの据置等）
2011年 11月	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資を開始
2011年 12月	<ul style="list-style-type: none"> ・「フラット35S」に係る省エネルギー性に優れた住宅の当初5年間の金利引下げ幅を拡大（▲0.3%→▲0.7%（被災地は▲1.0%））（2012年10月末までの時限措置）
2012年 4月	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人第二期中期目標期間開始（2017年3月までの5年間）
2015年 2月	<ul style="list-style-type: none"> ・「フラット35S」に係る当初5年間（長期優良住宅等については、当初10年間）の金利引下げ幅を拡大（▲0.3%→▲0.6%）（2016年1月末までの時限措置）
2016年 10月	<ul style="list-style-type: none"> ・「フラット35リノベ」（性能向上リフォーム推進モデル事業）を開始（金利引下げ幅は、当初5年間又は10年間▲0.6%）（2018年4月以降は▲0.5%）
2017年 4月	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人第三期中期目標期間開始（2021年3月までの4年間） ・「フラット35子育て支援型・地域活性化型」を開始（金利引下げ幅は、当初5年間▲0.25%）
2017年 10月	<ul style="list-style-type: none"> ・新機構団体信用生命保険制度付き「フラット35」の取扱いを開始 ・住宅確保要配慮者向け賃貸住宅における家賃債務保証保険の取扱いを開始
2018年 4月	<ul style="list-style-type: none"> ・「フラット35地域活性化型」に「空き家対策」を追加
2018年 8月	<ul style="list-style-type: none"> ・「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律」に基づく国際業務を開始
2019年 1月	<ul style="list-style-type: none"> ・「省エネルギー性に優れた新築住宅」を対象とした住宅ローンを資金用途とするグリーンボンドを発行

参考として、旧公庫及び旧協会の沿革は以下のとおりです。

② 旧公庫の沿革

1950年 6月	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅金融公庫設立 ・個人住宅、賃貸住宅資金融資を開始
1955年 7月	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅融資保険事業を開始
1957年 4月	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復興住宅資金融資の新設
1965年 4月	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅改良資金融資の新設
1977年 4月	<ul style="list-style-type: none"> ・財形住宅資金融資の新設
2000年 4月	<ul style="list-style-type: none"> ・都市居住再生融資の新設
2001年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・資産担保証券（MBS）の発行を開始
2003年 10月	<ul style="list-style-type: none"> ・証券化支援事業（買取型）（現在の「フラット35（買取型）」）を開始
2004年 10月	<ul style="list-style-type: none"> ・証券化支援事業（保証型）（現在の「フラット35（保証型）」）を開始
2005年 6月	<ul style="list-style-type: none"> ・証券化支援事業（買取型）に係る優良住宅取得支援制度（現在の「フラット35S」）を開始
2005年 7月	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人住宅金融支援機構法公布
2006年 9月	<ul style="list-style-type: none"> ・一般担保債券（SB）の発行を開始
2007年 4月	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅金融公庫廃止

③ 旧協会の沿革

1972年 11月	・財団法人公庫住宅融資保証協会設立
1973年 4月	・保証業務を開始
1980年 10月	・団体信用生命保険・共済業務を開始
2005年 3月	・保証引受を終了
2007年 4月	・財団法人公庫住宅融資保証協会廃止

3. 事業の内容

① 機構の概要

(1) 名称

独立行政法人住宅金融支援機構

(2) 設立根拠法

通則法及び機構法に基づき、2007年4月1日に成立

(3) 目的

一般の金融機関による住宅の建設等に必要な資金の融通を支援するための貸付債権の譲受け等の業務を行うとともに、一般の金融機関による融通を補完するための災害復興建築物の建設等に必要な資金の貸付けの業務を行うことにより、住宅の建設等に必要な資金の円滑かつ効率的な融通を図り、もって国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与すること。

(4) 主務大臣

国土交通大臣及び財務大臣

(5) 資本金(2019年3月31日現在)

7,015億円 政府が資本金の100%を出資しています。

(6) 役員員数(2019年3月31日現在)

858人 役員数と常勤職員数の合計を記載しています。

(7) 事業内容

ア 証券化支援事業

(a) 買取型

(b) 保証型

イ 住宅融資保険等事業

ウ 住宅資金融通事業

(a) 災害復興住宅

(b) 密集市街地建替等

(c) 賃貸住宅

(d) 財形住宅 ほか

エ 団体信用生命保険等事業

(8) 買取実績等

2018年度買取債権等契約額 2兆7,741億円

2018年度買取債権等残高 23兆4,865億円(2019年3月31日現在)

(9) 資金調達

買取債権の取得及び貸付けの原資として自己資金のほかに、政府及び民間からの借入金による資金調達及び債券の発行による資金調達を行っています。

長期借入金の明細

(単位：百万円)

	2017年度			2018年度		
	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
政府借入	39,500	1,529,020	5,628,970	36,100	1,437,786	4,227,285
民間借入	142,400	58,200	263,650	123,600	49,500	337,750
合計	181,900	1,587,220	5,892,620	159,700	1,487,286	4,565,035

(注) 旧公庫から承継した長期借入金を含みます。

機構が発行した債券の明細

(単位：百万円)

	2017年度			2018年度		
	当期発行高	当期償還高	当期末残高	当期発行高	当期償還高	当期末残高
貸付債権担保債券 (MBS)	2,004,300	1,386,657	12,742,035	2,008,900	1,151,985	13,598,951
月次債	2,004,300	1,227,896	11,758,083	1,808,900	1,009,038	12,557,945
S種債	—	158,762	983,952	—	128,751	855,202
T種債	—	—	—	200,000	14,196	185,804
一般担保債券 (SB)	505,000	155,200	3,214,200	560,000	149,900	3,624,300
財形住宅債券	47,800	87,000	211,600	24,400	54,400	181,600
住宅宅地債券	116,587	75,850	849,439	121,059	74,722	895,775
合計	2,673,687	1,704,707	17,017,274	2,714,359	1,431,007	18,300,626

(注)1. 旧公庫から承継した債券を含みます。

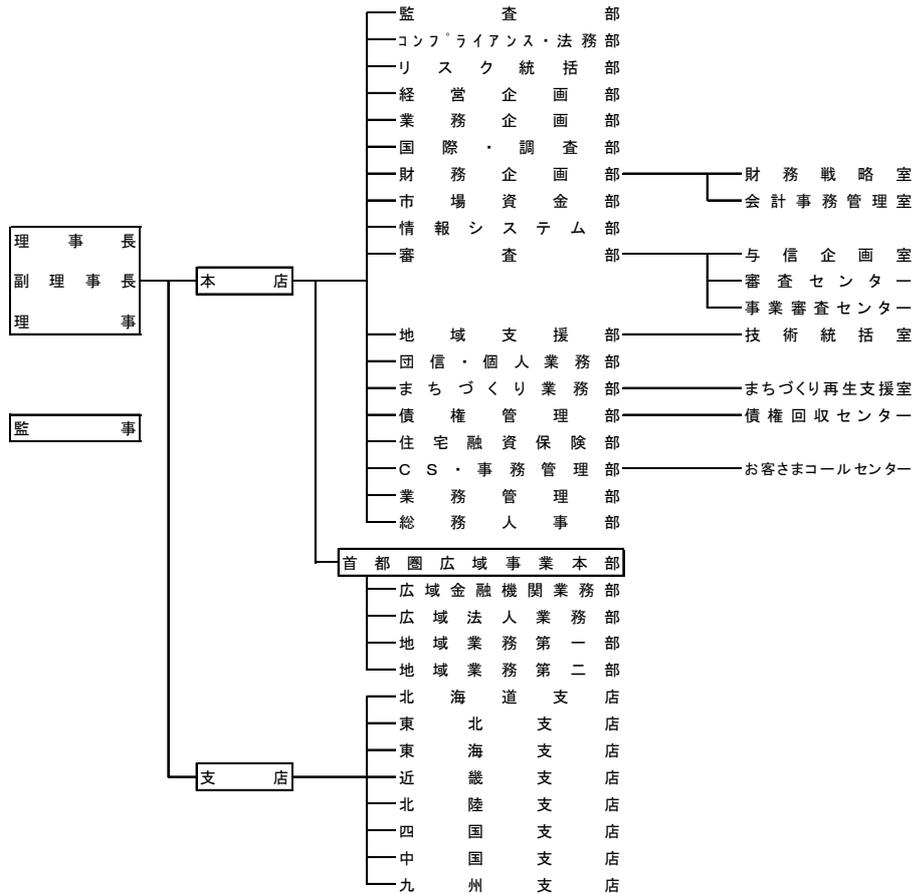
2. 住宅宅地債券には住宅金融支援機構債券 (マンション修繕コース) を含みます。

債券に関する 2018、2019 年度発行計画 (いずれも額面金額ベース)

(単位：億円)

	2018年度	2019年度
貸付債権担保債券 (MBS)	21,034	25,170
一般担保債券 (SB)	5,600	5,600
財形住宅債券	553	396
住宅金融支援機構債券 (マンション修繕コース)	1,856	2,036
合計	29,043	33,202

(10) 組織図(2019年7月1日現在)



② 機構の事業内容

(1) 機構の役割

機構は、通則法及び機構法に基づき、旧公庫の権利及び義務を承継し2007年4月1日に設立されました。

機構は、一般の金融機関による住宅の建設等に必要な資金の融通を支援するための貸付債権の譲受け等の業務を行うとともに、一般の金融機関による融通を補完するための災害復興建築物の建設等に必要な資金の貸付けの業務を行うことにより、住宅の建設等に必要な資金の円滑かつ効率的な融通を図っています。

これにより、国民生活の安定と社会福祉の増進への寄与に努めています。

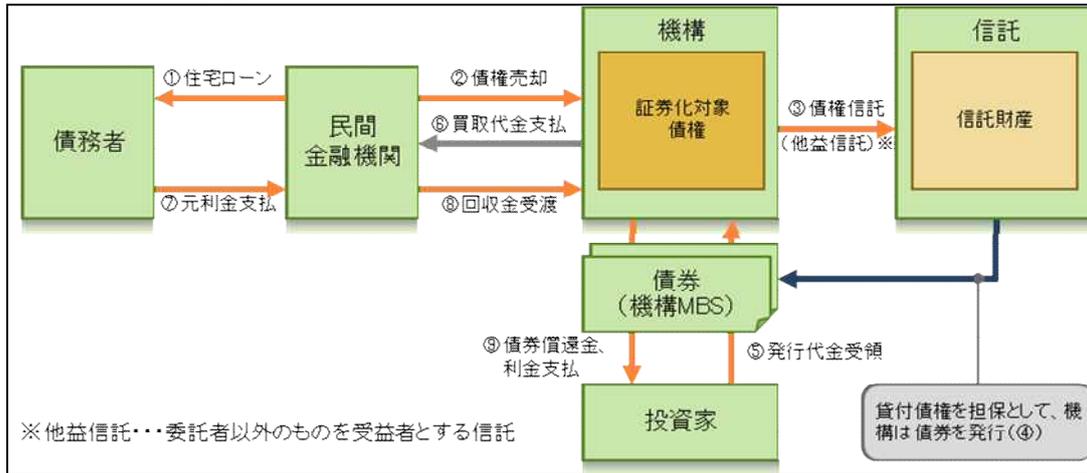
(2) 証券化支援事業について

ア 証券化支援事業（買取型）について

(a) 制度の概要

機構は、民間金融機関が融資する長期・固定金利の住宅ローン債権を買い取り、その債権を信託銀行等に信託します。また、機構は、当該住宅ローン債権を担保として貸付債権担保住宅金融支援機構債券（以下「機構MBS」といいます。）を発行し、投資家から機構MBSの発行代金を受け取ることにより、住宅ローン債権の買取代金を支払います。

(b) スキームの概要



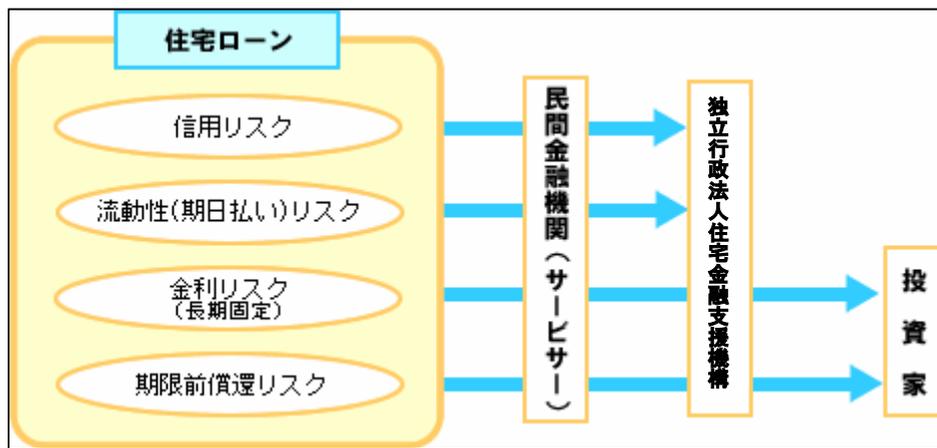
(c) 証券化支援事業（買取型）の手続（概要）

1. 金融機関は、顧客（債務者）に対して証券化支援事業（買取型）の対象となる買取基準を満たす長期・固定金利の住宅ローンを実行する。
2. 金融機関は、住宅ローンを実行した後、当該住宅ローン債権を機構に売却する。なお、機構が金融機関から買い受けた住宅ローン債権に係る管理・回収業務については、当該金融機関に、手数料を支払い、委託する。
3. 機構は、金融機関から買い受けた住宅ローン債権を、信託銀行等に担保目的で信託する。
4. 機構は、信託した住宅ローン債権を担保として、機構MBSを発行する。
5. 機構は、機構MBSの発行代金を投資家より受け取る。
6. 機構は、機構MBSの発行代金により、金融機関に対し、住宅ローン債権の買取代金を支払う。
7. 金融機関は、当該譲渡債権に係る管理・回収業務の受託者（サービサー）として顧客（債務者）から元利金の返済を受ける。
8. 金融機関は顧客（債務者）からの返済金を機構へ引き渡す。
9. 機構は、主として顧客（債務者）からの返済金を元に、発行した機構MBSについて、投資家に対し元利払いを行う。

(d) リスクの分担

民間金融機関における長期・固定金利の住宅ローン市場のインフラを整備することに当たり、内包するリスク（金利リスク、期限前償還リスク、信用リスク、流動性リスク（＝投資家への期日通りの元利払いを確約するコスト）等）のアンバンドリング（リスク分担）により、相対的に低コストかつ安定した市場の形成を図っていきます。

なお、機構は、信用リスクと流動性リスクを負担し、投資家は、金利リスクと期限前償還リスクを負担します。



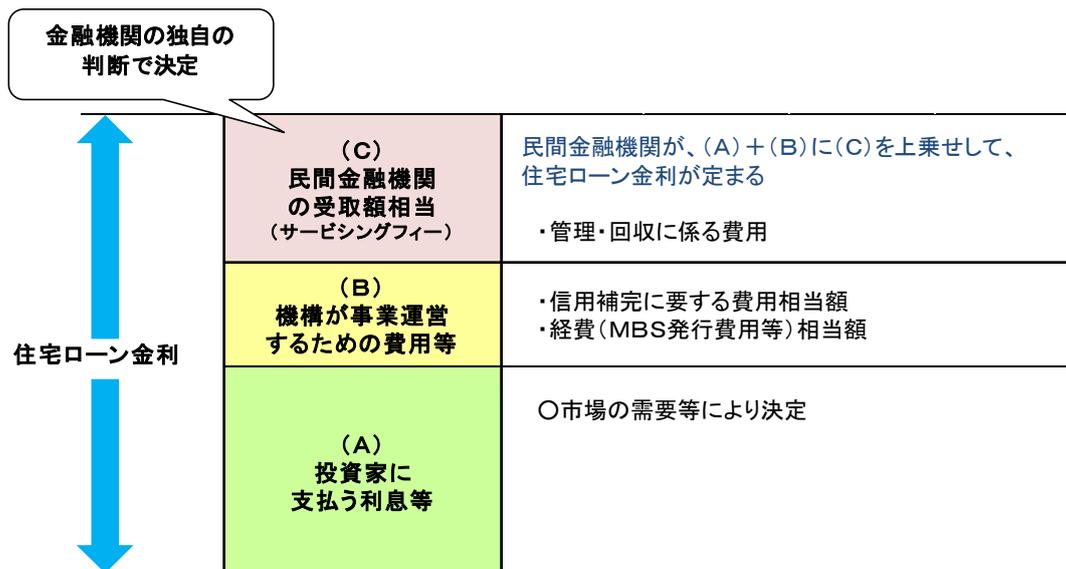
(e) 買取り対象となる住宅ローン

買取りの対象となる住宅ローンの主要な要件

1. 申込本人又は親族が居住する住宅の建設又は新築住宅若しくは中古住宅の購入(中古住宅の購入に付随して行う改良を含む。)のための貸付けであること(申込本人の借換えのための貸付けを含む。)
2. 住宅の耐久性等について機構が定めた技術基準に適合する住宅であること。
3. 1戸当たりの住宅の建設又は購入に要する費用が1億円以下であること。
4. 貸付額が、住宅の建設又は購入に要する費用以内であること。
5. 貸付額が、100万円以上8,000万円以下であること。
6. 長期・固定金利の住宅ローンであること
 - (i) 償還期間が15年以上35年以内であること。
 - (ii) 貸付利率が全期間固定であること。

(f) 金利の構成要素

住宅ローンの金利は、投資家に支払う機構MBSの利息等に、機構が事業を運営するための費用を加え、これに各金融機関が独自に設定する管理・回収に係る費用(サービシング・フィー)を加えて決定されます。このため、金融機関ごとに住宅ローンの金利は異なります。



(g) 証券化支援事業(買取型)における住宅ローン債権の譲受け手続について

1. 機構が債権を譲り受ける金融機関

証券化支援事業(買取型)においては、機構は、主務省令で定める金融機関が貸し付けた住宅ローン債権を譲り受け、当該債権の元利金の回収等の業務を当該金融機関に委託しています。機構が債権を譲り受ける金融機関は、住宅ローンの融資審査や元利金の回収等の業務を的確に行う能力を有する等、機構が適格と判断した金融機関であり、これらの金融機関とはあらかじめ住宅ローン債権売買基本契約等を締結しています。

2. 機構が金融機関から譲り受ける住宅ローン債権

機構が金融機関から譲り受ける住宅ローン債権は、機構が住宅ローン債権売買基本契約において定める譲渡債権適格基準を満たしている債権です。譲渡債権適格基準としては、債務者に関する基準、抵当権等に関する基準、住宅に関する基準(住宅について適合証明機関から機構の定める技術基準に適合している旨の証明書が交付されていること)等があります。

(i)信用力について

機構は、金融機関から譲渡しの申請があった住宅ローン債権について、譲受けの可否について必要な審査を行った上、譲渡債権適格基準のすべてを満たしていること等を確認した場合に、当該債権の譲受けについて承諾します。機構は住宅ローン債権について一定水準以上の信用力を確保し、譲受けの手続を滞りなく行うことを可能とするために、譲渡債権適格基準の詳細を定め、債権譲渡事務に関する詳細なマニュアルを整備し、金融機関に提示しています。さらに住宅ローン債権売買基本契約において、金融機関に住宅ローン債権の譲渡時点で当該債権が譲渡債権適格基準を全て満たしていることを表明・保証させ、当該基準を満たしていなかったことが後日判明した場合には、機構から原債権者である金融機関に対し当該住宅ローン債権の再売買を行う等の措置を講じています。この結果、どの金融機関から債権を譲り受けたとしても、信用力については、一定以上の水準を満たしているという点で均質なものであると考えられます。

(ii)担保等について

機構が譲り受けた住宅ローン債権については、債権保全の観点から、機構のために①建物と敷地(敷地については、担保提供された敷地がある場合に限り)に第一順位の抵当権を設定すること、②建物に火災保険を付けることを条件としています。また、利用者の任意ではありますが、万一の場合の備えとして、機構団体信用生命保険への加入を勧奨しています。

なお、譲渡債権適格基準は、機構の住宅ローンの融資基準とはほぼ同内容の基準であり、機構が譲り受けた住宅ローンと機構の住宅ローンの信用力も、均質なものであると考えられます。

(h) 「フラット35取扱実績に応じたMBS配分プログラム」について

「フラット35取扱実績に応じたMBS配分プログラム」は、証券化支援事業(買取型)の取扱金融機関が、その買取実績に応じて機構MBSを取得できる機会をもつプログラムです(2016年4月に発行条件決定分の機構MBSから実施)。

本プログラムに参加する金融機関は、住宅ローン債権売買基本契約等とは別に、機構と「フラット35取扱実績に応じたMBS配分プログラム」に関する契約を締結する必要があります(参加は任意)。また、機構MBSの配分枠(本プログラムに基づき、機構MBSの配分を申し出ることのできる上限金額)が設定されるためには、直近の半期の証券化支援事業(買取型)の資金実行額が12億円以上であることが必要となります。本プログラムに参加している金融機関が機構MBSの投資において配分枠を利用する場合は、当該配分枠を活用した配分希望額を各機構MBSの起債における事務主幹事会社等に申し出ること、機構MBS

Sを取得することができます。なお、本プログラムにより参加金融機関に配分される金額の合計額は各月のMBS発行額の10%程度が上限となります。

(i) 付随業務について

機構は、機構MBSの発行者です。機構は、機構MBSに係る債務の担保に供するための貸付債権（機構若しくは旧公庫が譲り受けた貸付債権又は機構若しくは旧公庫が貸し付けた貸付債権により構成されます。）の信託について信託契約（以下「信託契約」といいます。）を締結しており、信託設定前の信託債権の原保有者及び信託契約の委託者になります。また、信託契約に基づき、信託債権の管理、回収金の受領事務を受託者の委任を受けて行います。

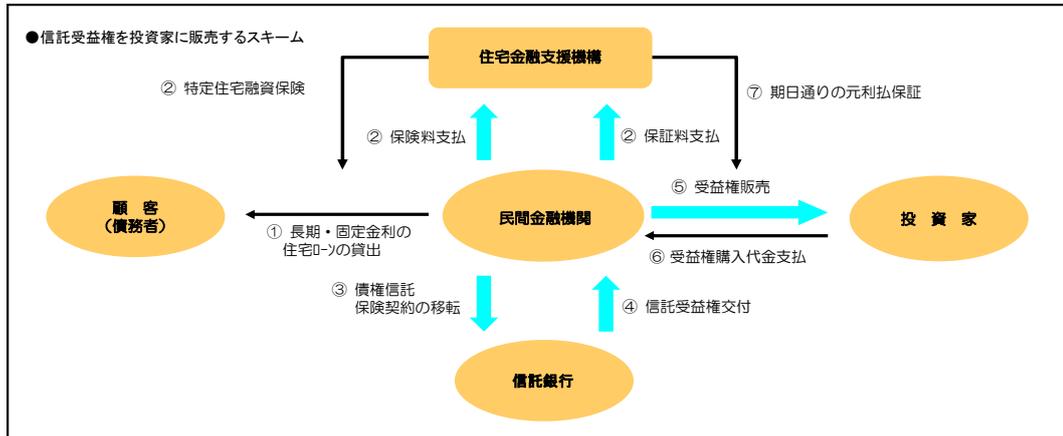
イ 証券化支援事業（保証型）について

(a) 制度の概要

機構は、民間金融機関が融資する長期・固定金利の住宅ローンについて、住宅ローン利用者が返済不能となった場合に民間金融機関に対し保険金の支払を行う特定住宅融資保険の引受けを行います。

また、機構は、当該住宅ローンを担保として発行されたMBSに係る債務の支払について、投資家に対し期日どおりの元利払い保証を行います。

(b) スキームの概要



(c) 証券化支援事業(保証型)の対象となる民間住宅ローン

証券化支援事業（保証型）の対象となる民間住宅ローンは次に掲げる項目を含めた基準に適合するものとします。

1. 申込本人又は親族が居住する住宅を建設又は購入するための貸付け（申込本人の借換えのための貸付けを含む。）であること。
2. 建築基準法の基準とともに一定の耐久性等の機構が定めた技術基準に適合する住宅であること。
3. 1戸当たりの住宅の建設又は購入に要する費用が1億円以下であること。
4. 貸付額が、住宅の建設又は購入に要する費用以内であること（ただし、借換えのための貸付けにあっては、住宅の担保評価額の2倍に相当する額又は借換えのための貸付けにより債務が消滅した貸付けの残債権額（借換えを行うに当たり必要な費用を含む。）のいずれか低い額以下であること。）。
5. 貸付額が、100万円以上8,000万円以下であること。
6. 長期・固定金利の住宅ローンであること。
 - (i) 償還期間が15年以上35年以内であること。
 - (ii) 貸付利率が全期間固定であること。

(3) 住宅融資保険等事業について

ア 住宅融資保険事業

(a) 制度の概要

住宅融資保険は、住宅融資保険法(昭和30年法律第63号)に基づき、民間金融機関の住宅ローンが不測の事態により事故となった場合に、あらかじめ民間金融機関と機構との間で締結した住宅融資保険契約に基づき、機構が填補割合に応じて保険金をお支払いする制度です。

(注) 住宅融資保険は、民間金融機関と機構との間で契約をする保険であり、住宅ローンを利用される方と機構との間で直接契約をする保険ではありません。

【住宅融資保険のスキーム】



(b) 付保対象となるローンの種別ごとの概要

種別	保険の対象	填補割合
フラット35パッケージ型	●【フラット35】又は災害復興住宅融資（東日本大震災関連のみ（※1））と併せてご利用いただく住宅ローン	10割 ^{※3}
フラット35つなぎ融資型	●本体融資が次のいずれかで、土地取得費、工事着工資金、中間金、住宅竣工後の受渡代金等に対する融資期間1年以下のローン ・【フラット35】 ・フラット35パッケージ ・災害復興住宅融資（東日本大震災関連のみ（※1）） ・民間金融機関が災害復興住宅融資（東日本大震災関連のみ（※1））と併せて融資する住宅ローン ・【リ・バース60】（2019年10月以降）	
特定個人ローン保険 ^{※2} （民間金融機関融資型）	●民間金融機関独自の住宅ローン	
【リ・バース60】	●満60歳以上の方が利用するリバースモーゲージ型住宅ローン（住宅ローン利用者がお亡くなりになられたときに元金を一括でご返済いただくローン）	
特定買取再販ローン保険	●中古住宅を買い取り、リフォームを実施して売却する事業（買取再販事業）を行う住宅事業者に対する融資期間1年以下のローン	
特定登録住宅リフォームローン保険	●登録住宅（注）のリフォーム又は登録住宅とするためのリフォームに対するローン （注）住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）に基づき、高齢者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として都道府県等に登録された住宅	
個人ローン保険 ^{※2}	●民間金融機関独自の住宅ローン	9割
個人つなぎローン保険 ^{※2}	●土地取得費、工事着工資金、中間金、住宅竣工後の受渡代金等に対する融資期間1年以下のローン	

※1 2019年10月以降は、東日本大震災関連のみでなく、全ての災害復興住宅融資が対象となります。

※2 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社である保証会社を保有しない中小金融機関等に限り利用が可能。

※3 填補割合が10割のローンについては、機構による付保承認が必要。

(c) 保険金の支払

機構が保険を引き受けた住宅ローンが、不測の事態により保険事故となった場合、機構は、民間金融機関に対し、填補割合に応じて保険金を支払い、支払った保険金の範囲で、保険代位により民間金融機関の住宅ローン債権を取得します。(注)

また、保険代位した住宅ローン債権の管理回収業務については、それぞれのローン種別に応じ、次のとおりとなります。

・保険金を支払った民間金融機関に委託する

フラット35パッケージ、本体融資が災害復興住宅融資又はその併せ融資であるフラット35つなぎ保険、特定個人ローン保険（民間金融機関融資型）、個人ローン保険及び個人つなぎローン保険

・保険金を支払った民間金融機関に委託しない

本体融資がフラット35（買取型若しくは保証型）又はフラット35パッケージである特定短期ローン保険、リ・バース60、買取再販特定ローン保険及び特定登録住宅リフォームローン

なお、2019年10月以降、一部のローン種別については、一定の条件に該当する場合、保険代位債権の管理回収業務を債権回収会社（サービサー）に委託します。

(注) 2006年度以前に保険関係が成立した填補割合が9割の商品については、機構は、保険金支払後も保険代位をせず、引き続き民間金融機関と債務者との間の債権債務関係は存続し、また、住宅融資保険約款において、民間金融機関が貸付金の回収に努め、回収金の90%を機構に納付する旨を規定しています。

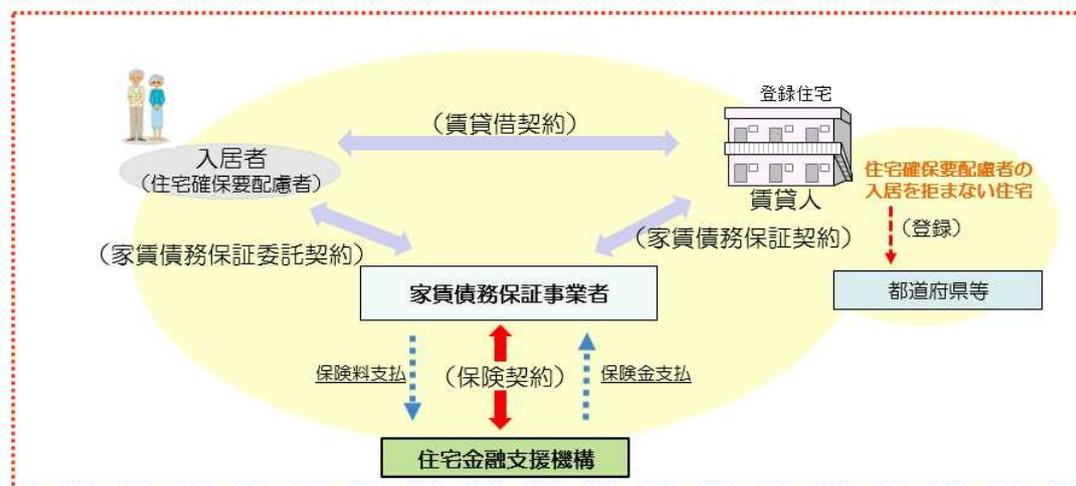
イ 家賃債務保証保険事業

(a) 制度の概要

家賃債務保証保険は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律112号）に基づく保険であり、家賃債務保証事業者が、登録住宅（※）に入居する住宅確保要配慮者の家賃債務を保証する場合に、住宅金融支援機構がその保証債務に保険を付保する制度です。

(※) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第10条第5項に規定する登録住宅をいいます。

【制度のイメージ】



(b) 主な商品概要

保険の対象範囲	未払家賃（管理費及び共益費を含む）の保証
保険料及び支払時期	月額家賃に保険料率（25%）を乗じた金額を当初入居時に 1 回のみお支払いいただきます
保険金の額	家賃債務保証事業者が代位弁済した額の 7 割 ※月額家賃の 12 か月分×7 割（8.4 か月分）または 100 万円のいずれか小さい額が限度
保険期間	保証の日から保証委託契約終了日または名義変更日まで
保険金の支払時期	保険事故後に一括支払い

(4) 住宅資金融通事業について

ア 融資制度の概要

機構は、旧公庫が行っていた融資のうち政策的に重要でありながら民間金融機関では対応が困難なものとして、以下の融資を行います。

また、このほか個人住宅（経過措置分）として、既に住宅宅地債券の積立てを行っている方などに対する融資を行います。

区分	内容
災害復興住宅融資 災害予防関連融資	り災家屋の復旧、地すべり等に備えた家屋の移転・建設、がけくずれ等に備えた防災工事資金に係る融資
密集市街地建替等融資 (まちづくり融資)	市街地における土地の合理的な利用に寄与する相当の住宅部分を有する建築物の建設資金等に係る融資
賃貸住宅融資	サービス付き高齢者向け住宅として登録された賃貸住宅、省エネ性能の高い子育て世帯向け賃貸住宅の建設資金等に係る融資
リフォーム融資	マンションの共用部分改良工事及び個人住宅の耐震改修工事のための改良資金に係る融資（高齢者向け返済特例を利用する場合は、耐震改修工事のほかバリアフリー工事のための改良資金も利用可能）
財形住宅融資	財形貯蓄を行った勤労者の財産形成を図るための住宅の建設資金・購入資金又は改良資金に係る融資

イ 住宅ローンの手続

機構の住宅ローンの申込みは、原則として機構と業務委託契約を締結した全国（沖縄県を除く。）の金融機関の本店又は支店（以下「業務取扱店」といいます。）において受け付けています。これらの業務取扱店は、国民の利便を図るために機構の住宅ローンを取り扱うことについて、機構が適格と判断した金融機関の本店又は支店です。

業務取扱店では、住宅ローンの申込みの受付に当たり、主として申込者の返済能力及び建物・土地の権利関係を審査します。前者については直近 2 年分の収入証明書及び申込内容確認書を、後者については登記事項証明書を徴求することにより、それぞれ確認しています。また、請負（売買）契約金額が適正であるかどうか、請負（売買）契約書原本の提示を求めるとして、確認することとしています。

さらに、融資の決定及び実行に当たっては、物件が機構の定める技術基準を満たしているかどうかについて、機構が業務委託契約等を締結している指定確認検査機関等による検査を受けることを義務づけています。

委託機関等がこうした審査を滞りなく行うことを可能とするために、機構は審査基準や事務の取扱いに関する詳細なマニュアルを整備する等の措置を講じています。この結果、どの委託機関で申込みが受け付けられ、

融資審査が行われたとしても、住宅ローン債権ごとの与信の基準及び手続は全国一律であるため、信用力については、一定以上の水準を満たしているという点で均質なものであると考えられます。

なお、融資を行うに当たり、債権保全の観点から、機構のために①建物と敷地（敷地については、担保提供された敷地がある場合に限り）に第一順位の抵当権を設定すること、②建物に火災保険を付けることを条件としています。また、利用者の任意ではありますが、万一の場合の備えとして、機構団体信用生命保険又は機構団体信用生命共済への加入を勧奨しています。

(5) 団体信用生命保険等事業について

フラット35（買取型）又は機構融資等を利用している方が、機構団体信用生命保険等に加入している場合は、万一の場合に生命保険会社（又は全国共済農業協同組合連合会（全共連））から支払われる保険金（共済金）により、残りの住宅ローンが弁済される保障制度です（下表参照）。

なお、死亡・高度障害状態等に加え、3大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）の場合も保障する『3大疾病付機構団信』や住宅ローンを夫婦連帯債務でお借入れする場合、夫婦お二人で加入できる『夫婦連生団信』（愛称「デュエット」）も用意しています。

【フラット35（買取型）の保障内容】

2017年9月以前の申込者		2017年10月以後の申込者	
団信の種類	保障内容	団信の種類	保障内容
機構団信	死亡・高度障害	新機構団信	死亡・身体障害保障
3大疾病付機構団信	死亡・高度障害・3大疾病	新3大疾病付機構団信	死亡・身体障害保障・3大疾病・介護保障

注：機構融資等を利用している場合は「2017年9月以前の申込者」の欄の保障内容となります。

(6) 債権管理業務について

個人向け債権については、お客さまの個別の状況を踏まえつつ、的確な債権管理を行うことにより、延滞債権の削減を図っています。特に、長期延滞債権については、融資住宅の任意売却の積極的勧奨等により、その削減に重点的に取り組んでいます。

事業者向け債権については、常日頃から各事業の収支・財務状況を把握するとともに、個別の管理を強化することにより、延滞債権の削減を図っています。

一方で、返済にお困りの方については、返済相談の体制を整えるとともに、毎回の返済負担を軽減できる返済方法変更のメニューを用意し、返済が終了するまで安心して住み続けられるようお客さまを支援しています。

特に、住宅ローンの返済が著しく困難になられたお客さまについては、家計の事情等に応じて返済負担を軽減し、返済を継続していただけるよう、返済方法変更の特例措置を実施しています。

また、上記の特例措置のほかにも、返済日の変更、毎月・ボーナス返済額の内訳変更、ボーナス返済の取りやめなどの返済方法変更も行っています。

なお、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成21年法律第96号。以下「中小企業金融円滑化法」といいます。）については、2013年3月31日をもって適用期間が終了しましたが、法の趣旨を踏まえ、住宅ローン等をご利用のお客さまからのご相談に引き続き適切に対応しています。

機構の金融円滑化への取組については次のとおりです。

ア 取組方針

- (a) 住宅ローン等の返済が困難となったお客さまにとってのセーフティネットとしての役割を十分認識し、

引き続き返済相談、返済方法変更に取り組みます。

- (b) 返済方法変更の適用に当たっては、お客さまのその後の返済継続が可能となるよう、返済計画に十分配慮します。
- (c) 返済方法変更に伴いお客さまの総支払額が増加すること等、返済方法変更の内容について、お客さまに十分にご説明します。

イ 取組体制の強化（2009年12月～）

(a) 機構の本店に対応責任者を設置

1. 担当役員を返済が困難となったお客さまの対応総括責任者としています。
2. 担当部長を返済が困難となったお客さまの対応総括副責任者としています。
3. お客さまへの対応を円滑に進めるため、担当部内に事務局を設置しています。

(b) 機構の支店に対応責任者を設置

1. 各支店の担当部門長を返済が困難となったお客さまの対応責任者としています。
2. 各支店の担当管理職者を返済が困難となったお客さまの対応リーダー及びサブリーダーとしています。

(c) 機構の本店にサポート総括管理者を設置

担当部長を返済が困難となったお客さまのサポート総括管理者とし、お客さまコールセンターにおいてお客さまからの電話照会に対応しています。

(7) 住宅ローン債権の概要

ア 延滞等及び繰上返済の状況

	2017年度末 (2018年3月)	2018年度末 (2019年3月)
1か月延滞率	0.58%	0.59%
2か月延滞率	0.14%	0.14%
3か月延滞率	0.10%	0.10%
4か月以上延滞率	0.16%	0.16%
期末債権件数	716,179	757,908
期末債権残高 (百万円)	15,077,754	16,131,719

	2017年度末 (2017年4月 ～ 2018年3月)	2018年度末 (2018年4月 ～ 2019年3月)
繰上償還請求率	0.23%	0.22%
繰上返済率	6.10%	4.06%

- ・ 上記各表のデータは、旧公庫又は機構が1983年4月以降に資金実行したマイホーム新築融資、マンション購入融資、建売住宅購入融資、優良分譲住宅購入融資、優良中古住宅購入融資及び都市居住再生融資の約10%の債権から「ゆとり返済」を利用していない債権及び旧公庫又は機構が2003年11月以降に買い取った買取債権（建設）、買取債権（新築購入）及び買取債権（中古購入）の債権を抽出して作成されたものです。
- ・ 上記表中、延滞月数については、当月末において約定割賦金額が未納となっている場合に、その月において1か月延滞とし、さらに翌月にも入金がない場合には、2か月延滞とし、以降、1月ずつ延滞月数が加算されます。
- ・ 延滞率は、前月末の債権残高に対する、各延滞月数に該当する延滞債権残高の比率を使用しております。

す。

- ・ 上記表中、繰上償還請求とは、信託直貸債権金銭消費貸借抵当権設定契約（旧公庫又は機構が住宅ローン債務者と締結した信託直貸債権に係る金銭消費貸借及び抵当権設定に関する契約）第4条、又は信託買取債権金銭消費貸借契約（金融機関が住宅ローン債務者と締結し、その後、旧公庫又は機構が金融機関から買い取った信託買取債権に係る金銭消費貸借に関する契約）第4条に基づいて、旧公庫又は機構が債務者に返済請求を行うことをいいます。
- ・ 上記表中、繰上返済とは、債務者が、期限内に債務の全部又は一部を繰り上げて返済することをいいます。
- ・ 繰上償還請求率及び繰上返済率は、前月末の債権残高に対する、それぞれ、繰上償還請求金額及び繰上返済金額の比率を使用しております。また、年度の推移では、年度間で月次率を累積し、年率換算した値を記載しております。

イ 返済方法変更に関する状況

- (a) 廃止前の旧住宅金融公庫法第22条（昭和25年法律第156号。以下「旧公庫法」といいます。）等に係る返済方法変更

1. 返済特例による返済方法変更件数率

集計期間	2017年度 累計	2018年度 累計
返済方法変更		
返済特例	0.07%	0.06%

- ・ 上記表における件数率は、各集計期間の期首において機構が保有する全ての証書貸付債権の件数に対して、各集計期間に発生した返済方法変更件数の割合を表しています。
- ・ 「返済特例」とは、離職、障害、疾病等のやむを得ない事情により、元利金の支払が著しく困難となった者に対して、旧公庫法等に定める返済期間を超えて返済期間を延長する等の返済方法変更をいいます。

2. 災害り災者に対する返済方法変更件数率

集計期間	2017年度 累計	2018年度 累計
返済方法変更		
災害特例	0.0033%	0.0019%

- ・ 上記表における件数率は、各集計期間の期首において機構が保有する全ての証書貸付債権の件数に対して、各集計期間に発生した返済方法変更件数の割合を表します。
- ・ 「災害特例」とは、災害の発生に伴い元利金の支払が著しく困難となるおそれのある者に対して、旧公庫法等に定める返済期間を超えて返済期間を延長する等の返済方法変更をいいます。

- (b) 旧公庫法第21条第3項又は機構法附則第31条の規定による改正前の北海道防寒住宅建設等促進法第8条第4項に係る段階金利特例措置による返済方法変更件数率

集計期間	1999年10月から2018年8月まで
返済方法変更	
段階金利特例措置	0.0076%

- ・ 上記表における件数率は、集計期間の期首において旧公庫が保有するすべての証書貸付債権の件数に対して、集計期間に発生した返済方法変更件数の割合を表します。
- ・ 「段階金利特例措置」とは、段階金利の適用を受ける者のうち11年目以降において一定の要件を満たすものについて11年目以降にあっても当初10年間の適用利率と同率の金利を適用する措置をいいます。

③ 財政投融资事業に関する政策コスト分析について

政策コスト分析とは、財政投融资を活用している事業について、一定の前提条件（将来金利、事業規模など）を設定して将来キャッシュフロー（資金収支）等を推計し、これに基づいて、財政投融资対象事業の遂行のために、

- (1) 将来、国から支出されると見込まれる補助金等【国からの補助金等】から、
 - (2) 将来、国に納付されると見込まれる国庫納付等【国への納付金等】
- を差し引いて割引現在価値を求め、これに、
- (3) 既に投入された出資金等による利払軽減効果の額【国にとっての機会費用】
- を加えて、各財投機関が試算するものです。分析結果は、財政投融资対象の独立行政法人等について財政制度等審議会財政投融资分科会を経て、毎年度、財務省から公表されます。

政策コスト分析については、財務省ホームページ

(https://www.mof.go.jp/filp/summary/policy_cost_analysis/index.htm) をご参照ください。

4. 関係法人の状況

2018 年度末において、特定関連会社等に該当する法人はありませんでした。

5. 職員の状況(2019 年 3 月 31 日現在)

2019 年 3 月 31 日現在における常勤職員の人数は 847 人です。

第2 事業の状況

1. 業績等の概要

以下は機構の事業業績等の概要に関して記載しています。

① 機構の事業業績等の概要

(1) 事業の実施状況(2018年度)

ア 事業計画及び実績

証券化支援事業(買取型)の2018年度事業計画は、買取戸数7万3,600戸、買取額2兆771億円であり、買取実績は7万6,972戸、2兆2,732億円となりました。証券化支援事業(保証型)の2018年度事業計画は、特定住宅融資保険の保険価額の総額3,106億円(11,000戸)であり、保険付保実績は8,702戸、2,420億円となりました。

住宅融資保険事業の2018年度事業計画は、保険価額の総額3,728億円でした。

これに対して、保険関係が成立したのは5万9,159件、4,079億円となりました。

住宅資金融通事業の2018年度事業計画は、貸付戸数2万330戸、貸付契約額2,334億円でした。

これに対して、貸付契約実績は2万8,537戸、2,590億円、資金交付額は2,313億円となりました。

団体信用生命保険等事業の2018年度における債務弁済委託契約実績は、件数は6万6,038件、金額は1兆9,228億円となりました。

(注) 住宅融資保険においては、貸付金(証券化支援事業(保証型))に係る保険の場合、利息その他の附帯の債権を含みます。)の額が保険価額となり、保険価額に100分の90(機構が承認した貸付けに係る保険関係にあつては、100分の100)を乗じて得た金額が保険金額となります。

証券化支援事業

(単位:戸、百万円)

2017年度				
	事業計画		実績	
	戸数	金額	戸数	金額
買取型	75,500	2,026,000	87,551	2,515,615
保証型	9,000	241,500	4,856	138,257
2018年度				
	事業計画		実績	
	戸数	金額	戸数	金額
買取型	73,600	2,077,100	76,972	2,273,174
保証型	11,000	310,600	8,702	241,959

住宅融資保険事業

(単位:戸、百万円)

		2017年度	2018年度
保険価額の総額の限度額		349,380	372,820
保険関係成立	件数	54,742	59,159
	金額	380,738	407,904

住宅資金通事業

(単位：戸、百万円)

2017年度					
	事業計画		貸付契約実績		資金交付実績
	戸数	金額	戸数	金額	金額
災害復興住宅	5,330	88,100	2,313	36,950	39,991
災害予防等	130	1,295	41	269	362
計	5,460	89,395	2,354	37,219	40,353
密集市街地建替等	5,000	55,000	7,826	65,456	66,201
賃貸住宅	11,000	108,000	12,504	127,141	91,889
財形住宅	100	2,000	10	111	216
個人住宅(経過措置分)	10	100	0	0	0
総合計	21,570	254,495	22,694	229,926	198,659
2018年度					
	事業計画		貸付契約実績		貸付交付実績
	戸数	金額	戸数	金額	金額
災害復興住宅	4,100	67,100	3,079	33,198	36,050
災害予防等	120	1,220	33	241	199
計	4,220	68,320	3,112	33,439	36,249
密集市街地建替等	5,000	55,000	9,931	65,671	63,207
賃貸住宅	11,000	108,000	15,481	159,599	131,581
財形住宅	100	2,000	13	289	222
個人住宅(経過措置分)	10	100	0	0	0
総合計	20,330	233,420	28,537	258,997	231,259

(注) 1. 合計は、四捨五入の関係により一致しないことがあります。

2. 貸付契約実績とは、機構が融資することを承認した実績をいいます。

団体信用生命保険等事業

(単位：件、百万円)

	2017年度		2018年度	
	債務弁済充当(委託)契約		債務弁済充当(委託)契約	
	件数	金額	件数	金額
団体信用生命保険	58,933	1,640,002	66,006	1,922,293
うちフラット35	57,522	1,615,127	64,666	1,900,487
団体信用生命共済	49	719	32	480
うちフラット35	4	65	0	0
計	58,982	1,640,721	66,038	1,922,773

イ 資金計画の実績

2018年度の買取債権の取得及び貸付けについては、2兆7,202億円を予定しましたが、実績は2兆5,201億円となりました。

買取債権の取得及び貸付けの原資としては、債券発行収入金2兆7,144億円、財政融資資金借入金361億円、民間借入金1,236億円、買取債権等回収金2兆3,127億円等の収入から借入金償還1兆4,873億円、

債券償還金 1 兆 4,310 億円等の支出を控除した額を充てました。

また、一般会計からは国庫補助金 251 億円（優良住宅整備促進事業等補助金）を受け入れました。

以上の資金計画の実績は、次表のとおりです。

(単位：百万円)

項目		2017 年度	2018 年度
支出	買取債権等	2,755,739	2,520,072
	借入金償還	1,587,220	1,487,286
	債券償還金	1,704,707	1,431,007
	その他	1,529,834	1,334,326
	計	7,577,501	6,772,690
収入	一般会計出資金	—	—
	買取債権等回収	2,753,457	2,312,714
	借入金	181,900	159,700
	債券	2,673,687	2,714,359
	国庫補助金	25,310	25,132
	その他	1,943,148	1,560,786
	計	7,577,501	6,772,690

このうち、借入金の内訳は次のとおりです。

借入金の内訳 (単位：百万円)

区分	2017 年度	2018 年度
財政融資資金借入金	39,500	36,100
民間借入金	142,400	123,600
計	181,900	159,700

ウ 買取債権等残高

2018 年度末における買取債権等残高は、23 兆 4,865 億円（うち、買取債権分 15 兆 9,061 億円）です。

(単位：件、百万円)

	2017 年度		2018 年度	
	件数	金額	件数	金額
買取債権	675,326	14,797,926	722,208	15,906,087
個人住宅	837,624	6,227,469	750,898	5,338,511
賃貸住宅	11,131	981,268	11,613	998,562
都市居住再生等	19,475	413,426	17,782	401,587
復旧改良	52,326	543,654	50,192	532,291
関連公共施設等	—	—	—	—
宅地造成	9	13,459	8	12,422
財形住宅	42,113	293,040	38,048	255,643
年金譲受債権	17,098	48,531	15,168	41,415
計	1,655,102	23,318,773	1,605,917	23,486,518

エ 債務弁済充当（委託）契約残高等

(a) 債務弁済充当（委託）契約

2018年度末における債務弁済充当（委託）契約残高は、15兆4,068億円です。

年度末保有契約 (単位：件、百万円)

	2017年度		2018年度	
	件数	金額	件数	金額
団体信用生命保険	1,217,264	15,108,082	1,171,310	15,291,824
うちフラット35	453,166	9,578,320	491,890	10,566,324
団体信用生命共済	28,036	140,007	24,643	114,977
うちフラット35	92	1,429	84	1,273
計	1,245,300	15,248,088	1,195,953	15,406,801

(b) 債務弁済

(単位：件、百万円)

	2017年度		2018年度	
	件数	金額	件数	金額
団信弁済履行額	8,013	62,312	7,369	55,989
受取保険（共済）金	8,013	61,803	7,369	55,530
うち受取保険金	7,752	60,474	7,091	54,215
うち受取共済金	261	1,329	278	1,315

オ 保証業務

(a) 保証債務の異動

2018年度末における期末保証債務残高は、1,718億円です。(単位：件、百万円)

	2017年度		2018年度	
	件数	金額	件数	金額
期首保証債務残高	60,397	229,973	54,400	198,223
保証委託契約	0	0	0	0
保証債務の減少	5,997	31,750	5,833	26,390
うち保証債務履行	318	1,425	297	1,204
期末保証債務残高	54,400	198,223	48,567	171,833

(b) 求償権の異動

2018年度末における期末求償権残高は、65億円です。(単位：件、百万円)

	2017年度		2018年度	
	件数	金額	件数	金額
期首求償権残高	2,284	8,319	2,051	7,082
期中保証債務履行	316	1,422	296	1,256
期中求償権回収	219	1,646	137	1,317
期中求償権償却	330	1,014	211	499
期末求償権残高	2,051	7,082	1,999	6,522

カ 受託業務

(a) 独立行政法人勤労者退職金共済機構からの受託業務

独立行政法人勤労者退職金共済機構から委託を受けて行う労働者住宅の設置又は整備に要する資金の貸付業務及び勤労者の持家の取得に要する資金の貸付業務の実績は、次のとおりです。

	事業計画	貸付決定		貸付金残高	
		件数	金額	件数	金額
2017年度	—	—	—	72	1,779
2018年度	—	—	—	61	1,514

(注) 2002年度以後、新規申込受付を停止しております。

区分	事業計画	貸付決定		貸付金残高	
		件数	金額	件数	金額
分譲	2017年度	—	—	50	86
	2018年度	—	—	48	74
転貸	2017年度	70,000	547	38,508	395,348
	2018年度	70,000	666	35,930	360,627

(注) 1. 転貸融資は、多目的住宅融資及び災害融資を含みます。

2. 分譲融資、多目的住宅融資及び共同社宅用住宅融資については、2007年4月24日以後、新規受付を停止しております。

(b) 独立行政法人福祉医療機構からの受託業務

独立行政法人福祉医療機構から委託を受けて行う厚生年金、船員保険又は国民年金の被保険者に対する住宅資金の貸付業務の実績は、以下のとおりです。

	事業計画	貸付決定		貸付金残高	
		件数	金額	件数	金額
2017年度	—	—	—	44,255	117,306
2018年度	—	—	—	39,335	100,513

(注) 2005年度以後、新規申込受付を停止しております。

(2) 損益の状況

2018年度における損益の状況は、次表のとおりです。

(単位：百万円)

経常収益	627,351
資金運用収益	467,713
保険引受収益	81,972
役務取引等収益	496
補助金等収益	70,630
その他業務収益	40
その他経常収益	6,501
経常費用	425,797
資金調達費用	278,001
保険引受費用	80,057
役務取引等費用	24,274
その他業務費用	10,421
営業経費	27,164
その他経常費用	5,879
特別利益	168
特別損失	941
当期純利益	200,781
前中期目標期間 繰越積立金取崩額	3,582
当期総利益	204,363

(3) 主要勘定

2018年度末の主要勘定の概要は、次のとおりです。

ア 買取債権等

2018年度末の買取債権等残高は、23兆4,865億円となりました。当期中の増減状況は、買取等実行額2兆5,044億円、回収額2兆3,198億円（うち任意繰上償還額は、1兆815億円）、買取債権等償却額169億円です。

イ 資本金

2018年度末の資本金残高は、7,015億円であり、その内訳は一般会計出資金6,126億円、財政投融资特別会計出資金545億円、金利変動準備基金344億円です。

ウ 長期借入金

2018年度は、財政融資資金から361億円、民間から1,236億円を借り入れました。また、財政融資資金へ1兆4,378億円、民間へ495億円を償還したので、2018年度末長期借入金残高は、財政融資資金借入金4兆2,273億円、民間借入金3,378億円、合計4兆5,650億円となりました。

エ 債券

2018年度は、住宅金融支援機構債券を2兆6,900億円（額面額ベース。以下同じです。）、住宅金融支援機構財形住宅債券を244億円発行しました。また、住宅金融支援機構債券を1兆3,355億円、住宅金融支援機構財形住宅債券を544億円、住宅金融支援機構住宅宅地債券を411億円償還したので、2018年度末の債券発行高は、住宅金融支援機構債券17兆9,722億円、住宅金融支援機構財形住宅債券1,816億円、住宅金融支援機構住宅宅地債券1,469億円、合計18兆3,006億円となりました。

(4) 2018年度リスク管理債権

リスク管理債権の開示基準については、自己査定結果をベースに開示することとしています。

機構は、フラット35(買取型)や機構融資を利用して住宅を取得された方々が、生活環境の変化などの様々な事情によりローンの返済が困難となった場合や、阪神・淡路大震災、東日本大震災などに見られるような大規模な自然災害が発生し被災したことにより一時的にローンの返済が困難となった場合においても、できる限り生活の基盤である住宅に住み続けられるように、親身になってローン返済相談を行うとともに、個々のお客さまの事情に応じた返済方法の変更を行い、返済の継続を支援しています。

さらに、1998年10月の閣議決定に基づき、勤務先の倒産等によるローン返済困難者に対しては、特例措置を設け、国の施策に対応した貸出条件の緩和措置を行っています。

機構の貸出条件緩和債権は、リスク管理債権の約55%を占めておりますが、上記政策目的を果たすための措置として返済方法の変更の実施により生じたものです。また、貸出条件緩和債権は他のリスク管理債権と比べ貸倒率が低く、そのまま不良債権の急増につながる可能性は低いものと考えています。

機構においては、返済方法の変更に応じることにより、お客さまができる限り住宅に住み続けられるよう支援するとともに、財務の健全化に取り組んでいます。

(単位：億円、%)

区分	既往債権等	買取債権	合計
破綻先債権額 (A)	507	142	649
延滞債権額 (B)	1,914	392	2,305
3か月以上延滞債権額 (C)	534	178	711
小計(D) = (A) + (B) + (C)	2,955	712	3,666
比率 (D)/(G) × 100	3.89	0.45	1.56
貸出条件緩和債権額 (E)	4,003	536	4,539
合計(F) = (A) + (B) + (C) + (E)	6,958	1,248	8,206
比率 (F)/(G) × 100	9.17	0.78	3.49
総貸付金残高 (G)	75,870	159,061	234,930

(注)1. 合計は四捨五入の関係により一致しないことがあります。

2. 既往債権等とは、買取債権以外の貸付債権及び求償債権のことをいいます。

(補足)1. 破綻先債権額(A)

自己査定の結果、破綻先に区分された債務者に対する貸付けの元金残高額を計上しています。

2. 延滞債権額(B)

自己査定の結果、実質破綻先及び破綻懸念先に区分された債務者に対する貸付けの元金残高額を計上しています。

3. 3か月以上延滞債権額(C)

弁済期限を3か月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高額で、破綻先債権額(A)及び延滞債権額(B)に該当しないものを計上しています。

4. 貸出条件緩和債権額(E)

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元金の返済猶予など債務者に有利となる取決め(以下「返済方法の変更」といいます。)を行った貸付けの元金残高額で、破綻先債権額(A)、延滞債権額(B)及び3か月以上延滞債権額(C)に該当しないものを計上しています。

ただし、返済方法の変更を行ったときから原則として4年が経過した債権のうち返済が正常に行われているものについては、信用リスクが正常債権と同等となったと判断されるため、貸出条件緩和債権に含めていません。これに該当し、貸出条件緩和債権に含めていない貸付けの元金残高額は合計で516億円です。

なお、開示している貸出条件緩和債権額には、政府の経済対策などの要請によって返済方法の変更を行った貸付けなども含まれています。

5. 備考

機構の債権については、融資物件に設定した第一順位の抵当権その他の担保等からの回収が図られるため、開示した残高の全てが回収不能となるものではありません。

(5) グリーンボンドにより調達した資金の充当状況について

機構は、省エネ住宅普及の取組について広く知っていただくとともに、政策実施機関として良質な住宅のさらなる普及促進に貢献することを目的として、2019年1月にグリーンボンド（「住宅金融機構グリーンボンド」）を発行しました。

グリーンボンドにより調達した資金は、下記の買取期間に買い取った住宅ローン債権のうち、【フラット35】Sの省エネルギー性に関する基準※を満たす新築住宅に対するものの買取代金に充当しています。

なお、グリーンボンドにより調達した資金は、発行日の翌営業日の入金時に対象債権の買取代金に全額充当しており、未充当資金は発生していません。

<グリーンボンドの資金使途及び調達資金の充当状況>

グリーンボンドの名称	資金使途の対象となる債権の買取期間	資金使途の対象となる債権	買取件数(件)	買取額(円)	充当額
一般担保第255回住宅金融支援機構債券	2018年9月から11月まで	【フラット35】S 金利Aプラン(省エネルギー性)	2,788	86,197,710,000	100億円
		【フラット35】S 金利Bプラン(省エネルギー性)	1,698	57,074,680,000	
		【フラット35】S 金利Aプラン(耐久性・可変性)	2,999	102,537,960,000	
		計	7,485	245,810,350,000	
		(参考) 【フラット35】(新築住宅)の合計	12,617	402,295,740,000	

(注) 「充当額」について、記載した金額のうち債券発行諸費用分は除きます。

※ 「省エネルギー性に関する基準」とは、【フラット35】S 金利Aプラン(省エネルギー性)、【フラット35】S 金利Bプラン(省エネルギー性)又は【フラット35】S 金利Aプラン(耐久性・可変性)において定められている技術基準です。

各プランにおける具体的な省エネルギー性に関する技術基準は以下のとおりです。いずれも法令等を根拠としており、当該基準を満たす住宅の普及を促進することで、エネルギー消費量(CO2排出量)の削減効果が期待できます。

省エネルギー性に関する技術基準

資金使途の対象となる【フラット35】S	省エネルギー性に関する技術基準
【フラット35】S 金利Aプラン(省エネルギー性)	認定低炭素住宅
	性能向上計画認定住宅
	一次エネルギー消費量等級5
【フラット35】S 金利Bプラン(省エネルギー性)	一次エネルギー消費量等級4以上
	断熱等性能等級4
【フラット35】S 金利Aプラン(耐久性・可変性)	長期優良住宅 (断熱等性能等級4に適合することが認定要件となっています)

※ 「住宅金融機構グリーンボンド」についての詳細は機構ホームページ

(https://www.jhf.go.jp/investor/ippan_tanpo/greenbond.html) をご参照ください。

2. 対処すべき課題

① 経営理念について

経営理念

私たちは、
自立的で、透明性・効率性の高い経営のもと、
顧客価値の創造を目指して多様な金融サービスを提供することにより、
住宅金融市場における安定的な資金供給を支援し、
我が国の住生活の向上に貢献します。

② 中期目標・中期計画等

機構は、通則法第 29 条第 1 項の規定に基づき、主務大臣から達成すべき業務運営に関する目標として中期目標（以下「中期目標」といいます。）を指示され、通則法第 30 条第 1 項の規定に基づき、中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」といいます。）を作成し、主務大臣の認可を受けています。

また、通則法第 31 条第 1 項の規定に基づき、毎事業年度の開始前に、その事業年度の業務運営に関する計画（以下「年度計画」といいます。）を作成し、主務大臣に届け出しています。

中期目標、中期計画及び年度計画については、本発行者情報説明書「第 6 発行者の参考情報」をご参照ください。

③ 独立行政法人改革等

(1) 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（2010 年 12 月 7 日閣議決定）について

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」が 2010 年 12 月 7 日に閣議決定されました。同基本方針の詳細については、内閣府ホームページ(<http://www.gyokaku.go.jp/siryu/h221209/101207kakugi.pdf>)をご参照ください。

(2) 独立行政法人改革等に関する基本的な方針（2013 年 12 月 24 日閣議決定）について

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」が 2013 年 12 月 24 日に閣議決定されました。同方針の詳細については首相官邸ホームページ (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/gskaigi/>)をご参照ください。

(3) 独立行政法人通則法の一部を改正する法律及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律について

「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」及び「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」が、2014 年 6 月 13 日に公布されました。機構法については、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」により改正されています。

両法律は、2015 年 4 月 1 日に施行されました。

④ 2019 年度予算の概要

(1) 証券化支援事業

民間金融機関による相対的に低利な長期固定住宅ローンの供給を支援する証券化支援事業（【フラット 35】）を着実に推進し、住宅ローンの円滑な借入れ等を支援します。

ア 証券化支援事業（【フラット 35】）の推進

職業等による画一的融資選別をしない【フラット 35】について、融資率上限 10 割を継続して実施します。

イ 【フラット 35】S の実施

【フラット 35】の金利引下げを通じて、省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性及び耐久性・可変性が優れた住宅への誘導を図る【フラット 35】S を実施します。

○ 【フラット 35】S ※の制度概要

金利引下げプラン	金利Aプラン	金利Bプラン
金利引下げ期間	10 年	5 年
金利引下げ幅	△0.25%	

※ 【フラット 35】S には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了します。受付を終了する場合は、終了する約 3 週間前までに機構ホームページ等でお知らせします。

ウ 【フラット 35】子育て支援型及び地域活性化型の実施

「ニッポン一億総活躍プラン」、「まち・ひと・しごと創生基本方針」等における地方創生等の推進に向け、「子育て支援」、「U I J ターン」、「コンパクトシティ形成」、「空き家対策」、「防災対策」の施策を実施している地方公共団体と機構が連携し、地方公共団体による財政的支援とあわせて、【フラット 35】の借入金利を当初 5 年間、年 0.25% 又は当初 10 年間、年 0.30%（【フラット 35】地域活性化型「地方移住支援」のみ）引き下げる【フラット 35】子育て支援型及び地域活性化型を実施します。

○ 地方公共団体が実施する事業の概要

【フラット 35】 子育て支援型	次のいずれかの場合における補助金交付などの財政的支援 ・若年子育て世帯が住宅を取得する場合 ・若年子育て世帯と親世帯が同居又は近居するために住宅を取得する場合
【フラット 35】 地域活性化型	次のいずれかの場合における補助金交付などの財政的支援 ・U I J ターンを契機として、住宅を取得する場合（U I J ターン） ・居住誘導区域外から居住誘導区域内に移住する際に住宅を取得する場合（コンパクトシティ形成） ・空き家バンクに登録された住宅を取得する場合（空き家対策） ・防災、減災対策に資する住宅を取得する場合*（防災対策） ・移住支援事業による移住支援金を受給された移住者が住宅を取得する場合*（地方移住支援）

※ 事業の詳細は、各地方公共団体が、地域の実情を踏まえて個別に決定します。

※ 【フラット 35】子育て支援型・地域活性化型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了します。受付を終了する場合は、終了する約 3 週間前までに機構ホームページ等でお知らせします。

*2019 年 10 月から適用予定

エ 【フラット35】リノベの実施

既存住宅ストックの質の向上と流通促進を図るため、中古住宅の売買に際して（※）リフォームにより省エネルギー性能等について一定以上の性能向上等を行う場合、フラット35の金利を当初5年間又は10年間0.5%引き下げる【フラット35】リノベを実施します。

※ お客さま（買主）が中古住宅を購入してリフォームを行う場合だけでなく、住宅事業者によりリフォーム工事が行われた中古住宅を購入する場合も対象です。

(2) 住宅融資保険等事業

ア 【リ・バース60】（リバースモーゲージ型住宅ローン）における制度改善

【リ・バース60】の推進に向けた民間融資を支援するため、【リ・バース60】に対する保険において、以下のとおり制度改善を行います。

- (a) 特定短期ローン保険の付保対象に【リ・バース60】を追加（2019年10月から適用予定）
- (b) 資金用途がリフォームの場合に親族居住（使用貸借）を可能とします（2019年4月から適用）

イ 災害復興住宅融資（一般災害）を付保対象とする保険種別の拡充（2019年10月から適用予定）

災害発生時における被災者の早期の住宅再建等を支援するため、特定短期ローン保険及び特定個人ローン保険（フラット35パッケージ型）の付保対象に一般災害に係る災害復興住宅融資を追加します。

(3) 住宅資金融通事業等

ア 災害復興住宅融資等の融資条件の簡素化等

災害発生時における被災者の早期の住宅再建を支援するため、災害復興住宅融資等の融資条件の簡素化を実施します（2019年10月から適用予定）。

また、東日本大震災により住宅等に被害を受けられた方に対して、融資金利の引下げ等の拡充措置及び災害復興宅地融資を引き続き実施します。

財政融資資金借入金：635億円（東日本大震災分：152億円、その他：483億円）

イ 住宅ローン返済困難者対策の実施

住宅ローンの支払い能力が低下している方に対し、返済期間の延長、元金据置期間の設定など返済方法の変更を行う特例措置について、継続して実施します。

⑤ 2019年度事業計画・国費

(1) 事業計画

	2018年度計画	2019年度計画	対前年度増加率
証券化支援事業（買取型）	2.08兆円	2.37兆円	14.3%
住宅資金融通事業	0.23兆円	0.23兆円	△1.8%
合計	2.31兆円	2.60兆円	12.7%

		2018 年度計画	2019 年度計画
証券化支援事業(保証型)	特定住宅融資保険 の保険価額の総額	0.31 兆円	0.38 兆円
	債券等に係る特定 債務保証の総額		
住宅融資保険事業（保険価額の総額）		0.37 兆円	0.45 兆円

(注)

1. 上記計画については、証券化支援事業における買取実績・市場金利等の動向により変動する可能性があります。
2. 表示単位未満を四捨五入している関係で、対前年度増加率は、表示された計数により算出したものと一致しない場合があります。

(2) 国費

	2018 年度計画	2019 年度計画	対前年度増加率
国庫補助金	251.32 億円	269.54 億円	7.2%
一般会計出資金	—	—	—
合計	251.32 億円	269.54 億円	7.2%

(注) 2018 年度計画及び 2019 年度計画における国庫補助金は証券化支援事業に係るものです。

3. 事業等のリスク

当機構の事業その他に関するリスクについて、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。なお、機構は機構業務に付随する直接的・間接的な様々なリスクが存在することを認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める所存です。

以下の各項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は 2019 年 8 月 1 日現在において判断したものであります。

① 信用リスク

機構が融資又は買取りを通じて保有する貸付債権は主に返済期間が長期にわたる住宅ローンであることから、将来における景気動向、経済情勢の変化又は不動産市況の悪化による影響を受けます。この結果、与信先の信用力等が悪化し、貸付債権の資産の価値が減少又は消失することにより機構が損失を被る可能性があります。機構では、住宅ローンの融資又は住宅ローン債権の買取りに当たっての与信審査、管理回収及び自己査定の的確な実施に努めるとともに、機構が保有する貸付債権に係るポートフォリオのモニタリング及び分析を通じて、信用リスクの所在及び大きさの的確な把握並びに適正な管理に努めています。

② 保証リスク

機構は、沖縄振興開発金融公庫及び独立行政法人福祉医療機構の貸付債権に係る保証（注）、証券化支援事業（保証型）により発行された MBS に係る投資家に対する元利払い保証に関する事業を行っています。

沖縄振興開発金融公庫及び独立行政法人福祉医療機構の貸付債権に係る保証に関して、当該貸付債権のデフォルトの発生状況が保証料設定時の予測に反して変動することにより機構が損失を被る可能性があります。

また、証券化支援事業（保証型）では、民間金融機関は機構の住宅融資保険が付された住宅ローン債権を裏付けとして MBS を発行することとしているため、住宅ローン債権のデフォルト増加等により直ちに MBS に係る保証債務を履行することはありません。しかしながら、裏付けとなっている住宅ローン債権の回収を行うサービサーが破産等により回収金引渡し等に係る義務を履行できず、投資家に対して当該回収金に係る元利金の支払ができない場合には、機構が保証債務を履行することとなります。

機構では、保証の可否に係る審査及び保証契約の履行並びに保証契約の履行に伴い取得した求償債権に係る管理、回収及び自己査定の的確な実施に努めるとともに、保証の対象となる債権のモニタリング及び分析を通じて、保証リスクの所在及び大きさの的確な把握並びに適正な管理に努めています。

（注） 新規の保証事業は実施しておりません。

③ 保険引受リスク

機構は、民間金融機関が融資する住宅ローンについて、当該住宅ローンの債務者が返済不能となった場合に、民間金融機関に対し保険金の支払を行う住宅融資保険の引受けを行っています。当該住宅融資保険が付保された貸付債権に係る事故の発生状況が保険料設定時の予測に反して変動することにより機構が損失を被る可能性があります。機構では、保険引受審査及び保険金支払審査並びに保険代位により取得した貸付債権の管理及び回収の的確な実施に努めるとともに、保険関係が成立している貸付債権のモニタリング及び分析を通じて、保険引受リスクの所在及び大きさの的確な把握並びに適正な管理に努めています。

④ 市場リスク

金利等のリスク・ファクターの変動に伴い、期間損益が変動することにより損失を被る可能性があります。機構は、住宅ローン債権を主な資産としていますが、住宅ローンの債務者は期限前償還を行うことが可能と

されており、金利の変動により期間損益が影響を受けます。具体的には、金利が低下する局面においては住宅ローンの債務者からの期限前償還が増加することにより予想していた利息収入を逸失する可能性があり、他方、金利が上昇する局面においては住宅ローンの債務者からの期限前償還が減少することにより資金の再調達を行うこととなるため期間損益が悪化する可能性があります。

そのため、機構は、以下に掲げるような手法によりALM（資産・負債総合管理）を実施しています。

- ・住宅ローンの証券化
- ・期限前償還モデルによる期限前償還額の推計
- ・多様な年限による債券発行

また、機構は、証券化支援事業（買取型）を行っていますので、民間金融機関から住宅ローン債権の買取りを行ってから証券化による債券の発行までの間に一定期間が経過し、当該期間中に金利が上昇した場合には損失を被る可能性があります。このようなリスクを回避するため、必要に応じてヘッジ目的の金利スワップ取引を行うこと等により管理を行っています。

⑤ 運用先等信用リスク

機構は、余裕金の運用先である債券の発行体、金利スワップ取引のカウンターパーティー等の財務状況の悪化等に伴い資産の価値が減少又は消失することにより損失を被る可能性があります。機構では、債券の発行体、金利スワップ取引のカウンターパーティー等の信用リスク管理方法を定め、モニタリングを実施しています。

⑥ 流動性リスク

機構の財務内容の悪化等により資金繰りの状況が悪化する、市場の混乱により予定していた債券の発行ができない等の事態が生じ、機構が損失を被る可能性があります。機構では、流動性リスク対応の管理基準として流動性資産等の保有額の下限額を設定し、当該基準を日々遵守し安定的な資金繰り運営を実施しています。また、緊急時の借入枠の設定により調達手段を確保しており、資金繰りの逼迫度に応じた管理区分（平常時、警戒時、危機時）を設定するとともに、「警戒時」及び「危機時」の対応について定めています。さらに、資金繰りに影響を与える事態が生じた場合に迅速に対応を行うことができるように行動計画（コンティンジェンシー・ファンディング・プラン）を定めるなど体制を構築しています。

⑦ オペレーショナルリスク

機構は、証券化支援事業、住宅融資保険事業、住宅資金融通事業等様々な事業を行っています。これらの事業を遂行する過程で、業務のプロセス、役職員の活動、情報システムが不適切であること又は外生的な事象が発生したことに起因し、機構が損失を被る可能性があります。このリスクには、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク及び風評リスクが含まれます。機構では、業務の遂行に関連して発生するこれらのリスクの管理について適切な管理に努めています。

【主なオペレーショナルリスクの定義と管理手法】

(1) 事務リスク

機構の役職員が正確な事務を怠ること又は事故、不正等を起こすことにより、機構が損失を被る可能性があります。機構では、事務処理マニュアルの整備、事務リスク顕在化事例等の情報の収集・分析・再発防止への取組等により事務リスクの削減に取り組んでいます。

(2) システムリスク

機構は、情報システムを用いて業務、勘定処理等の根幹をなす一連の業務の処理を行っており、情報シス

テムのダウン、誤作動、不備、不正使用等が生じた場合、情報システムを用いた業務が著しく阻害されることにより、機構が損失を被る可能性があります。機構では、システム開発においてセキュリティ面に配慮するとともに、危機管理マニュアルを定め、必要に応じて、システムの二重化、バックアップセンターの設置等を行っています。

(3) 法務リスク

機構は、法令、規則等に則った適切な業務運営に努めていますが、法令等違反、不適切な契約締結その他各種取引上の法律関係の不確実性により機構が損失を被る可能性があります。機構では、内部規程の制定、契約書の作成、広告の掲出等を行う際には、法務担当部署によるリーガルチェックを行っています。また、現在機構の財政状態に重要な影響を及ぼす訴訟、仲裁手続はありませんが、今後の事業活動の過程で訴訟を提起される可能性があります。

4. 経営上の重要な契約等

該当事項はありません。

5. 研究開発活動

該当事項はありません。

6. 財政状態及び経営成績の分析

以下、機構の財政状態及び経営成績に関して記載しております。

① 経営成績の変動

(単位：百万円)

年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
経常収益	943,767	822,071	737,607	668,486	627,351
資金運用収益	709,319	636,919	559,742	502,182	467,713
保険引受収益	92,725	85,509	84,763	82,925	81,972
役務取引等収益	736	666	608	519	496
補助金等収益	78,859	86,593	81,533	75,435	70,630
その他業務収益	48	42	36	40	40
その他経常収益	62,079	12,342	10,924	7,385	6,501
経常費用	682,748	612,880	546,165	481,626	425,797
資金調達費用	524,969	451,896	380,504	321,494	278,001
保険引受費用	96,495	92,681	89,118	78,948	80,057
役務取引等費用	24,699	26,573	25,653	24,668	24,274
その他業務費用	8,879	12,334	14,519	11,196	10,421
営業経費	25,542	27,319	31,180	35,426	27,164
その他経常費用	2,164	2,078	5,191	9,894	5,879
特別利益	12,747	147	1,885	453	168
特別損失	12	2,170	386	108	941
当期純利益	273,754	207,168	192,941	187,205	200,781
前中期目標期間 繰越積立金取崩額	8,686	8,770	9,596	9,023	3,582
当期総利益	282,440	215,938	202,537	196,227	204,363

経常収益は、前年度に比べ411億円減少し6,274億円となりました。これは主に、買取債権残高が積み上がった一方で、貸付金残高が減少したこと等により資金運用収益が345億円減少したこと等によります。

経常費用は、前年度に比べ558億円減少し4,258億円となりました。これは借入金残高の減少等により資金調達費用が435億円減少したこと等によります。

これらにより、当期総利益は81億円増加し、2,044億円となりました。

このうち、証券化支援勘定においては、買取債権残高が増加したことや適切な債権管理を行ったこと等により、当期総利益は821億円となりました。

証券化支援事業(買取型)の信用リスク等については、収益の発現に対して費用の発現が遅れる傾向があり、融資期間前半の利益で後半の損失を賄う構造となっていることを踏まえ、将来の信用リスク等に備えるために当期総利益全額を積立金(独立行政法人通則法第44条第1項)としています。

また、既往債権管理勘定においては、貸付金残高の減少等により、当期総利益は1,074億円となりました。今後、新たな国庫負担を発生することなく、安定的に事業を終了させる観点から、将来の信用リスク等に備えるため、利益剰余金全額を積立金(独立行政法人住宅金融支援機構法附則第7条第7項)としています。

損益の状況の詳細については、本発行者情報説明書「第5 経理の状況」をご参照ください。

② 財政状態について

(単位：百万円)

年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
買取債権	11,639,364	12,832,281	13,661,582	14,797,926	15,906,087
貸付金	13,240,377	11,392,188	9,673,015	8,472,315	7,539,016
貸倒引当金	△270,287	△231,258	△200,602	△182,853	△170,622
その他	3,825,832	3,398,763	3,186,221	2,776,898	2,771,025
資産合計	28,435,286	27,391,974	26,320,216	25,864,287	26,045,505
借入金	11,076,683	9,039,633	7,297,941	5,892,620	4,565,035
債券	14,351,756	15,327,397	16,047,978	17,017,056	18,300,479
その他	1,865,553	1,675,691	1,435,045	1,279,868	1,304,318
負債計	27,293,992	26,042,721	24,780,964	24,189,545	24,169,831
資本金	711,735	711,735	708,642	701,475	701,475
資本剰余金	△257	381	381	381	381
利益剰余金	431,318	638,486	831,427	973,932	1,174,713
評価・換算差額等	△1,502	△1,350	△1,198	△1,047	△895
純資産計	1,141,294	1,349,253	1,539,252	1,674,742	1,875,674
負債・純資産合計	28,435,286	27,391,974	26,320,216	25,864,287	26,045,505

資産合計は、2018年度末現在で26兆455億円と前年度比1,812億円増加となっております。これは、買取債権残高の増加1兆1,082億円(7.5%増)が主な要因です。

負債合計は、2018年度末現在で24兆1,698億円と、前年度比197億円減少となっております。これは、借入金の減少1兆3,276億円(22.5%減)が主な要因です。

純資産における「評価・換算差額等」は、民間の金融商品会計基準が適用される金利スワップ取引に係る評価差額です。

財政状態の詳細については、本発行者情報説明書「第5 経理の状況」をご参照ください。

第3 設備の状況

以下は機構の設備投資等の概要、主な設備の状況に関して記載しております。

1. 設備投資等の概要

2018年度において取得した主要な設備等は以下のとおりです。

(単位：百万円)

対象	所在地	内容	取得時期	取得額
本店	東京都文京区	本店ビル防災設備設置	2018年11月	9

2. 主要な設備の状況

2019年度末における主要な設備の状況は以下のとおりです。

(単位：㎡、百万円)

内容	所在地	土地		建物	什器	合計
		面積	帳簿価格	帳簿価格	帳簿価格	帳簿価格
本・支店等	東京都文京区等	25,982	14,812	11,644	410	26,866

(注1) 什器には、備品等を含みます。

(注2) 単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計は一致しない。

3. 設備の新設、除却等の計画

2019年度の設備への支出計画は以下のとおりです。

(単位：百万円)

対象	所在地	内容	支出予定額
本・支店等	東京都文京区等	設備更新等	180

第4 発行者の状況

1. 資本金の推移

以下は資本金の実績推移と2019年度計画を記載しています。

なお、機構法第6条により、機構の資本金は、政府から出資があったものとされた金額とされ、政府が追加して出資した場合、当該出資額により資本金を増加するものとされています。

また、通則法第8条第3項及び第46条の2の規定により、独立行政法人は、不要財産であって、政府からの出資又は支出に係るものについては、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付するものとされています。

(単位：百万円)

年度	資本金		
	受入額	納付額	期末残高
2014年度	6,689	2	711,735
2015年度	—	—	711,735
2016年度	—	3,093	708,642
2017年度	—	7,167	701,475
2018年度	—	—	701,475
2019年度(計画)	—	—	701,475

2. 役員の状況

2019年7月1日における役員数は11人です。

	理事長	副理事長	理事	監事	備考
定数	1人	1人	6人	3人	
法定任期	中期目標期間の 末日まで	4年	2年	中期目標期間の最後の 事業年度についての財 務諸表承認日まで	再任可能

(2019年7月1日現在)

職名	氏名	就任直前の経歴	任期
理事長	加藤 利男	(公財) 自転車駐車場整備センター理事長 (最終官職歴：内閣官房内閣審議官 (内閣官房副長官補付) (兼) 内閣官房地域活性化統合事務局長)	2017年4月1日 ～2021年3月31日
副理事長	池谷 文雄	(独) 住宅金融支援機構理事 (最終機構職歴：(独) 住宅金融支援機構経営企画部長)	2017年7月1日 ～2019年12月31日
理事 <役員出向>	清瀬 和彦	国土交通省大臣官房審議官 (都市局担当)	2019年4月1日 ～2021年3月31日
理事	阿部 悟	三井住友トラスト総合サービス (株) 取締役社長 兼 三井住友トラスト・カード (株) 取締役社長	2019年4月1日 ～2021年3月31日
理事	古賀 秀敏	(独) 住宅金融支援機構リスク統括部長	2019年4月1日 ～2021年3月31日
理事 <役員出向>	北 真夫	国土交通省住宅局安心居住推進課長	2017年7月31日 ～2019年7月30日
理事	大橋 圭造	みずほ証券 (株) 顧問	2019年4月1日 ～2021年3月31日
理事	廣瀬 眞司	(独) 住宅金融支援機構情報システム部長	2019年4月1日 ～2021年3月31日
監事	齊藤 隆弘	東京ガス (株) 執行役員導管ネットワーク本部防災・供給部長	2017年7月1日 ～令和2事業年度の 財務諸表承認日
監事	船越 恵子	(独) 住宅金融支援機構コンプライアンス・法務部長	2017年7月1日 ～令和2事業年度の 財務諸表承認日
監事 <役員出向>	高野 寿也	財務省大臣官房付 (兼) 内閣官房内閣参事官 (内閣官房副長官 補付) (兼) 内閣官房行政改革推進本部事務局参事官	2019年7月1日 ～令和2事業年度の 財務諸表承認日

3. コーポレート・ガバナンスの状況

① 国による監督等

(1) 主務大臣について

機構法第 29 条により、機構の主務大臣は国土交通大臣及び財務大臣とされており、主務大臣は、通則法に基づき、理事長及び監事の任命及び解任、業務方法書の認可、財務諸表の承認等を行います。

(2) 役員について

機構の理事長及び監事については、通則法第 20 条第 1 項及び第 2 項により主務大臣が任命し、副理事長及び理事については同条第 4 項により理事長が任命しています。また、通則法第 23 条により、主務大臣又は理事長は、それぞれの任命に係る役員を解任することができるかとされています。

なお、理事長が副理事長及び理事を任命し、又は解任したときは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならないとされています(通則法第 20 条及び第 23 条)。

(3) 業務運営について

ア 業務方法書

通則法第 28 条により、機構は、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならないとされています。これを変更しようとするときも同様です。

イ 独立行政法人評価制度委員会

通則法第 12 条により、総務省に独立行政法人評価制度委員会（以下「委員会」といいます。）が設置されています。

ウ 中期目標

通則法第 29 条により、主務大臣は、3 年以上 5 年以下の期間において機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」といいます。）を定め、これを機構に指示するとともに、公表しなければならないとされています。これを変更したときも同様です。

エ 中期計画

通則法第 30 条により、機構は、前述の中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」といいます。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならないとされています。これを変更しようとするときも同様です。

なお、機構は、当該認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならないとされています。

オ 年度計画

通則法第 31 条により、機構は毎事業年度の開始前に、中期計画に基づき、その事業年度の業務運営に関する計画(以下「年度計画」といいます。)を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならないとされています。これを変更したときも同様です。

カ 評価等

通則法第 32 条により、機構は、次のとおり主務大臣の評価を受けなければならないとされています。

(7) 各事業年度における業務の実績

(イ) 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度については、当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績

(ロ) 中期目標の期間の最後の事業年度については、当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期

間における業務の実績

また、各事業年度の終了後3月以内に、業務の実績及び自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しなければならないとされています。

なお、主務大臣は当該評価を行ったときは、遅滞なく、機構に対しその評価の結果を通知するとともに、公表しなければならないとされています。また、主務大臣は、当該評価の結果に基づき必要があると認めるときは、機構に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができるかとされています。

通則法第35条第1項により、主務大臣は、機構の中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間終了時までには、機構の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとされています。

通則法第35条第4項により、委員会は、主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができるかとされています。

② 財務面の関与

(1) 財務諸表等

通則法第38条により、機構は毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に主務大臣に提出し、承認を受けなければならないとされています。

(2) 会計監査人の監査

通則法第39条により、機構は財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならないとされています。なお、通則法第40条により、会計監査人は、主務大臣が選任することとされています。

(3) 長期借入金及び債券

機構法第19条第1項により、機構は主務大臣の認可を受けて、長期借入の実施、又は住宅金融支援機構債券の発行をすることができるかとされています。

(4) 補助金

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定により、住宅ローンの金利引下げの実施等を目的として受け入れているものです。

③ 機構の内部管理態勢

(1) 内部統制

機構では、機構の業務の適正さを確保するための内部統制に係る体制を整備するため、内部統制基本方針を制定し、PDCAサイクルによる適切な内部統制の取組を進めるとともに、統制環境の充実など内部統制の更なる高度化に取り組んでいます。

住宅金融支援機構の内部統制基本方針

機構は、経営理念の実現のため、以下のとおり機構の業務の適正を確保するための内部統制に係る体制を整備する。

(以下大項目のみ掲載)

- | | |
|---|--|
| 1 | 役職員の職務の執行が、法令・規程等に適合することを確保するための体制 |
| 2 | 顧客保護等の管理に関する体制並びに役職員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項 |
| 3 | 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 |
| 4 | 役職員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 |
| 5 | 業務の適正を確保するための内部監査体制 |
| 6 | 監事とその補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する体制並びにその職員の理事長からの独立性に関する事項 |
| 7 | 役職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制 |
| 8 | その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制 |
| 9 | 内部統制におけるP D C Aサイクルの確立 |

機構では、独立行政法人としての基本的使命と社会的責任を認識し、通則法等に基づき、透明性・効率性の高い経営のもと、高い倫理観と見識を持ち、業務の健全性及び適切性を確保するため、コーポレートガバナンスの強化を経営の重要課題と位置付け、積極的な取組を行っています。

(2) 事業運営審議委員会の設置

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（2013年12月24日閣議決定）に基づき、中立的立場の外部有識者により構成される第三者委員会として、2014年4月14日に事業運営審議委員会を機構内に設置し、当機構の事業運営の妥当性を審議しています。

(3) コンプライアンス

ア コンプライアンス態勢

機構では、コンプライアンスを確実に実践するため、全役員及び関係部長を委員等とするコンプライアンス委員会（委員長は理事長）を設置し、コンプライアンスに関する重要な方針等について審議・決定することとしています。また、コンプライアンスの統括部署として、コンプライアンス・法務部を設けるとともに、各部署におけるコンプライアンス活動を推進するため、全部署にコンプライアンス活動推進担当を配置しています。

加えて、機構内におけるコンプライアンス上の違反行為等を未然に防止することを目的に、職員が通報できる窓口として内部通報窓口（コンプライアンス・ヘルプライン）を、外部の方が通報できる窓口として外部通報窓口を設置しております。

イ コンプライアンス活動

機構では、コンプライアンスの基本理念として、コンプライアンス憲章を定めているほか、遵守すべき法令やルール、社会的要請、業務に当たり留意すべき事項等を掲載したコンプライアンスマニュアルを作成し、全役職員に周知徹底を図っています。

また、機構におけるコンプライアンスに関する実践計画として、年度ごとにコンプライアンス・プログラムを定め、実践しています。

コンプライアンス・プログラムの具体的な取組としては、全役職員を対象としたeラーニング、職場単位で実施するコンプライアンス・ミーティング（コンプライアンスに関する身近なテーマを題材とした、ケースメソッド方式等による少人数での双方向の職場討議）、社内LANを活用したコンプライアンスに関する情報提供など、職員一人ひとりがコンプライアンスの本質を理解し、自律的に考え、行動することを目的として教育・研修に努めています。

また、コンプライアンス・プログラムの実施状況を四半期ごとにコンプライアンス委員会の場で点検・検証し、コンプライアンス・プログラムの取組方策について必要な見直しを行うなど、P D C Aを回しな

がら着実に取組を進めています。

ウ 反社会的勢力への対応

機構では、暴力団等の反社会的勢力との一切の関係を排除するため、反社会的勢力との対決をコンプライアンス憲章に盛り込むとともに、反社会的勢力に対する基本方針を定めて機構ホームページに掲載しているほか、反社会的勢力対応規程及びマニュアルを整備し、反社会的勢力との取引が判明した場合及び反社会的勢力による不当要求がなされた場合は、経営陣及び反社会的勢力対応統括部署であるコンプライアンス・法務部に迅速かつ適切に報告・相談する体制をとっています。

また、警察等関係機関とも連携して不当要求への対処に関する研修等を行っています。

取引の契約書には、反社会的勢力に対する排除条項を盛り込み、暴力団のみならず、暴力団を中核とする反社会的勢力が不正に融資等を受けるために利用する暴力団の共生者等とも一切の関係を排除することとしています。

機構は、引き続き、反社会的勢力との関係排除に向け組織を挙げて取り組んでいきます。

(4) 顧客保護

ア お客さまサポート・お客さま説明

(ア) お客さまサポート

機構では、お客さまからのご相談や苦情に適切に対応し、お客さまの声を受け止め、商品やサービスの改善に活かしていくために、次のような取組を行っています。

- ・お客さまサポートマニュアルの整備
- ・お客さまサポート管理責任者、お客さまサポート管理者、お客さまサポートリーダー及びお客さまサポーターの設置
- ・お客さまサポートの実施状況に関するモニタリング及び定期点検の実施
- ・お客さまサポートに関する職員向け研修の実施
- ・業務を委託している金融機関等に寄せられた苦情の報告態勢の整備

(イ) お客さま説明

機構の商品をご利用いただくお客さまに対して、商品内容に関する十分な説明を行うため、次のような取組を行っています。

- ・お客さま説明資料及びお客さま説明マニュアルの整備
- ・お客さま説明管理責任者及びお客さま説明管理者の設置
- ・お客さま説明の実施状況に関するモニタリング及び定期点検の実施

(ウ) 障がいのある方へのサポート Web 窓口

耳や言葉の不自由なお客さまにご案内する専用サービスとして、「サポート Web 窓口」を設けています。

イ 個人情報保護

機構では、高度情報通信社会における個人情報の保護及び適切な管理の重要性を深く認識し、保有する個人情報を適切に取り扱うこととし、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）その他の諸規範を遵守するとともに、次に掲げるプライバシーポリシー（個人情報保護方針）に従い、個人の権利利益の保護のために誠実かつ積極的に取り組んでいます。

プライバシーポリシー（個人情報保護方針）

●個人情報の適正取得

機構は、お客さまに関する個人情報を、偽りその他不正な手段によることなく適正に取得します。

●個人情報の利用目的

機構は、保有する個人情報を利用目的の範囲内で、かつ、業務の遂行上必要な限りにおいて利用します。

●安全確保の措置

機構は、保有する個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じます。

●役員及び職員の義務

次の（１）及び（２）に掲げる者は、機構の業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用しません。

（１）機構の役員及び職員又はこれらの職にあった者

（２）機構から個人情報を取り扱う業務の委託を受け、その委託業務に従事している者又は従事していた者

●委託先の選定及び監督

機構は、個人情報を取り扱う業務の全部又は一部を委託する場合は、委託先において個人情報の安全確保の措置及び体制の整備が図られていることを判断するため委託先の選定基準を策定し、当該基準を満たしている者に対してのみ委託するとともに、委託契約の内容が遵守されているか委託先を監督します。

●個人情報の第三者への提供の制限

機構は、一定の場合を除き、お客さまから取得した個人情報を第三者に提供しません。

●個人情報ファイル簿の作成及び公表

機構が保有している個人情報ファイルについては、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の規定により、個人情報ファイル簿を作成し、機構のホームページ上及び全国の本支店に設置している情報公開・個人情報保護窓口において公表します。

●個人情報の開示、訂正及び利用停止

機構が保有する個人情報について、開示、訂正及び利用停止の請求があった場合は、請求者がお客さま本人であることを確認した上で、特別な理由のない限り速やかに対応します。

(5) CS推進

ア CS行動指針

機構では、CS（お客さま満足）向上の実現に向けて、職員の行動規範として「CS行動指針」を定め、CS推進に取り組んでいます。

CS行動指針

私たちは、お客さまに「ありがとう」と言っていただける住宅金融支援機構を目指し、お客さまの「安心」と「満足」のために行動します。

- ・お客さまの立場に立って、金融商品とサービスを提供します。
- ・お客さまに十分ご納得いただけるよう、分かりやすく説明します。
- ・お客さまの声を感謝の気持ちで受けとめ、誠実に、迅速にお応えします。
- ・お客さまのために自分は何ができるかを常に考え、実行します。

イ CS推進体制

役員及び関係部長からなるCS委員会を設置するとともに、全部署にCS推進担当者を配置し、CS活動を推進しています。

(ア) わかりやすいホームページの作成

お客さまが必要な情報をスムーズに取得できるよう、わかりやすいホームページの提供に取り組んでいます。お客さまニーズを踏まえたタイムリーな情報提供を心がけています。

(イ) お客さまコールセンターの取組

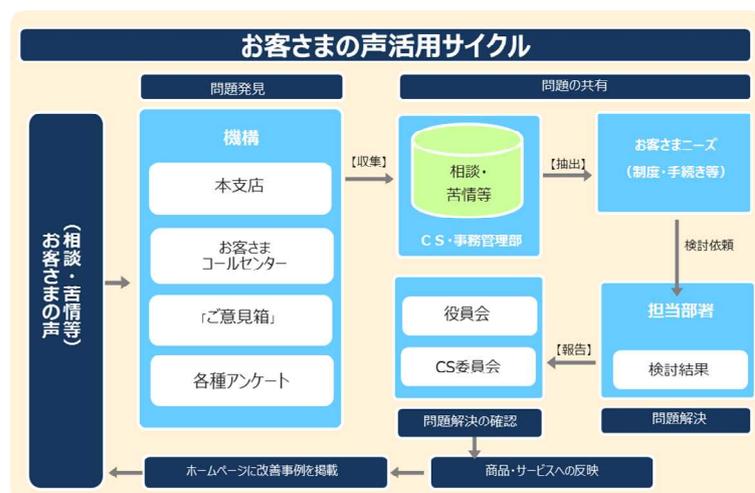
お客さまコールセンターでは、通話無料サービスによりお客さまからの問い合わせ・一般相談を受け付けています。住宅ローンをご検討中の段階のお客さまから、ご返済中の段階のお客さままで、親身になった対応を心がけるとともに、いただいたお客さまの声を業務改善に活かしています。

(ウ) CSアンケート調査の実施

お客さま向け及び機構業務を委託している民間金融機関等のビジネスパートナー向けの調査を定期的実施し、商品・サービスや職員のマナー等に対するご意見・ご要望をお伺いしています。

ウ お客さまの立場に立った取組

機構本支店、お客さまコールセンター、ホームページのご意見箱等に寄せられたお客さまの声を広く社内で共有しています。お寄せいただいた声を分析し、ニーズを抽出した上でお客さま満足度向上のため検討を行い、商品及びサービスの改善に反映させています。お客さまの声に基づく改善事例については、機構ホームページにて公開しています。





※「お客様の声を踏まえた改善事例」をホームページで公開しています。

(6) リスク管理態勢

機構は、経営の健全性を維持し、国民の皆さまからのご理解と信頼が得られるように、業務上発生しうる様々なリスクを適切に管理する態勢を整備しています。

ア リスク管理への取組

機構では、リスク管理の目的、各リスクの特定・定義、リスク管理体制・手法、リスク管理の実施状況の監査等基本的な体系を定めた「リスク管理基本規程」、各リスクの具体的な管理手法等を定めた「信用リスク管理規程」等のリスク管理規程を制定しています。これらに基づき、住宅ローン等の事業の特性を踏まえたリスク管理を実施するとともに、機構の業務・特性を踏まえ、各リスクを総体的に把握・評価することによる統合的な観点からのリスク管理を行うこととしています。

イ リスク管理体制

機構では、リスクの種類を信用リスク、保証リスク、保険引受リスク、市場リスク、運用先等信用リスク、流動性リスク及びオペレーショナルリスクに分類しています。また、経済情勢等の大きな変化があった場合は、必要に応じて新たに管理すべきリスクを特定することとしています。

機構では、これらのリスクを定性面・定量面から適切に管理するために、各リスクの管理を担当する役員・部署を定める等必要な体制の整備に取り組んでいます。中でも、信用リスク、保証リスク及び保険引受リスクの管理については「信用リスク管理委員会」を、市場リスク、運用先等信用リスク及び流動性リスクの管理については「ALMリスク管理委員会」を設置しています。これらの委員会では、各リスクの状況をモニタリングするとともに、各リスクの管理に関する企画・立案等について審議しています。

また、各リスクを統合的な観点から管理するために、統合的なリスク管理を担当する役員・部署を定め、各リスクの計量結果、管理状況等を全体として把握・評価し、定期的に役員会に報告する等の体制を整備しています。

④ 事業継続計画

機構では、大規模な災害の発生や新型インフルエンザ等の感染症が流行した場合にあっても可能な限り事業を継続することにより、次の事項を達成することを目的として、2008年度から「住宅金融支援機構事業継続計画」を策定し、具体的な対応に取り組んでいます。

- ・機構業務関係者への影響を最小化すること。
- ・お客さまサービスを低下させないこと。
- ・機構の信用力を向上させること。

また、平時における訓練や東日本大震災の経験等を踏まえ、計画の見直しを行うことで継続的な改善に努めて参ります。

(1) 基本方針

来訪者、役職員等の生命・身体の安全を確保し、地震による火災等の二次災害の発生を防止した上、次の業務を継続します。

- ・業務の停止により、機構の業務全般に対し、甚大な影響を及ぼす業務（システムの保守・運用業務）
- ・業務の停止により、法定手続の遅延、契約履行の遅延等が発生する業務（資金管理、資金決済業務等）
- ・業務の停止により、機構又は機構業務関係者の資金繰りに影響を及ぼす業務（MBS発行業務等）
- ・業務の停止により、機構業務関係者及びお客さまに対し、相当の影響を及ぼす業務（コールセンター、融資、管理業務等）

(2) 事業継続のための執行体制

大規模災害等が発生した場合には、速やかに理事長を本部長とする事業継続対応本部を設置します。

事業継続対応本部は、継続すべき業務の早期復旧のため、人的・物的経営資源の投入方針及び業務運営の方針を速やかに決定します。

(3) 教育、訓練及び計画の見直し

職員等が「事業継続の重要性」を共通認識として持ち、平時の業務の中にも定着させていくために、全職員への情報共有、安否確認訓練、継続すべき業務における訓練等を実施しています。

また、訓練や東日本大震災の経験等を踏まえ、問題点を洗い出し、課題の検討を行い、是正すべき点を改善し、計画を更新するというPDCAサイクルによる継続的な改善に努め、事業継続力の向上を図っていきます。

(4) 新型インフルエンザ等の感染症対応

新型インフルエンザ等の感染症に対しては、平時における感染症の流行に関する情報収集を行い、職員の感染予防に努めております。また、職員が感染した場合には、出勤させない等感染拡大防止を行います。

感染症が流行し、業務継続に支障が出る場合にあっても、国民へのサービス低下を防止するために、感染症対策本部を設置し、人的・物的経営資源の投入方針及び業務運営の方針を速やかに決定し、迅速な対応に努めます。

⑤ 役員の報酬及び退職手当の支給の基準

(1) 基本的考え方

機構の役員に対する報酬及び退職手当（以下「報酬等」といいます。）は、通則法第50条の2の規定により次のとおりとすることとされています。

ア 役員に対する報酬等は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

イ 役員に対する報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与及び退職手当、民間企業の役員の報酬等、機構の業務の実績その他の事情を考慮して定めなければならない。

(2) 役員の報酬等（2019年4月1日現在）

ア 報酬

報酬の種類	支給基準等												
(a) 俸給	<p>月額（*）により支給</p> <p>（*）俸給月額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>月額（単位：千円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理事長</td> <td>1,129</td> </tr> <tr> <td>副理事長</td> <td>970</td> </tr> <tr> <td>理事長代理</td> <td>926</td> </tr> <tr> <td>理事</td> <td>839</td> </tr> <tr> <td>監事</td> <td>759</td> </tr> </tbody> </table>		月額（単位：千円）	理事長	1,129	副理事長	970	理事長代理	926	理事	839	監事	759
	月額（単位：千円）												
理事長	1,129												
副理事長	970												
理事長代理	926												
理事	839												
監事	759												
(b) 特別地域手当	東京都特別区に在勤する役員 俸給月額×0.18												
(c) 通勤手当	一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第12条第1項及び第2項の規定に準じて支給												
(d) 期末手当	<p>{俸給月額×1.25+特別地域手当月額+（俸給月額+特別地域手当月額）×0.2}×支給率（*）</p> <p>（*）2018年度における支給率の実績は3.35か月です。</p>												

イ 退職手当

退職日における俸給月額×0.104625×業績勘案率（*）×在職期間（月数）

（*）主務大臣が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する率

第5 経理の状況

財務諸表の作成について

機構の財務諸表は、中央省庁等改革基本法第38条第3号及び通則法第37条により、原則として、企業会計原則に基づき処理されるとともに、独立行政法人会計基準、機構法及び関係政省令に基づき作成されます。

○機構の経理の主な特徴

機構では機構法第17条各号に掲げる業務ごとに「証券化支援勘定」、「住宅融資保険勘定」、「財形住宅資金貸付勘定」及び「住宅資金貸付等勘定」を設け、機構法附則第7条第5項に規定する「既往債権管理勘定」とともに区分して整理しております。

また、機構は、通則法第38条第1項及び第2項により、毎事業年度の終了後3月以内に、監査報告及び会計監査報告を添付した財務諸表を主務大臣に提出して、その承認を受けなければならないとされております。この財務諸表は金商法第193条の2第1項に規定されている公認会計士又は監査法人による監査証明は受けておりません。

機構の財務諸表については、機構ホームページ (<https://www.jhf.go.jp/teikyou/zaimu.html>) をご参照ください。

第6 発行者の参考情報

1. 第三期中期目標・第三期中期計画・平成31年度年度計画

通則法に基づく機構の第三期中期目標、第三期中期計画及び平成31年度年度計画は以下のとおりです。

【中期目標】

独立行政法人住宅金融支援機構 第三期中期目標

1. 政策体系における法人の位置付け及び役割

平成28年3月18日に住生活基本法（平成18年法律第61号）に基づき、今後10年間の住生活をめぐる課題に対応する政策を総合的に実施するため、新たな「住生活基本計画（全国計画）」（以下「住生活基本計画」という。）が閣議決定された。

住生活基本計画においては、「結婚・出産を希望する若年世帯・子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現」、「住宅すごろくを超える新たな住宅循環システムの構築」、「高齢者が自立して暮らすことができる住生活の実現」、「住生活に関わる主体・施策分野の連携」、「住宅金融市場の整備」等の目標が掲げられ、これらの目標の達成に向けて独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）による貢献が期待されているところである。

また、住生活基本計画において、機構については「新たな住宅循環システムの構築や建替え・リフォームによる安全で質の高い住宅への更新等に対応した住宅ローンの供給を支援する役割が期待される」とされており、具体的には「長期固定金利の住宅ローンの安定的な供給支援」や「リフォームの促進等を通じた住宅の質の向上」のほか、「サービス付き高齢者向け住宅の供給促進」、「リバースモーゲージの普及」、「若年・子育て世帯の住宅取得支援」、「住宅を活用したセーフティネット機能の強化」、「地域の特性に応じた豊かな居住環境やコミュニティの形成」といった住生活基本計画に基づく施策の実現に向けて、社会経済情勢の変化に的確に対応しつつ、住宅金融市場における先導的な取組の担い手としての役割を果たしながら、取り組むことが求められている。

さらに、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）や「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」（平成28年6月2日閣議決定）においても、「既存住宅流通・リフォーム市場の活性化」や地方創生に向けた取組を推進することとされている。また、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成30年法律第40号）第7条に規定する調査、研究等を行うこととされている。これらの政策の実現に向けた機構による取組や貢献も期待されているところである。

このため、機構は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等の政府方針を踏まえ、業務運営の効率化を図りつつ、自主的かつ自律的な経営のもと、国の政策実施機関としての機能の最大化を図ることを目標とする。

2. 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 4 年間とする。

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

機構は、住生活基本計画等に基づく施策の実現に向けて、我が国の住生活の向上を金融面から支援するため、民間金融機関、地方公共団体等との対話を継続的に行い、ニーズや要望を踏まえつつ、「一定の事業等のまとめり」として設定する証券化支援事業をはじめとする次の各事業を行うこと。

なお、各事業の実施に当たっては、民間金融機関等との適切な役割分担に留意しつつ、住宅金融市場における先導的な取組や地域との連携に係る取組等を特に重点的に取り組むべき業務とした上で、委託機関等を含む効率的な業務実施体制の在り方を検討し、政策実施機能の最大化を図ること。

（1）証券化支援事業

長期固定金利の住宅資金を全国あまねく安定的に供給できるようにするとともに、良質な住宅ストックの形成に資するよう、証券化支援事業を通じ民間金融機関による長期固定金利の住宅ローンの供給を支援する次の取組を行うこと。

- ① 民間金融機関の円滑な資金調達を実現できるフラット 3 5（買取型）を的確に実施すること。

（指標）

- ・ フラット 3 5（買取型）の申請件数

- ② 住宅の質の確保・向上や既存住宅の流通の促進に配慮しながら、長期優良住宅をはじめとする優良な住宅の取得促進を支援すること。

（定量目標）

- ・ 中期目標期間の最終年度までに、フラット 3 5 における申請件数（新築住宅に限る。）のうち長期優良住宅の技術基準を満たす住宅の割合を 25%以上とする。（平成 28 年度見込実績：19.9%）
- ・ 中期目標期間の最終年度までに、フラット 3 5 の申請件数に占める既存住宅の割合を 22%以上（可能な限り 24%）とする。（平成 28 年度見込実績：17.2%）

- ③ フラット 3 5 の制度・運用の見直し等を行うことにより、新たな住宅循環システムの構築や建替え・リフォームによる安全で質の高い住宅への更新等に対応した住宅ローンの供給を支援すること。

（指標）

- ・ フラット 3 5（リフォーム一体型）の申請件数

- ・ フラット35リノベの申請件数
- ④ 地方公共団体等と相互に連携を深めることにより、子育て支援等の取組を支援すること。
- (定量目標)
- ・ 中期目標期間中のフラット35子育て支援型の申請戸数を7,500戸以上とする。
- ⑤ 信用リスクを的確に管理した上で、国民に対して提供するサービスの質を向上させるため審査の迅速化、高度化等に努めること。
- ⑥ 住宅金融証券化市場の整備・育成のため、安定的な資産担保証券（以下「MBS」という。）の発行やMBSのベンチマーク性の向上に向けた取組を継続して行うこと。
- (指標)
- ・ MBSの毎月の発行額
 - ・ MBS発行時のベンチマーク（10年国債の流通利回り）とのスプレッド
- ⑦ 民間金融機関による証券化を支援するフラット35（保証型）の伸長に努めること。
- (定量目標)
- ・ 中期目標期間の最終年度までに、フラット35（保証型）の取扱金融機関数を5機関以上増やし、フラット35（買取型）の取扱金融機関数に対する割合を2.0%以上とする。（平成28年度見込実績：0.60%）
- (指標)
- ・ フラット35（保証型）の申請件数
- ⑧ 証券化支援事業の発展に寄与するため、住宅金融に関する調査研究を行うこと。
- ⑨ 証券化支援事業を通じて得た知見を活用し、国内外の機関との情報交換や支援に努めること。
- ⑩ 海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律第7条に規定する業務について、同法第3条の規定に基づき国土交通大臣が定める海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針に従い、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図りながら協力し、住宅融資の審査方法やリスク管理の提案、融資対象住宅の技術基準の提案等、外国政府の住宅金融制度の構築等を支援するためのコンサルティング業務等を行うこと。

<目標水準の考え方>

- ② 住生活基本計画の目標4「住宅すごろくを超えた新たな住宅循環システムの構築」における認定長期優良住宅（新築住宅）の割合に係る成果指標（11.3%（平成26）→20%（平成37））を達成するためには、機構が証券化支援事業を通じて誘導を図ることが必要である。

当該成果指標における平成28年度末から平成32年度末までの4年間の増加率（直線補完）が24.6%であることを踏まえ、新築住宅について長期優良住宅へ重点を移していくことを念頭に、平成28年度見込実績が19.9%であるフラット35の申請件数（新築住宅に限る。）に占める長期優良住宅の割合を、中期目標期間の最終年度までに25%以上とすることが適当。

- ② 住生活基本計画の目標4「住宅すごろくを超えた新たな住宅循環システムの構築」における既存住宅流通の市場規模に係る成果指標（4兆円（平成25）→8兆円（平成37））を達成するためには、証券化支援事業において既存住宅向け融資の割合を増やすことが必要である。

当該成果指標は、「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）を踏襲して設定されている。日本再興戦略2016（平成28年6月2日閣議決定）において、既存住宅流通の市場規模については、平成25年の実績4兆円に対して、「2025年（平成37年）までに既存住宅流通の市場規模を8兆円に倍増する。※可能な限り2020年（平成32年）までに達成を目指す」とされていることから、平成28年度末から平成32年度末までの4年間の増加率（直線補完）が26%であることを踏まえ、既存住宅流通の市場全体の動向に留意しつつ、平成28年度見込実績が17.2%であるフラット35の申請件数に占める既存住宅融資の割合を、中期目標期間の最終年度までに22%以上とすることが適当。ただし、日本再興戦略2016において、「※可能な限り2020年（平成32年）までに達成を目指す」とされていることから、この場合の平成28年度末から平成32年度末までの4年間の増加率（直線補完）が40%であることを踏まえ、中期目標期間の最終年度までに可能な限り24%の達成を目指すこととする。

- ④ フラット35子育て支援型の活用について関心を示している地方公共団体における平成29年度の予算想定戸数が約9,300戸であることから、フラット35の利用率を20%とし、制度を導入する平成29年度に1,500戸の活用、平成30年度以降は制度の普及に伴い2,000戸ずつ活用されると見込み、フラット35子育て支援型の申請戸数を7,500戸以上とすることが適当。

- ⑦ フラット35（保証型）の取扱金融機関数のフラット35（買取型）の取扱金融機関数に対する割合については、平成28年度見込実績が0.60%であることを踏まえ、フラット35（買取型）に対するフラット35（保証型）の割合を増加させていくことを念頭に、中期目標期間の最終年度までに、フラット35（保証型）の取扱金融機関数の5機関以上の増加を目指すこととし、2.0%以上とすることが適当。

<想定される外部要因>

急激な金利変動等がないことを前提とし、これらの要因に変化があった場合には評価において考慮するものとする。

【重要度：高】

住生活基本計画においては、「消費者が、市場を通じて住宅を選択・確保するためには、短期・変動型や長期・固定型といった多様な住宅ローンが安定的に供給されることが重要。」とされている一方、主として預金や短期社債等を資金調達源とする民間金融機関だけでは十分に長期固定の住宅ローンを供給するのは困難であることから機構が証券化支援事業を通じ、民間金融機関を支援することが重要である。

また、住生活基本計画においては「長期・固定型ローンについては、住宅金融証券化市場の整備育成が必要。」とされ、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」においても、機構がMBSの発行を通じ、民間金融機関によるMBSの発行の活性化及び流動性の向上を促し、証券化市場を育成することが期待されていることから、証券化支援事業の重要度は高い。

(2) 住宅融資保険等事業

民間金融機関が住宅の建設等に必要な資金を円滑に供給できるようにするとともに、住宅確保要配慮者が家賃債務保証業者による保証を受けやすくなるよう、機構が保険引受という形でリスクを分担して支援する次の取組を行うこと。

① 証券化支援事業等と連動して必要となる資金の供給を支援すること。

(指標)

- ・ フラット35に係るつなぎ融資及びパッケージ融資の付保申請件数

② リバースモーゲージ型住宅ローン、買取再販事業者向け融資等の住宅政策上必要な資金の供給を支援すること。

(定量目標)

- ・ 中期目標期間の最終年度までに、住宅融資保険を活用したリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱金融機関数を70機関以上とする。(平成28年度見込実績：31機関)

(指標)

- ・ リバースモーゲージ型住宅ローンへの付保申請件数
- ・ 買取再販事業者向け融資への付保申請件数

③ 住宅確保要配慮者の居住の安定の確保を図るため、信用リスクの管理等を適切に行いつつ、家賃債務保証保険業務を的確に行うこと。

④ 保険金の支払審査を的確に行うとともに、保険金を支払った債権については民間金融機関と連携しながら積極的な回収に努めること。

- ⑤ 社会経済情勢に対応した調査研究を行い、民間金融機関等のニーズや要望を踏まえつつ、制度・運用の見直し等を行うことにより、新たな住宅循環システムの構築や建替え・リフォームによる安全で質の高い住宅への更新に対応した住宅ローンの供給等を支援すること。

<目標水準の考え方>

- ② おおむね全国の都道府県においてリバースモーゲージ型住宅ローンの活用が可能となることを目指し、都市部と地方部の事業環境の違いを踏まえ、首都圏整備計画、近畿圏整備計画及び中部圏開発整備計画の対象である都府県では平均2機関相当、その他の道県では平均1機関相当の民間金融機関が取り扱うことを想定し、中期目標期間の最終年度までに、住宅融資保険を活用したリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱金融機関数を70機関以上とすることが適当。

<想定される外部要因>

急激な金利変動等がないことを前提とし、これらの要因に変化があった場合には評価において考慮するものとする。

【難易度：高】

「住宅融資保険を活用したリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱金融機関数」の定量目標については、現在の全国の都道府県における市場環境、民間金融機関のニーズ等に鑑み、特に難易度が高い。

(3) 住宅資金融通等事業

住宅政策上重要でありながら、民間金融機関だけでは対応が困難な分野への資金の融通を補完するため、丁寧な審査を行いつつ、次の取組を行うこと。なお、本事業の実施に当たっては、民間金融機関等との適切な役割分担に留意すること。

- ① 東日本大震災、熊本地震等の自然災害からの復興及び将来発生するおそれがある大規模な自然災害への予防を支援するため、災害復興住宅融資、地すべり等関連住宅融資等を行うこと。

(指標)

- ・ 国が災害対策本部を設置する規模の災害が起きた際の相談等の件数

- ② 住生活基本計画に掲げられた「子育て世帯が望む住宅を選択・確保できる環境を整備」し、ニッポン一億総活躍プランに掲げられた「介護離職ゼロ」等の施策の実現に資するよう、子育て世帯向け省エネルギー賃貸住宅融資、サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資等を行うこと。

(定量目標)

- ・ 中期目標期間中のサービス付き高齢者向け賃貸住宅融資の融資承認件数を80件程度とする。(第二期中期目標期間見込実績：104件)

- ③ 地域の住まい・まちづくりへの支援に関する取組について、地方公共団体、住生活産業を担う民間事業者、地域住民の団体、NPO等との連携及び協力を強化するとともに、一層の周知活動に努めること。
- ④ 住生活基本計画に掲げられた「多数の区分所有者の合意形成という特有の難しさを抱える老朽化マンションの建替え」の促進等の施策の実現に資するよう、関係権利者の合意形成や事業計画策定等に関し初期段階から支援を行うなど、民間金融機関では融資が困難な局面において、まちづくり融資を行うこと。
- ⑤ 住生活基本計画に掲げられた「リフォームによる安全で質の高い住宅ストックへの更新」等の施策の実現に資するよう、耐震改修工事に対する融資等のリフォーム融資を行うこと。
- ⑥ 社会経済情勢に対応した調査研究を行い、地方公共団体等のニーズや要望を踏まえつつ、制度・運用の見直し等を行うことにより、新たな住宅循環システムの構築や建替え・リフォームによる安全で質の高い住宅への更新等の住宅政策に対応した住宅ローンを供給すること。
- ⑦ 証券化支援事業及び住宅資金融通等事業の対象となる住宅ローンの利用者が死亡した場合等に相続人に弁済の負担をさせることのないよう、団体信用生命保険業務を的確に行うとともに、信用リスクの管理等を踏まえた制度・運用の見直しを行うこと。
- (指標)
- ・ 団体信用生命保険の初年度加入率
- ⑧ 既往債権管理業務においては、新規の延滞発生の抑制を図りつつ、延滞債権を削減するなど債権管理・回収を的確かつ効率的に行うこと。
- ⑨ 勤労者の計画的な財産形成を促進するため、財形住宅融資を的確に行うこと。

<目標水準の考え方>

- ② 住生活基本計画の目標2「高齢者が自立して暮らすことができる住生活の実現」における高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合に係る成果指標（2.1%（平成26）→4%（平成37））を達成するためには、サービス付き高齢者向け賃貸住宅の融資承認件数を増やすことが必要である。

平成23年度から平成28年度までの期間の平均年間見込実績が18.8件であるサービス付き高齢者向け賃貸住宅融資の融資承認件数について、平成29年から平成32年までの期間の高齢者向け住宅の平均年間増加数が平成23年から平成28年までの期間に比べ1.08倍（直線補完）であることを踏まえ、サー

ビス付き高齢者向け住宅の供給の動向に留意しつつ、中期目標期間中の累計で 80 件程度とすることが
適当。

<想定される外部要因>

急激な金利変動等がないことを前提とし、これらの要因に変化があった場合には評価において考慮す
るものとする。

4. 業務運営の効率化に関する事項

(1) 業務改善の取組

「3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に示した目標を達成する
に当たり、「独立行政法人会計基準」(平成 27 年 1 月 27 日改訂)を踏まえ、P D C A サイクルによる取組
等を通じて、業務実績・活動の把握や成果の向上に向けた業務の改善及び業務の効率化に取り組むこと。

- ① 一般管理費(人件費、公租公課及び特殊要因を除く。)について、平成 28 年度に比べ、中期目標期間
の最終年度までに 2.5%以上削減すること。
- ② 証券化支援業務に係る毎年度の経費率(事務関係費、債券発行関係費等の年度合計額の買い取った住
宅ローン等の年間平均買取債権等残高に対する割合をいう。)について、中期目標期間の平均を 0.18%
以下とするように努めること。
- ③ 直接融資業務(既往債権管理勘定の既融資を除く。)に係る毎年度の経費率(事務関係費、債券発行
関係費等の年度合計額の融資した住宅ローンの年間平均貸出債権残高に対する割合をいう。)について、
中期目標期間の平均を 0.50%以下とするように努めること。

(2) 適切な経営資源の配分

「3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に示した目標の達成に向
けて事業を実施するため、より効果的な組織体制の整備、委託機関等を含む効率的な業務実施体制の整備
等が行われるよう、適切な経営資源の配分に努めること。

(3) 調達方法の見直し

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基
づく取組を着実に実施することにより、競争性のない随意契約の割合(件数・金額)が公表されている直
近の全独立行政法人の平均値を上回らないものとする。

(4) 人件費管理の適正化

専門的な金融技術や金融業務に係る能力を有する人材を確保し、定着させ、その能力を十分に発揮させ
ることが必要であることに鑑み、国家公務員、民間企業、他の政策金融機関の給与水準等を考慮しつつ、「独

立行政法人改革等に関する基本的な方針」に示された信賞必罰の考え方の下、法人の業務実績や役職員の勤務成績を給与等に反映することにより、役職員の士気を向上させ、より効率的な業務の実施につなげる

こと。
また、国民の理解と納得が得られるよう給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表することにより、透明性の向上に努めること。

(5) 電子化の推進

① 機構内や関係機関等との迅速かつ効率的な情報共有及び意思疎通並びに機構内における適切な意思決定に関する効率化を可能とするべく、IT技術を活用して執務環境の整備を図ること。

② 商品や制度の見直し・改善を柔軟に行い、IT技術の高度化にも対応しつつ、情報セキュリティ対策の強化等を図るため、コストの抑制に努めながら、金融市場で業務を行う機関として必要なIT基盤の整備を計画的に行うこと。

5. 財務内容の改善に関する事項

健全な財務内容の維持に努めるとともに、住生活基本計画等で示された機構への政策的な期待・要請に応えるため、必要な経営資源を機動的に投入すること。

第二期中期目標期間中に全ての勘定で繰越欠損金の解消に至り財務内容の改善が図られたことも踏まえ、国庫納付を適切に行うよう努めるとともに、各業務を効果的かつ効率的に行い、その結果として利益が生ずる場合は、その利益を活用して社会経済情勢の変化に対応した業務を試行的に実施するなど、財務内容の改善の成果を政策実施機関として求められる業務に有効に活用すること。

(1) 安定的かつ効率的な資金調達

投資家への情報発信を行うとともに、市場関係者等のニーズを踏まえながら、安定的かつ効率的な市場からの資金調達に努めるものとし、緊急性の高い災害復興住宅融資等の災害対応に係る融資以外は財政融資資金に依存しないこと。

(2) リスク管理の徹底

① 信用リスク、ALMリスク、流動性リスク等を的確に管理することにより、民間金融機関並みのリスク管理の徹底を図ること。

特に、既往債権管理勘定においては、財政融資資金の償還を着実にを行うため、将来生じることが見込まれる資産と負債のギャップへの対応策の検討を進め、必要な措置を講ずること。

② 的確な債権管理業務を行うことにより、とりわけ機構における財務上の影響が大きい証券化支援事業

及び既往債権管理業務においては、その管理を徹底することとし、証券化支援事業においては、中期目標期間の最終年度末における買取債権残高に対するリスク管理債権の残高の比率を 1.3%以内に抑制するとともに、既往債権管理業務においては、平成 28 年度末に比べ、リスク管理債権の残高を中期目標期間の最終年度までに 30%以上削減すること。

(3) 決算情報・セグメント情報の公表

財務内容等の透明性を確保し、機構の活動内容を国民に対して分かりやすく示し、理解促進を図る観点から、一定の事業等のまとまりごとに決算情報・セグメント情報を公表すること。

(4) 保有資産の見直し

保有資産については、保有の必要性について不断の見直しを行うこと。

なお、「国家公務員宿舎の削減計画」（平成 23 年 12 月 1 日国家公務員宿舎の削減のあり方についての検討会）を勘案し、借上宿舎を含む宿舎戸数について、平成 28 年度末に比べ、17%程度の削減を実現すること。

6. その他業務運営に関する重要事項

(1) 内部統制

第二期中期目標期間までに構築された内部統制の体制は、住宅・金融の両市場で業務を行うためには不可欠なものであることから、理事長のリーダーシップに基づく適切なガバナンスを行うとともに、内部統制システムの的確な整備及び監事機能の実効性の向上に努めること。

また、情報公開を積極的に推進し、業務運営の透明性を確保するとともに、過去の不適正事案を踏まえたコンプライアンスの取組を徹底すること。

(2) リスク管理

『独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備』について」（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実施すること。

(3) 顧客保護

顧客からの相談、苦情等に適切に対応し、制度・運用の見直しにつなげるとともに、顧客への十分な説明を行うことにより、顧客保護を徹底すること。

(4) 情報管理

「独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 59 号）に基づき、適切な対応を行うこと。

(5) 情報セキュリティ

内閣官房情報セキュリティセンター（NISC）策定の「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき、規程やマニュアルの整備等を行うとともに、国、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセス等に対して、ソフト・ハードウェア両面での対策を継続して実施すること。

また、役職員の情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図ること。

(6) 業務実施体制の整備

機構が業務を委託している民間金融機関等が融資審査、債権管理、顧客保護、情報管理・情報セキュリティ対策、コンプライアンス等の取組を適切に行うための措置を講ずること。

(7) 人事管理

事業ニーズや社会経済情勢の変化を的確に踏まえつつ、円滑な業務遂行を行うため、外部組織との人材交流、外部人材の活用等により必要な人材を確保するとともに、人材の育成に努めること。

併せて、女性活躍や働き方改革の推進に取り組むとともに、役職員一人ひとりが働きやすい職場づくりを目指し、勤務環境の整備、育児・介護等との両立のための支援等を行うこと。

【中期計画】

独立行政法人住宅金融支援機構 第三期中期計画

前文

独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）は、平成 19 年に独立行政法人に移行して 10 年が経過したが、この間、運営費交付金を受領することなく、市場で資金調達を行いながら、住宅市場及び金融市場という変動が激しい事業環境の中で業務を実施し、第一期中期目標期間（平成 19 年度～23 年度）及び第二期中期目標期間（平成 24 年度～28 年度）を通じて、住宅金融市場の育成、住宅の質の向上、民間金融機関の支援・補完など、我が国の住宅政策に資する事業を総合的に実施してきた。

また、独立行政法人の中でも民間企業に近い独特の性格を有する機構が国民・社会にとって有用な組織と認識されるよう、他の独立行政法人に先駆けた内部統制の取組や経営改革を進め、財務内容の改善及び業務の効率化に努めてきたところであり、その結果、第二期中期目標期間中に全ての勘定で繰越欠損金を解消するに至っている。

一方、平成 28 年 3 月に閣議決定された「住生活基本計画（全国計画）」（以下「住生活基本計画」という。）においては、金融面から国民の住生活を支える必要性が高い施策が盛り込まれるとともに、機構に「新たな住宅循環システムの構築や建替え・リフォームによる安全で質の高い住宅への更新等に対応した住宅ローンの供給を支援する役割が期待される」とされている。また、地方創生・一億総活躍及び海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進が政府全体としての政策課題となっている。

以上を踏まえ、国土交通大臣及び財務大臣が定めた平成 29 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 4 年間ににおける機構の中期目標を達成し、国の政策実施機関としての機能の最大化を図るため、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 30 条に基づき機構がとるべき措置等を中期計画として次のとおり定める。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

機構は、第三期中期目標で与えられた目標を達成し、我が国の住生活の向上を金融面から支援することができるよう、民間金融機関、地方公共団体等との対話を継続的に行い、ニーズや要望を踏まえつつ、証券化支援事業、住宅融資保険等事業及び住宅資金融通等事業を実施する。

なお、各事業の実施に当たっては、民間金融機関等との適切な役割分担に留意しつつ、制度・運用の見直し等を通じた住宅金融市場における先導的な取組や地方創生に向けた地方公共団体等との連携に係る取組等に重点的に取り組むとともに、委託機関等を含む効率的な業務実施体制の在り方を検討し、政策実施機能の最大化を図る。

1. 証券化支援事業

長期固定金利の住宅資金を全国あまねく安定的に供給できるようにするとともに、良質な住宅ストックの形成に資するよう、証券化支援事業を通じ民間金融機関による長期固定金利の住宅ローンの供給を支援する次の取組を行う。

- ① 国民が長期固定金利の住宅ローンの利用を希望する際に当該ローンに関する情報にアクセスできるよう住宅ローン利用予定者、住宅関連事業者、民間金融機関等に対するフラット35（買取型）に関する周知活動を行う。（指標：フラット35（買取型）の申請件数）
- ② 優良な住宅の取得促進を支援し、住宅の質の誘導を図るため、中期目標期間の最終年度までに、フラット35における申請件数（新築住宅に限る。）のうち長期優良住宅の技術基準を満たす住宅の割合を25%以上とする。（定量目標）
- ③ 既存住宅取得に際しても長期固定金利の住宅ローンの利用が円滑に行われるようにすることにより、既存住宅の流通を活性化させるため、中期目標期間の最終年度までに、フラット35の申請件数に占める既存住宅の割合を22%以上（可能な限り24%）とする。（定量目標）
- ④ 新たな住宅循環システムの構築等に対応した住宅ローンの供給を支援する観点から創設したフラット35（リフォーム一体型）及びフラット35リノベについて、その利用の促進を図るとともに、民間金融機関等のニーズや要請を踏まえたフラット35の制度・運用の見直しを行う。（指標：フラット35（リフォーム一体型）の申請件数・フラット35リノベの申請件数）
- ⑤ 地方公共団体等が行う子育て支援や地域活性化のための居住支援等の取組を支援するため、情報交換、会議の開催等を通じ各機関と相互に連携を深める。これにより、中期目標期間中のフラット35子育て支援型の申請戸数を7,500戸以上とする。（定量目標）
- ⑥ 電子申請による事前審査の実施等、証券化支援業務の手続の電子化等を推進することにより、住宅ローン利用者、住宅関連事業者等の利便性の向上を図る。
- ⑦ 信用リスクを的確に管理するとともに、民間金融機関から住宅ローン債権の買取申請を受けた日から仮承認の決定をするまでの標準処理期間を3日とし、当該期間内に8割以上を処理する。（定量目標）
- ⑧ 毎月着実に所要額を調達できるよう資産担保証券（以下「MBS」という。）を発行するとともに、住宅金融証券化市場の整備・育成を図る観点から、MBSのベンチマーク性を高めるため、市場環境等に応じ、発行額を平準化するよう努める。
- ⑨ MBSの安定的な発行には証券会社の協力や投資家への周知が欠かせないことを踏まえ、積極的に証券会社と情報共有や意見交換を行いつつ、投資家の維持拡大を目的とする効果的なIRの企画・運営実施（IR活動）を継続して行う。（指標：MBSの毎月の発行額・MBS発行時のベンチマーク（10年国債の流通利回り）とのスプレッド）
- ⑩ フラット35（保証型）を伸長させるためには、より多くの民間金融機関が取り扱うようになることが不可欠であるため、中期目標期間の最終年度までに、フラット35（保証型）の取扱金融機関数を5機関以上増やし、フラット35（買取型）の取扱金融機関数に対する割合を2.0%以上とする。（定量目標）

- ⑪ 民間金融機関等の市場関係者のフラット35（保証型）に係るニーズを把握するよう努めるとともに、これらに対応した制度・運用の見直しを行う。（指標：フラット35（保証型）の申請件数）
- ⑫ 証券化支援事業の円滑な実施やその対象となる住宅ローンの商品性の向上を図るため、住宅ローン利用者の属性・ニーズ、民間金融機関の動向等、国内外の住宅・金融市場に関する調査研究を行う。
- ⑬ 証券化支援事業を通じて得た知見を活用し、米国政府抵当金庫をはじめとする国内外の機関と情報交換を行うとともに、国内外の機関の支援に努める。
- ⑭ 海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成30年法律第40号）第7条に規定する業務について、同法第3条の規定に基づき国土交通大臣が定める海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針に従い、関係府省、我が国事業者及び関係公的機関と住宅金融に関する情報交換等の面で連携や協力を図りながら、住宅融資の審査方法や信用リスク、ALMリスク等のリスク管理の提案、融資対象住宅に係る耐震性、省エネルギー性等の技術基準の提案等、外国政府の住宅金融制度の構築等を支援するためのコンサルティング業務等を行う。

2. 住宅融資保険等事業

民間金融機関が住宅の建設等に必要な資金を円滑に供給できるようにするとともに、住宅確保要配慮者が家賃債務保証業者による保証を受けやすくなるよう、機構が保険引受という形でリスクを分担して支援する次の取組を行う。

- ① 民間金融機関による資金の融通を円滑にするため、証券化支援事業等と連動して実施する必要がある融資（フラット35及び災害復興住宅融資に係るつなぎ融資並びにパッケージ融資）に対する付保を継続して行う。（指標：フラット35に係るつなぎ融資及びパッケージ融資の付保申請件数）
- ② リバースモーゲージの普及に貢献するため、民間金融機関に新たにリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱いを働きかけ、参入に向けた取組を支援することにより、中期目標期間の最終年度までに、住宅融資保険を活用したリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱金融機関数を70機関以上とする。（定量目標）
- ③ リバースモーゲージ型住宅ローン、買取再販事業者向け融資等に係る住宅融資保険の付保を着実に進捗させる。（指標：リバースモーゲージ型住宅ローンへの付保申請件数・買取再販事業者向け融資への付保申請件数）
- ④ 住宅確保要配慮者の居住の安定の確保を図るため、信用リスクの管理等を適切に行い、家賃債務保証保険業務を的確に行う。
- ⑤ 保険金の支払審査を的確に行うとともに、民間金融機関のニーズ等も踏まえ事務処理や手続を見直す。
- ⑥ 保険金を支払った債権については、民間金融機関と連携して積極的な回収に取り組むことにより、保険金支払年度の翌年度末までの年度ごとの回収実績率の平均値を48%以上とする。（定量目標）
- ⑦ 新たな住宅循環システムの構築や建替え・リフォームによる安全で質の高い住宅への更新に対応した住宅ローンの供給等を支援できるよう、社会経済情勢に対応した調査研究を行い、民間金融機関等のニーズや要望を踏まえつつ、制度・運用の見直しを行う。

3. 住宅資金融通等事業

民間金融機関だけでは対応が困難な分野への資金の融通を補完する住宅資金融通事業については、丁寧な審査を行いつつ、被災した住宅の再建、老朽化したマンションの建替え・改修の促進、密集市街地の解消等に対する融資に関して民間金融機関等の業務状況を不断に検証する。

また、証券化支援事業及び住宅資金融通等事業を通じて供給される住宅ローンに付随する団体信用生命保険業務、既往債権管理業務及び財形住宅融資業務についても的確に実施する。

- ① 自然災害からの復興及び将来発生するおそれがある大規模な自然災害への予防を支援するため、災害復興住宅融資、地すべり等関連住宅融資及び宅地防災工事資金融資を行うとともに、返済方法の変更等により被災者の継続的な返済を支援する。
- ② 東日本大震災、熊本地震等の被災者に対する支援を継続的に行うとともに、災害が起きた際には、電話や面談による相談等、被災者支援の業務実施態勢を関係機関との連携のもとで機動的に構築する。(指標：国が災害対策本部を設置する規模の災害が起きた際の相談等の件数)
- ③ 子どもを育成する家庭に適した良好な居住性能及び居住環境を有する賃貸住宅の供給を促進するため、子育て世帯向け省エネルギー賃貸住宅融資を行う。
- ④ 高齢者の居住安定に資する住宅の整備を促進するため、サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資の周知等を行い、中期目標期間中の融資承認件数を 80 件程度とする。(定量目標)
- ⑤ 地域の住まい・まちづくりへの支援に関する機構の取組について、地方公共団体、住生活産業を担う民間事業者、地域住民の団体、NPO等との連携及び協力を強化するとともに、国民に対してわかりやすく伝わり、正しく理解されるよう一層の周知活動に努める。
- ⑥ 老朽化マンションの建替えの促進等の施策を実現するため、関係権利者の合意形成や事業計画策定等に関し初期段階から支援を行うなど、民間金融機関では融資が困難な局面において、融資を的確に行えるよう地方公共団体に加え、民間事業者、NPO、マンション管理組合等の幅広い主体に対してまちづくり融資に関する周知活動を行うとともに、資金計画に関する相談等に事業の初期段階から対応するなど、マンション建替え等のプロジェクトにおけるまちづくり融資を行う。
- ⑦ 地震に対する安全性の向上を図るため、耐震改修工事に対するリフォーム融資を行う。
- ⑧ マンションの経年劣化への対応、耐震性等の向上を目的としたマンションの外壁や屋根防水等の大規模修繕、耐震改修等に必要な資金を供給するため、マンション共用部分リフォーム融資を行う。
- ⑨ 高齢者がバリアフリー工事や耐震改修工事を行う際に住宅ローンが利用できるよう高齢者向け返済特例制度の周知を図り、同制度の活用を促進する。
- ⑩ 住宅確保要配慮者の居住の安定の確保を図るため、住宅確保要配慮者向け住宅に係るリフォーム融資を的確に行う。
- ⑪ 新たな住宅循環システムの構築や建替え・リフォームによる安全で質の高い住宅への更新等の住宅政策に対応した住宅ローンを供給できるよう、社会経済情勢に対応した調査研究を行い、地方公共団体等のニーズや要望を踏まえつつ、制度・運用の見直しを行う。

- ⑫ 証券化支援事業及び住宅資金融通等事業の対象となる住宅ローンの利用者が死亡した場合等に相続人に弁済の負担をさせることのないよう、団体信用生命保険業務を的確に行う。また、信用リスクの管理等を踏まえつつ、初年度加入率の向上や2年目以降の脱退率の低下につながる制度・運用の見直しを行う。(指標：団体信用生命保険の初年度加入率)
- ⑬ 既往債権管理業務においては、返済困難者に対する返済条件の変更等のきめ細やかな対応により新規の延滞発生を抑制を図りつつ、担保不動産の任意売却等により延滞債権を削減するなど債権管理・回収を的確かつ効率的に行う。
- ⑭ 勤労者の計画的な財産形成を促進するため、財形住宅融資を的確に行う。

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 業務改善の取組

機構は、「I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」を実施するに当たり、「独立行政法人会計基準」（平成 27 年 1 月 27 日改訂）を踏まえ、P D C A サイクルによる取組等を通じて、業務実績・活動の把握や成果の向上に向けた業務の改善及び業務の効率化に取り組む。

- ① 一般管理費（人件費、公租公課及び特殊要因を除く。）について、平成 28 年度に比べ、中期目標期間の最終年度までに 2.5%以上削減する。
- ② 証券化支援業務に係る毎年度の経費率（事務関係費、債券発行関係費等の年度合計額の買い取った住宅ローン等の年間平均買取債権等残高に対する割合をいう。）について、中期目標期間の平均を 0.18%以下とするように努める。
- ③ 直接融資業務（既往債権管理勘定の既融資を除く。）に係る毎年度の経費率（事務関係費、債券発行関係費等の年度合計額の融資した住宅ローンの年間平均貸出債権残高に対する割合をいう。）について、中期目標期間の平均を 0.50%以下とするように努める。

2. 適切な経営資源の配分

- ① 「I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」を実施するため、より効果的な組織体制の整備を行う。
- ② 委託機関等における業務の実施状況に関するモニタリングや委託機関等からの要請・ニーズを踏まえ、事務・手続の効率化を推進するとともに、委託機関等の実態を鑑み、効率的な業務運営に資するよう継続的に業務実施体制の見直しを行う。

3. 調達方法の見直し

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することにより、競争性のない随意契約の割合（件数・金額）が公表されている直近の全独立行政法人の平均値を上回らないものとする。

4. 人件費管理の適正化

- ① 専門的な金融技術や金融業務に係る能力を有する人材を確保し、定着させ、その能力を十分に発揮させることが必要であることに鑑み、国家公務員、民間企業、他の政策金融機関の給与水準等を考慮しつつ、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）に示された信賞必罰の考え方の下、法人の業務実績や役職員の勤務成績を給与等に反映することにより、役職員の士気を向上させ、より効率的な業務の実施につなげる。
- ② 国民の理解と納得が得られるよう給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表することにより、透明性の向上に努める。

5. 電子化の推進

- ① 社内 LAN、グループウェア、基幹業務システム等を活用することにより、機構内や関係機関等との迅速かつ効率的な情報共有及び意思疎通並びに適切な意思決定に関する効率化を可能とする。
- ② 商品や制度の見直し・改善を柔軟に行い、IT 技術の高度化にも対応しつつ、情報セキュリティ対策の強

化等を図るため、金融市場で業務を行う機関として必要なIT基盤の整備を計画的に行う。

- ③ IT基盤の整備に当たっては、調達方法の改善等を図ることにより、投資コストの抑制に努める。

6. カイゼン活動の実施

機構が効率的かつ効果的な業務運営を行うためには、業務に係る不断の見直しが欠かせないことを踏まえ、職員による自発的なカイゼン活動を奨励し、カイゼンを機構の文化・風土として定着させる。

III 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

健全な財務内容の維持に努めるとともに、住生活基本計画等で示された機構への政策的な期待・要請に応えるため、他機関との役割分担等を踏まえ、業務の優先順位を明確にして、必要な経営資源を機動的に投入する。

第二期中期目標期間中に全ての勘定で繰越欠損金の解消に至り財務内容の改善が図られたことも踏まえ、国庫納付を適切に行うよう努めるとともに、各業務を効果的かつ効率的に行い、その結果として利益が生ずる場合は、その利益を活用して社会経済情勢の変化に対応した業務を試行的に実施するなど、財務内容の改善の成果を政策実施機関として求められる業務に有効に活用する。

1. 安定的かつ効率的な資金調達

MB SやS B（一般担保債券をいう。）の発行方針及び発行計画並びにMB Sの担保となる住宅ローン債権に係る情報を積極的に開示するなど、投資家への情報発信を行うとともに、市場関係者等のニーズを踏まえながら、安定的かつ効率的な市場からの資金調達に努め、緊急性の高い災害復興住宅融資等の災害対応に係る融資以外は財政融資資金に依存しない。

2. リスク管理の徹底

- ① 機構内に設置するリスク管理委員会等において、住宅ローン等の事業の特性を踏まえて、機構の各種リスクを的確に管理する。

また、各リスクを統合的に管理するために、網羅的なリスクの洗い出し、モニタリング指標の設定等を行うとともに、これに基づくモニタリングを行い、認識された課題に適切に対応する。

- ② 信用リスク等に対応するため、将来のデフォルト発生を適正な水準に抑えるよう与信審査を的確に行うとともに、融資先のデフォルト率、住宅ローン債権の回収率等のモニタリングを行う。

- ③ ALMリスク、流動性リスク等については、住宅ローン債権の証券化を進めること等によりの確に管理する。

特に、既往債権管理勘定においては、財政融資資金の償還を着実に行うため、将来生じることが見込まれる資産と負債のギャップへの対応策の検討を進め、必要な措置を講ずる。

- ④ 住宅ローン債権の回収業務を委託した外部機関の破綻リスクに対応する。

- ⑤ 的確な債権管理業務を行うことにより、特に証券化支援事業においては、中期目標期間の最終年度末における買取債権残高に対するリスク管理債権の残高の比率を1.3%以内とするとともに、既往債権管理業務においては、平成28年度末に比べ、リスク管理債権の残高を中期目標期間の最終年度までに30%以上削減する。

- ⑥ 旧財団法人公庫住宅融資保証協会から承継した独立行政法人福祉医療機構及び沖縄復興開発金融公庫が有する債権の保証を的確に行うとともに、保証債務を履行した後の求償権の管理回収を行う。

3. 決算情報・セグメント情報の公表

財務内容等の透明性を確保し、機構の活動内容を国民に対して分かりやすく示し、理解促進を図る観点から、一定の事業等のまとまりごとに決算情報・セグメント情報を公表する。

4. 保有資産の見直し

- ① 保有資産については、保有の必要性について不断の見直しを行う。
- ② 「国家公務員宿舎の削減計画」（平成 23 年 12 月 1 日国家公務員宿舎の削減のあり方についての検討会）を勘案し、借上宿舎を含む宿舎戸数について、平成 28 年度末に比べ、17%程度削減する。

5. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

- ① 予算
別表 1 のとおり
- ② 収支計画
別表 2 のとおり
- ③ 資金計画
別表 3 のとおり

IV 短期借入金の限度額

(1) 短期借入金の限度額

17,000 億円

(2) 想定される理由

- ① 予見し難い事由による一時的な資金の不足に対応するための短期借入金
- ② 機構が行う業務の円滑な実施に資するための短期借入金
- ③ 既往債権管理勘定に係る資金の不足に対応するための短期借入金

IV-2 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 該当なし。

V IV-2 に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 八千代宿舎（八千代市）及び小笹第 1 宿舎（福岡市）の処分を計画

VI 剰余金の使途

決算において剰余金が発生したときは、業務の充実、広報活動の充実、職員の研修機会の充実等に充てる。

VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設及び設備に関する計画

該当なし。

2. 人事に関する計画

住生活基本計画等に基づく施策の実現に貢献し、社会から期待される役割を果たすため、適正な人員の配置を行う。

3. 独立行政法人住宅金融支援機構法第 18 条第 1 項に規定する積立金の使途

独立行政法人住宅金融支援機構法（平成 17 年法律第 82 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた積立金は、同法第 13 条第 1 項第 10 号に規定する団体信用生命保険等業務の運営の使途のほか、第二期中期目標期間までに取得した固定資産の減価償却に要する費用等に充てる。

4. その他中期目標を達成するために必要な事項

(1) 内部統制

- ① 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」に基づき、中立的立場の外部有識者で構成される第三者委員会を機構内部に設置し、事業運営の妥当性を審議するなど、民間金融機関並みの内部統制システムを整備し、的確なリスク管理を行うとともに、監事機能の実効性の向上に努める。
- ② 業務執行及び組織管理・運営に関する重要事項について、原則として毎週役員会を開催し、審議・報告する。その結果を機構内に伝達し、役職員で情報を共有する。
- ③ 年度途中における目標の達成状況及び予算の執行状況を年度当たり2回確認し、PDCAサイクルに基づく業務改善、予算再配分等を行い、限られた資源の中での事業成果の向上を図る。
- ④ ディスクロージャー誌及びホームページの内容の充実を図ること等により情報公開を積極的に推進し、業務運営の透明性を確保するとともに、過去の不適正事案を踏まえた再発防止のためのコンプライアンスの取組を徹底する。

(2) リスク管理

『独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備』について（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実施する。

(3) お客さま保護

お客さまに対し機構の商品・制度に関する十分な説明を行うとともに、お客さまからの相談や苦情には丁寧に対応し、お客さまの要望・ニーズを受け止め、制度・運用の改善に活かす。

(4) 情報管理

① 「独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律」（平成13年法律第140号）及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号）に基づき、適切な対応を行う。

② 個人情報の取扱いについては、役職員に対する研修や点検を毎年度実施し、組織内全体での適切な管理の徹底を図る。

(5) 情報セキュリティ

① 内閣官房情報セキュリティセンター（NISC）策定の「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき、規程やマニュアルの整備等を行うとともに、国、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセス等に対して、ソフト・ハードウェア両面での対策を継続して実施する。

② 役職員に対する研修を毎年度実施し、情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図る。

(6) 業務実施体制の整備

① 適切な融資審査の実行及び職業、性別、地域等による画一的な融資選別の防止を図るため、民間金融機関ごとに融資条件を把握し、融資審査に関するモニタリング等を行う。

② 委託機関において、関連法令が遵守され、お客さまへの対応が適切になされた上で、管理回収の最大化が図られていることに関するモニタリング等を行う。

③ 委託業務に関して、お客さま保護対策、情報管理に関する安全管理措置、情報セキュリティ対策及びコンプライアンス等の取組を行わせ、これらの対策等が適切に行われていることに関するモニタリング等を行う。

(7) 人事管理

- ① 事業ニーズや社会経済情勢の変化を的確に踏まえつつ、円滑な業務遂行を行うため、外部組織との人材交流、外部人材の活用等により必要な人材を確保するとともに、機構の業務に求められる能力・専門性を向上させるための研修等を通じた人材の育成を行う。

- ② 女性活躍や働き方改革の推進のため、女性の積極的な採用、就業継続支援、人材の育成及び職員の理解向上に取り組むとともに、役職員一人ひとりが働きやすい職場づくりを目指し、勤務環境の整備、育児・介護との両立のための支援等を行う。

中期計画の予算等（平成29年度～平成32年度）【法人単位】

別表1 予算

(単位:百万円)

区分	法人単位	証券化支援事業								調整	
		証券化支援事業	住宅融資保険等事業	住宅資金融通等事業	財形住宅資金貸付業務	住宅資金貸付等業務	居住債管理業務	調整	調整		
収入											
国庫補助金	98,379	98,379	-	-	-	-	-	-	-	-	-
政府出資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
財政融資資金借入金	402,589	-	-	402,589	-	-	402,589	-	-	-	-
民間借入金	475,600	70,000	-	405,600	155,600	-	402,589	250,000	-	-	-
住宅金融支援機構債	9,357,298	7,907,372	-	1,449,926	-	-	419,926	1,030,000	-	-	-
住宅金融支援機構財形住宅債券	112,964	-	-	112,964	-	112,964	-	-	-	-	-
買取債権回収金	4,934,032	4,934,032	-	-	-	-	-	-	-	-	-
貸付回収金	4,742,310	-	-	4,742,310	162,544	639,446	3,940,320	-	-	-	-
業務収入	2,194,442	925,471	11,055	1,377,853	9,515	576,321	908,068	-	-	-	-
その他収入	821,427	391,225	65,861	950,767	4,005	555,935	391,262	-	△ 116,051	△ 119,937	△ 586,421
計	23,139,041	14,326,479	76,916	9,442,006	444,629	2,594,218	6,519,658	△ 116,491	△ 440	△ 706,359	
支出											
業務経費	479,218	124,474	16,922	456,123	1,889	521,567	48,718	-	△ 116,051	△ 118,300	△ 1,258
証券化支援業務関係経費	123,216	124,474	-	-	-	-	-	-	-	-	-
住宅融資保険業務関係経費	16,922	-	16,922	-	-	-	-	-	-	-	-
財形住宅資金貸付業務関係経費	1,889	-	-	1,889	-	-	-	-	-	-	-
住宅資金貸付等業務関係経費	286,474	-	-	405,516	-	521,567	-	-	△ 116,051	△ 117,043	-
居住債管理業務関係経費	48,718	-	-	48,718	-	-	48,718	-	-	-	-
買取債権	8,144,100	8,144,100	-	-	-	-	-	-	-	-	-
貸付金	1,050,941	-	-	1,050,941	8,000	1,042,941	-	-	-	-	-
借入金等償還	11,608,251	4,521,611	-	7,086,639	426,300	741,701	5,918,638	-	-	-	-
支払利息	1,271,587	715,341	-	572,509	5,804	70,286	496,859	-	△ 440	△ 16,262	△ 1,637
一般管理費	12,829	6,963	689	6,820	491	3,289	3,041	-	-	-	-
人件費	42,304	23,100	1,319	17,885	1,305	8,756	7,824	-	-	-	-
その他支出	634,861	866,863	58,011	280,147	279	242,832	37,036	-	-	-	△ 570,159
計	23,244,092	14,402,452	76,935	9,471,064	444,067	2,631,372	6,512,116	△ 116,491	-	△ 706,359	

【人件費の見積り】

(単位:百万円)

役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用	法人単位	証券化支援事業						調整	
		証券化支援事業	住宅融資保険等事業	住宅資金融通等事業	財形住宅資金貸付業務	住宅資金貸付等業務	居住債管理業務	調整	
	32,779	17,901	1,022	13,858	1,011	6,784	8,061	-	-

(注) 単位未満補数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位:百万円)

区分	法人単位	証券化支援事業								調整	
		証券化支援事業	住宅融資保険等事業	住宅資金融通等事業	財形住宅資金貸付業務	住宅資金貸付等業務	居住債管理業務	調整	調整		
収益の部											
經常収益	2,497,728	1,194,576	33,736	1,421,707	9,486	827,074	901,326	-	△ 116,178	△ 152,291	-
資金運用収益	2,497,728	1,194,576	33,736	1,421,707	9,486	827,074	901,326	-	△ 116,178	△ 152,291	-
保険引受収益	1,943,790	945,119	9,246	1,006,800	9,383	105,512	893,430	-	△ 1,524	△ 17,375	-
役員取引等収益	252,020	1,891	24,462	355,636	-	469,224	-	-	△ 113,588	△ 129,969	-
補助金等収益	2,104	225	-	1,879	-	-	-	-	-	-	-
その他業務収益	284,303	245,400	-	38,903	0	38,558	345	-	-	-	-
その他經常収益	198	198	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特別利益	15,313	1,744	28	18,488	102	11,900	7,551	-	△ 1,065	△ 4,947	-
有形固定資産処分益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他特別利益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
費用の部	1,944,849	1,012,154	20,449	1,064,536	9,888	610,998	559,828	-	△ 116,178	△ 152,291	-
經常費用	1,944,791	1,012,096	20,449	1,064,536	9,888	610,998	559,828	-	△ 116,178	△ 152,291	-
資金調達費用	1,212,016	670,364	-	557,914	6,005	67,402	484,948	-	△ 440	△ 16,262	-
保険引受費用	309,384	46,236	15,770	378,371	-	489,049	-	-	△ 114,673	△ 131,082	-
役員取引等費用	101,965	68,009	17	33,959	705	7,864	25,389	-	-	-	-
その他業務費用	46,226	42,753	-	4,564	77	1,968	2,543	-	△ 25	△ 1,092	-
営業経費	135,508	60,962	4,661	71,315	2,975	32,614	35,726	-	-	△ 1,430	-
その他經常費用	139,672	123,682	1	18,414	126	8,106	11,222	-	△ 1,040	△ 2,425	-
特別損失	58	58	-	-	-	-	-	-	-	-	-
有形固定資産処分損	58	58	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特別支出は純損失(△)	552,879	182,422	13,286	357,171	△ 403	16,076	341,496	-	-	-	-
前中期目標期間繰越積立金取崩額	35,907	9,154	1,490	25,263	430	24,833	-	-	-	-	-
総利益	588,787	191,576	14,776	382,434	27	40,910	341,496	-	-	-	-

(注) 単位未満補数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位:百万円)

区分	法人単位	証券化支援事業								調整	
		証券化支援事業	住宅融資保険等事業	住宅資金融通等事業	財形住宅資金貸付業務	住宅資金貸付等業務	居住債管理業務	調整	調整		
資金支出											
業務活動による支出	11,013,692	9,026,067	18,924	2,104,899	17,411	1,649,913	554,066	-	△ 116,491	△ 136,199	-
買取債権の取得による支出	8,144,100	8,144,100	-	-	-	-	-	-	-	-	-
貸付による支出	1,050,941	-	-	1,050,941	8,000	1,042,941	-	-	-	-	-
人件費支出	42,304	23,100	1,319	17,885	1,305	8,756	7,824	-	-	-	-
その他業務支出	493,103	131,870	17,605	463,565	2,302	527,930	49,384	-	△ 116,051	△ 119,937	-
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他支出	1,283,243	726,997	-	572,509	5,804	70,286	496,859	-	△ 440	△ 16,262	-
投資活動による支出	588,983	612,711	58,011	274,961	279	237,815	36,868	-	-	△ 356,700	-
財務活動による支出	11,609,145	4,735,965	-	7,086,639	426,300	741,701	5,918,638	-	-	△ 213,459	-
民間長期借入金の返済による支出	201,300	16,800	-	184,500	184,500	-	-	-	-	-	-
債券の償還による支出	5,963,971	4,504,811	-	1,459,160	241,800	603,340	614,020	-	-	-	-
財政融資資金借入金の返済による支出	5,442,979	-	-	5,442,979	-	138,361	5,304,618	-	-	-	-
リース債務の支払いによる支出	895	895	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不要財産に係る国庫納付等による支出	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他勤定長期借入金の返済による支出	-	213,459	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 213,459
次年度への繰越金	591,627	327,637	5,921	258,069	7,676	26,843	223,550	-	-	-	-
資金収入											
業務活動による収入	12,077,156	6,022,344	20,316	6,170,695	172,064	1,265,276	4,849,846	-	△ 116,491	△ 136,199	-
買取債権の回収による収入	4,934,032	4,934,032	-	-	-	-	-	-	-	-	-
貸付金の回収による収入	4,742,310	-	-	4,742,310	162,544	639,446	3,940,320	-	-	-	-
買取債権利息収入	920,090	921,253	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 1,163
貸付金利息収入	996,509	-	-	996,509	9,497	81,475	906,675	-	△ 1,138	△ 118,775	-
その他業務収入	309,973	4,218	11,055	413,475	18	525,730	2,640	-	△ 114,913	△ 118,775	-
国庫補助金収入	98,379	98,379	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他収入	75,862	64,462	9,261	18,401	5	18,625	210	-	△ 440	△ 16,262	-
投資活動による収入	713,434	306,763	56,600	900,231	4,000	506,427	389,804	-	-	△ 550,159	-
財務活動による収入	10,316,179	7,969,664	-	2,366,515	268,487	820,571	1,277,457	-	-	△ 20,000	-
民間長期借入金の借入れによる収入	475,600	70,000	-	405,600	155,600	-	250,000	-	-	-	-
債券の発行による収入	9,437,990	7,879,664	-	1,558,326	112,887	417,986	1,027,457	-	-	-	-
財政融資資金借入金の借入れによる収入	402,589	-	-	402,589	-	402,589	-	-	-	-	-
政府出資金収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他勤定長期借入金の借入れによる収入	-	20,000	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 20,000
前年度よりの繰越金	686,678	403,610	5,940	287,127	7,114	63,998	216,016	-	-	-	-

(注) 単位未満補数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等（平成29年度～平成32年度）【証券化支援事業】

別表1 予算

		(単位：百万円)
区 分	金額	
収入		
国庫補助金	98,379	
政府出資金	-	
財政融資資金借入金	-	
民間借入金	70,000	
住宅金融支援機構債券	7,907,372	
住宅金融支援機構財形住宅債券	-	
買取債権回収金	4,934,032	
貸付回収金	-	
業務収入	391,225	
その他収入	391,225	
計	14,326,479	
支出		
業務経費	124,474	
証券化支援業務関係経費	124,474	
住宅融資保険業務関係経費	-	
財形住宅資金貸付業務関係経費	-	
住宅資金貸付等業務関係経費	-	
既債権管理業務関係経費	-	
買取債権	8,144,100	
貸付金	-	
借入金等償還	4,521,611	
支払利息	715,341	
一般管理費	6,963	
人件費	23,100	
その他支出	866,863	
計	14,402,452	

【人件費の見積り】

期間中総額17,901百万円を支出する。
ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。
(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

		(単位：百万円)
区 分	金額	
収益の部	1,194,576	
経常収益	1,194,576	
資金運用収益	945,119	
保険引受収益	1,891	
役員取引等収益	225	
補助金等収益	245,400	
その他業務収益	199	
その他経常収益	1,744	
特別利益	-	
有形固定資産処分益	-	
その他特別利益	-	
費用の部	1,012,154	
経常費用	1,012,096	
資金調達費用	670,364	
保険引受費用	46,236	
役員取引等費用	68,009	
その他業務費用	42,753	
営業経費	60,962	
その他経常費用	123,682	
特別損失	58	
有形固定資産処分損	58	
純利益	182,422	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	9,154	
総利益	191,576	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

		(単位：百万円)
区 分	金額	
資金支出		
業務活動による支出	9,026,067	
買取債権の取得による支出	8,144,100	
貸付けによる支出	-	
人件費支出	23,100	
その他業務支出	131,870	
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	
その他支出	726,997	
投資活動による支出	612,711	
財務活動による支出	4,735,965	
民間長期借入金の返済による支出	16,800	
債券の償還による支出	4,504,811	
財政融資資金借入金の返済による支出	-	
リース債務の支払いによる支出	895	
不要財産に係る備置財産等による支出	-	
他勘定長期借入金の返済による支出	213,459	
次年度への繰越金	327,637	
資金収入		
業務活動による収入	6,022,344	
買取債権の回収による収入	4,934,032	
貸付金の回収による収入	-	
貸付金利利息収入	921,253	
貸付金利収入	4,218	
その他業務収入	2,580	
国庫補助金収入	98,379	
その他収入	64,462	
投資活動による収入	306,763	
財務活動による収入	7,969,664	
民間長期借入金の借入れによる収入	70,000	
債券の発行による収入	7,879,664	
財政融資資金借入金の借入れによる収入	-	
政府出資金収入	-	
他勘定長期借入金の借入れによる収入	20,000	
前年度よりの繰越金	403,610	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等（平成29年度～平成32年度）【住宅融資保険等事業】

別表1 予算

		(単位：百万円)
区 分	金額	
収入		
国庫補助金	-	
政府出資金	-	
財政融資資金借入金	-	
民間借入金	-	
住宅金融支援機構債券	-	
住宅金融支援機構財形住宅債券	-	
買取債権回収金	-	
貸付回収金	-	
業務収入	11,055	
その他収入	65,861	
計	76,916	
支出		
業務経費	16,922	
証券化支援業務関係経費	-	
住宅融資保険業務関係経費	16,922	
財形住宅資金貸付業務関係経費	-	
住宅資金貸付等業務関係経費	-	
既債権管理業務関係経費	-	
買取債権	-	
貸付金	-	
借入金等償還	-	
支払利息	-	
一般管理費	683	
人件費	1,319	
その他支出	58,011	
計	76,935	

【人件費の見積り】

期間中総額1,022百万円を支出する。
ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。
(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

		(単位：百万円)
区 分	金額	
収益の部	33,736	
経常収益	33,736	
資金運用収益	9,246	
保険引受収益	24,462	
役員取引等収益	-	
補助金等収益	-	
その他業務収益	-	
その他経常収益	28	
特別利益	-	
有形固定資産処分益	-	
その他特別利益	-	
費用の部	20,449	
経常費用	20,449	
資金調達費用	15,770	
保険引受費用	17	
役員取引等費用	-	
その他業務費用	-	
営業経費	4,661	
その他経常費用	1	
特別損失	-	
有形固定資産処分損	-	
純利益	13,286	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	1,490	
総利益	14,776	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

		(単位：百万円)
区 分	金額	
資金支出		
業務活動による支出	18,924	
買取債権の取得による支出	-	
貸付けによる支出	-	
人件費支出	1,319	
その他業務支出	17,605	
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	
その他支出	-	
投資活動による支出	58,011	
財務活動による支出	-	
民間長期借入金の返済による支出	-	
債券の償還による支出	-	
財政融資資金借入金の返済による支出	-	
リース債務の支払いによる支出	-	
不要財産に係る備置財産等による支出	-	
他勘定長期借入金の返済による支出	-	
次年度への繰越金	5,921	
資金収入		
業務活動による収入	20,316	
買取債権の回収による収入	-	
貸付金の回収による収入	-	
貸付金利利息収入	-	
貸付金利収入	-	
その他業務収入	11,055	
国庫補助金収入	-	
その他収入	9,261	
投資活動による収入	56,600	
財務活動による収入	-	
民間長期借入金の借入れによる収入	-	
債券の発行による収入	-	
財政融資資金借入金の借入れによる収入	-	
政府出資金収入	-	
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-	
前年度よりの繰越金	5,940	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等（平成29年度～平成32年度）【住宅資金融通等事業】

別表1 予算

(単位：百万円)

区 分	住宅資金融通等事業				
	住宅資金融通等事業	財形住宅資金貸付業務	住宅資金貸付等業務	既往債権管理業務	調整
収入					
国庫補助金	-	-	-	-	-
政府出資金	-	-	-	-	-
財政融資資金借入金	402,589	-	402,589	-	-
民間借入金	405,600	155,600	-	250,000	-
住宅金融支援機構債券	1,449,926	-	419,926	1,030,000	-
住宅金融支援機構財形住宅債券	112,964	112,964	-	-	-
買取債権回収金	-	-	-	-	-
貸付回収金	4,742,310	162,544	639,446	3,940,320	-
業務収入	1,377,853	9,515	576,321	908,068	△ 116,051
その他収入	950,762	4,005	555,935	391,262	△ 440
計	9,442,006	444,629	2,594,218	6,519,650	△ 116,491
支出					
業務経費	456,123	1,889	521,567	48,718	△ 116,051
証券化支援業務関係経費	-	-	-	-	-
住宅融資保険業務関係経費	-	-	-	-	-
財形住宅資金貸付業務関係経費	1,889	1,889	-	-	-
住宅資金貸付等業務関係経費	405,516	-	521,567	-	△ 116,051
既往債権管理業務関係経費	48,718	-	-	48,718	-
買取債権	-	-	-	-	-
貸付金	1,050,941	8,000	1,042,941	-	-
借入金等償還	7,086,639	426,300	741,701	5,918,638	-
支払利息	572,509	5,804	70,286	496,859	△ 440
一般管理費	6,820	491	3,289	3,041	-
人件費	17,885	1,305	8,756	7,824	-
その他支出	280,147	279	242,832	37,036	-
計	9,471,064	444,067	2,631,372	6,512,116	△ 116,491

【人件費の見積もり】

(単位：百万円)

役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用	住宅資金融通等事業			
	住宅資金融通等事業	財形住宅資金貸付業務	住宅資金貸付等業務	既往債権管理業務
	13,856	1,011	6,784	6,061

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位：百万円)

区 分	住宅資金融通等事業				
	住宅資金融通等事業	財形住宅資金貸付業務	住宅資金貸付等業務	既往債権管理業務	調整
収益の部	1,421,707	9,486	627,074	901,326	△ 116,178
経常収益	1,421,707	9,486	627,074	901,326	△ 116,178
資金運用収益	1,006,800	9,383	105,512	893,430	△ 1,524
保険引受収益	355,636	-	469,224	-	△ 113,588
役員取引等収益	1,879	-	1,879	-	-
補助金等収益	38,903	0	38,558	345	-
その他業務収益	-	-	-	-	-
その他経常収益	18,488	102	11,900	7,551	△ 1,065
特別利益	-	-	-	-	-
有形固定資産処分益	-	-	-	-	-
その他特別利益	-	-	-	-	-
費用の部	1,064,536	9,888	610,998	559,828	△ 116,178
経常費用	1,064,536	9,888	610,998	559,828	△ 116,178
資金調達費用	557,914	6,005	67,402	484,948	△ 440
保険引受費用	378,371	-	493,043	-	△ 114,673
役員取引等費用	33,959	705	7,864	25,389	-
その他業務費用	4,564	77	1,968	2,543	△ 25
営業経費	71,315	2,975	32,614	35,726	-
その他経常費用	18,414	126	8,106	11,222	△ 1,040
特別損失	-	-	-	-	-
有形固定資産処分損	-	-	-	-	-
純利益又は純損失(△)	357,171	△ 403	16,076	341,498	-
前中期目標期間繰越剰余金取崩額	25,263	430	24,833	-	-
総利益	382,434	27	40,910	341,498	-

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位：百万円)

区 分	住宅資金融通等事業				
	住宅資金融通等事業	財形住宅資金貸付業務	住宅資金貸付等業務	既往債権管理業務	調整
資金支出					
業務活動による支出	2,104,899	17,411	1,649,913	554,066	△ 116,491
買取債権の取得による支出	-	-	-	-	-
貸付けによる支出	1,050,941	8,000	1,042,941	-	-
人件費支出	17,885	1,305	8,756	7,824	-
その他業務支出	463,565	2,302	527,930	49,384	△ 116,051
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	-	-	-	-
その他支出	572,509	5,804	70,286	496,859	△ 440
投資活動による支出	274,961	279	237,615	36,868	-
財務活動による支出	7,086,639	426,300	741,701	5,918,638	-
民間長期借入金の返済による支出	184,500	-	-	-	-
債券の償還による支出	1,459,160	241,800	603,340	614,020	-
財政融資資金借入金の返済による支出	5,442,979	-	138,361	5,304,618	-
リース債務の支払いによる支出	-	-	-	-	-
不要財産に係る国庫納付等による支出	-	-	-	-	-
他勘定長期借入金の返済による支出	-	-	-	-	-
次年度への繰越金	258,069	7,676	26,843	223,550	-
資金収入					
業務活動による収入	6,170,695	172,064	1,265,276	4,849,846	△ 116,491
買取債権の回収による収入	-	-	-	-	-
貸付金の回収による収入	4,742,310	162,544	639,446	3,940,320	-
買取債権利息収入	-	-	-	-	-
貸付金利息収入	996,509	9,497	81,475	906,675	△ 1,138
その他業務収入	413,475	18	525,730	2,640	△ 114,913
国庫補助金収入	-	-	-	-	-
その他収入	18,401	5	18,625	210	△ 440
投資活動による収入	900,231	4,000	506,427	389,804	-
財務活動による収入	2,366,515	268,487	820,571	1,277,457	-
民間長期借入金の借入れによる収入	405,600	155,600	-	250,000	-
債券の発行による収入	1,558,326	112,887	417,982	1,027,457	-
財政融資資金借入金の借入れによる収入	402,589	-	402,589	-	-
政府出資金収入	-	-	-	-	-
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	-	-
前年度よりの繰越金	287,127	7,114	63,998	216,016	-

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等（平成29年度～平成32年度）【財形住宅資金貸付業務】

別表1 予算

区 分		金額
(単位：百万円)		
収入		
国庫補助金	-	
政府出資金	-	
財政融資資金借入金	-	
民間借入金	155,600	
住宅金融支援機構債券	-	
住宅金融支援機構財形住宅債券	112,964	
買取債権回収金	-	
貸付回収金	162,544	
業務収入	9,515	
その他収入	4,005	
計		444,629
支出		
業務経費	1,889	
証券化支援業務関係経費	-	
住宅融資関係業務関係経費	-	
財形住宅資金貸付業務関係経費	1,889	
住宅資金貸付等業務関係経費	-	
既住債権管理業務関係経費	-	
買取債権	-	
貸付金	8,000	
借入金等償還	426,300	
支払利息	5,804	
一般管理費	491	
人件費	1,305	
その他支出	279	
計		444,067

【人件費の見積り】

期間中総額1,011百万円を支出する。
ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。
(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

区 分		金額
(単位：百万円)		
収益の部		9,486
経常収益		9,486
資金運用収益		9,383
保険引受収益		-
役員取引等収益		-
補助金等収益		0
その他業務収益		-
その他経常収益		102
特別利益		-
有形固定資産処分益		-
その他特別利益		-
費用の部		9,888
経常費用		9,888
資金調達費用		6,005
保険引受費用		-
役員取引等費用		705
その他業務費用		77
営業経費		2,975
その他経常費用		126
特別損失		-
有形固定資産処分損		-
純損失		△ 403
前中期目標期間繰越積立金取崩額		430
総利益		27

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

区 分		金額
(単位：百万円)		
資金支出		
業務活動による支出		17,411
買取債権の取得による支出		-
貸付けによる支出		8,000
人件費支出		1,305
その他業務支出		2,302
国庫補助金の精算による返還金の支出		-
その他支出		5,804
投資活動による支出		279
財務活動による支出		426,300
民間長期借入金の返済による支出		184,500
財政融資資金借入金の返済による支出		-
リース債務の支払いによる支出		-
不要財産に係る国庫納付等による支出		-
他勘定長期借入金の返済による支出		7,676
次年度への繰越金		-
資金収入		
業務活動による収入		172,064
買取債権の回収による収入		-
貸付金の回収による収入		162,544
買取債権利息収入		-
貸付金利息収入		9,497
その他業務収入		18
国庫補助金収入		-
その他収入		5
投資活動による収入		4,000
財務活動による収入		268,487
民間長期借入金の借入れによる収入		155,600
債券の発行による収入		112,887
財政融資資金借入金の借入れによる収入		-
政府出資金収入		-
他勘定長期借入金の借入れによる収入		-
前年度よりの繰越金		7,114

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等（平成29年度～平成32年度）【住宅資金貸付等業務】

別表1 予算

区 分		金額
(単位：百万円)		
収入		
国庫補助金	-	
政府出資金	-	
財政融資資金借入金	402,589	
民間借入金	-	
住宅金融支援機構債券	419,926	
住宅金融支援機構財形住宅債券	-	
買取債権回収金	-	
貸付回収金	639,446	
業務収入	576,321	
その他収入	555,935	
計		2,594,218
支出		
業務経費	521,567	
証券化支援業務関係経費	-	
住宅融資関係業務関係経費	-	
財形住宅資金貸付業務関係経費	-	
住宅資金貸付等業務関係経費	521,567	
既住債権管理業務関係経費	-	
買取債権	-	
貸付金	1,042,941	
借入金等償還	741,701	
支払利息	70,286	
一般管理費	3,289	
人件費	8,756	
その他支出	242,932	
計		2,631,372

【人件費の見積り】

期間中総額2,784百万円を支出する。
ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。
(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

区 分		金額
(単位：百万円)		
収益の部		627,074
経常収益		627,074
資金運用収益		105,512
保険引受収益		468,224
役員取引等収益		1,879
補助金等収益		38,558
その他業務収益		-
その他経常収益		11,900
特別利益		-
有形固定資産処分益		-
その他特別利益		-
費用の部		610,998
経常費用		610,998
資金調達費用		67,402
保険引受費用		493,043
役員取引等費用		7,864
その他業務費用		1,968
営業経費		32,614
その他経常費用		8,106
特別損失		-
有形固定資産処分損		-
純利益		16,076
前中期目標期間繰越積立金取崩額		24,833
総利益		40,910

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

区 分		金額
(単位：百万円)		
資金支出		
業務活動による支出		1,649,913
買取債権の取得による支出		-
貸付けによる支出		1,042,941
人件費支出		8,756
その他業務支出		527,930
国庫補助金の精算による返還金の支出		-
その他支出		70,286
投資活動による支出		237,815
財務活動による支出		741,701
民間長期借入金の返済による支出		-
債券の償還による支出		603,340
財政融資資金借入金の返済による支出		138,361
リース債務の支払いによる支出		-
不要財産に係る国庫納付等による支出		-
他勘定長期借入金の返済による支出		-
次年度への繰越金		26,843
資金収入		
業務活動による収入		1,265,276
買取債権の回収による収入		-
貸付金の回収による収入		639,446
買取債権利息収入		-
貸付金利息収入		81,475
その他業務収入		525,730
国庫補助金収入		-
その他収入		18,625
投資活動による収入		506,427
財務活動による収入		820,571
民間長期借入金の借入れによる収入		-
債券の発行による収入		417,982
財政融資資金借入金の借入れによる収入		402,589
政府出資金収入		-
他勘定長期借入金の借入れによる収入		-
前年度よりの繰越金		63,998

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等（平成29年度～平成32年度）【既住債権管理業務】

別表1 予算

区 分		金額
(単位：百万円)		
収入		
国庫補助金	-	
政府出資金	-	
財政融資資金借入金	-	
民間借入金	250,000	
住宅金融支援機構債券	1,030,000	
住宅金融支援機構財形住宅債券	-	
買取債権回収金	-	
貸付回収金	3,840,320	
業務収入	908,068	
その他収入	391,262	
計		6,519,650
支出		
業務経費	48,718	
証券化支援業務関係経費	-	
住宅融資関係業務関係経費	-	
財形住宅資金貸付業務関係経費	-	
住宅資金貸付等業務関係経費	-	
既住債権管理業務関係経費	48,718	
買取債権	-	
貸付金	-	
借入金等償還	5,918,638	
支払利息	496,859	
一般管理費	3,041	
人件費	7,824	
その他支出	37,036	
計		6,512,116

【人件費の見積り】

期間中総額2,061百万円を支出する。
ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。
(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

区 分		金額
(単位：百万円)		
収益の部		901,326
経常収益		901,326
資金運用収益		893,430
保険引受収益		-
役員取引等収益		-
補助金等収益		345
その他業務収益		-
その他経常収益		7,551
特別利益		-
有形固定資産処分益		-
その他特別利益		-
費用の部		559,828
経常費用		559,828
資金調達費用		484,948
保険引受費用		-
役員取引等費用		25,389
その他業務費用		2,543
営業経費		35,726
その他経常費用		11,222
特別損失		-
有形固定資産処分損		-
純利益		341,498
前中期目標期間繰越積立金取崩額		-
総利益		341,498

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

区 分		金額
(単位：百万円)		
資金支出		
業務活動による支出		554,068
買取債権の取得による支出		-
貸付けによる支出		-
人件費支出		7,824
その他業務支出		49,384
国庫補助金の精算による返還金の支出		-
その他支出		496,859
投資活動による支出		38,888
財務活動による支出		5,918,638
民間長期借入金の返済による支出		-
債券の償還による支出		614,020
財政融資資金借入金の返済による支出		5,304,618
リース債務の支払いによる支出		-
不要財産に係る国庫納付等による支出		-
他勘定長期借入金の返済による支出		-
次年度への繰越金		222,550
資金収入		
業務活動による収入		4,849,846
買取債権の回収による収入		-
貸付金の回収による収入		3,940,320
買取債権利息収入		-
貸付金利息収入		906,675
その他業務収入		2,640
国庫補助金収入		-
その他収入		210
投資活動による収入		389,804
財務活動による収入		1,277,457
民間長期借入金の借入れによる収入		250,000
債券の発行による収入		1,027,457
財政融資資金借入金の借入れによる収入		-
政府出資金収入		-
他勘定長期借入金の借入れによる収入		-
前年度よりの繰越金		216,016

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

【年度計画】

独立行政法人住宅金融支援機構 平成 31 年度年度計画

前文

独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 31 条第 1 項の規定に基づき、国土交通大臣及び財務大臣の認可を受けた平成 29 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの期間における中期目標を達成するための計画に基づいた平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの期間における業務運営に関する計画を次のとおり定める。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

機構は、第三期中期目標及び第三期中期計画を踏まえ、民間金融機関、地方公共団体等との対話を継続的に行い、ニーズや要望を踏まえつつ、平成 31 年度は次に掲げる業務の実施を通じて、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を着実に達成し、我が国の住生活の向上を金融面から支援する。

1. 証券化支援事業

長期固定金利の住宅資金を全国あまねく安定的に供給できるようにするとともに、良質な住宅ストックの形成に資するよう、証券化支援事業を通じ民間金融機関による長期固定金利の住宅ローンの供給を支援する次の取組を行う。

① 周知活動の対象を次のとおり区分し、各対象に応じた効果的な取組を行う。

ア お客さま

住宅ローンを検討中のお客さまが、フラット 35 の商品性等に関する情報にアクセスできるよう、テレビ、新聞、インターネット等の各種媒体による広告、セミナー等を通じて周知を行う。また、広告の実施に当たっては、効果検証及びこれに基づく実施方法等の見直しを適宜実施する。

イ 住宅関連事業者等

住宅関連事業者等が、お客さまのニーズに応じてフラット 35 の商品性等に関する情報を提供できるよう、制度内容や手続に関する情報を中心に、セミナー等の実施や各業界団体との連携を通じて周知を行う。また、住宅関連事業者等のニーズに応じて、ツールの提供、セミナー等を通じた住宅技術の情報提供を実施する。

併せて、住宅関連事業者の物件検査が円滑に行われるよう、適合証明検査機関に対して研修等により制度改正等の情報を周知するとともに、適合証明検査機関のニーズに応じてサポートを実施する。

ウ 金融機関

金融機関が、お客さまのニーズに応じてフラット 35 を提供できるよう、制度内容や手続に関する情報を中心に、セミナー等を通じて周知を行う。また、金融機関のニーズに応じて、手続等のサポートを行うとともに、金融機関と連携して、お客さまや住宅関連事業者等への周知を行う。

（指標：フラット 35（買取型）の申請件数）

② 優良な住宅の取得促進を支援し、住宅の質の誘導を図るため、フラット 35 S について、インターネット等を通じたお客さまへの周知、ツールの提供、セミナー等を通じた住宅関連事業者等への技術支援、地方公共団体と連携した推進等を行う。また、周知に当たっては、フラット 35 S のメリットと国が実施する税制等各種支援策を併せた総合的な周知活動を行う。これらの取組により、フラット 35 における申請件数（新築住宅に限る。）のうち長期優良住宅の技術基準を満たす住宅の割合を 24% 以上とする。（定量目標）

③ 既存住宅の流通促進のため、フラット 35 における中古住宅の取扱いについて、インターネット等を通じたお客さまへの周知、セミナー等を通じた住宅関連事業者等への技術支援、地方公共団体と連携した推進等

を行う。また、周知に当たっては、フラット35リフォーム一体型及びフラット35リノベを併せた総合的な周知活動を行う。これらの取組により、フラット35の申請件数に占める既存住宅の割合を20.5%以上とする。(定量目標)

- ④ フラット35（リフォーム一体型）及びフラット35リノベについて、その利用の促進を図るとともに、お客さま、住宅関連事業者、適合証明検査機関、民間金融機関等のニーズや要請を踏まえたフラット35の制度・運用の見直しを適宜適切に行う。(指標：フラット35（リフォーム一体型）の申請件数・フラット35リノベの申請件数)
- ⑤ 地方公共団体等が行う子育て支援や地域活性化のための居住支援等の取組を支援するため、情報交換、会議の開催等を通じ各機関と相互に連携を深める。
- ⑥ フラット35子育て支援型申請戸数を2,000戸以上とする。(定量目標)
- ⑦ お客さまがフラット35の可否の見込みをできるだけ早期に知ることができるように、事前審査システムに係る民間金融機関の利便性の向上を図るなど、民間金融機関等のニーズや要望を踏まえて、証券化支援業務の手續の電子化を推進する。
- ⑧ 信用リスクを的確に管理するとともに業務を効率的に実施し、民間金融機関から住宅ローン債権の買取申請を受けた日から仮承認の決定をするまでの標準処理期間を3日とし、当該期間内に8割以上を処理する。(定量目標)
- ⑨ 資産担保証券（以下「MBS」という。）市場における投資判断等のベンチマーク性の向上に資するよう、住宅ローン債権の買取りに必要な資金を安定的かつ効率的に調達する。そのため、投資家に対する丁寧な広報活動を実施するとともに、投資家の需要を十分に把握した上で必要に応じMBS発行額の平準化等による柔軟な起債運営を行う。
- ⑩ MBS市場に参入する投資家の維持・拡大及びリレーションの深化を図るため、訪問対象となる投資家の重点化及びIRの質向上を企図した取組によりIR活動を実施する。また、MBS配分プログラムについては参加が見込まれる金融機関に対する制度周知を着実にを行う。(指標：MBSの毎月の発行額・MBS発行時のベンチマーク（10年国債の流通利回り）とのスプレッド)
- ⑪ 新規にフラット35（保証型）を取り扱う民間金融機関（受付を再開するものを含む。）数を1機関以上増やす。(定量目標)
- ⑫ 民間金融機関等の市場関係者との対話を重ねることにより、フラット35（保証型）に係るニーズを把握するよう努めるとともに、これらに対応した制度・運用の見直しを適宜適切に行う。(指標：フラット35（保証型）の申請件数)
- ⑬ 証券化支援業務の円滑な実施やその対象となる住宅ローンの商品性の向上を図るため、フラット35利用者、民間住宅ローン利用者、民間金融機関等への調査を行い、業務運営の基礎資料を得るとともに、住宅・金融市場に関するデータを収集・分析する。
- ⑭ 米国政府抵当金庫をはじめとする米国・アジアを中心とした政府系金融機関等との連携を深めつつ、国内

外の住宅金融等に関する情報交換を行うとともに、国内外の機関の支援に努める。

- ⑮ 海外社会資本事業への我が国事業者の参入に関する法律（平成 30 年法律第 40 号）第 7 条に規定する業務について、同法第 3 条の規定に基づき国土交通大臣が定める海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針に従い、関係府省、我が国事業者及び関係公的機関と住宅金融に関する情報交換等の面で連携や協力を図りながら、住宅融資の審査方法や信用リスク、ALMリスク等のリスク管理の提案、融資対象住宅に係る耐震性、省エネルギー性等の技術基準の提案等、ミャンマー連邦共和国等のアジア諸国をはじめとする外国政府の住宅金融制度の構築等を支援するためのコンサルティング業務等を行う。

2. 住宅融資保険等事業

民間金融機関が住宅の建設等に必要な資金を円滑に供給できるようにするとともに、住宅確保要配慮者が家賃債務保証業者による保証を受けやすくなるよう、機構が保険引受という形でリスクを分担して支援する次の取組を行う。

- ① 民間金融機関による資金の融通を円滑にするため、証券化支援事業等と連動して実施する必要がある融資（フラット 3 5 及び災害復興住宅融資に係るつなぎ融資並びにパッケージ融資）に対する付保を継続して行う。（指標：フラット 3 5 に係るつなぎ融資及びパッケージ融資の付保申請件数）
- ② リバースモーゲージの普及に貢献するため、民間金融機関に新たにリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱いを働きかけ、参入に向けた取組を支援することにより、新規にリバースモーゲージ型住宅ローンを取り扱う民間金融機関数を 12 機関以上とする。（定量目標）
- ③ リバースモーゲージ型住宅ローン、買取再販事業者向け融資等に係る住宅融資保険の付保を着実に進捗させる。（指標：リバースモーゲージ型住宅ローンへの付保申請件数・買取再販事業者向け融資への付保申請件数）
- ④ 信用リスクの管理等を適切に行いつつ、家賃債務保証保険業務を的確に行う。
- ⑤ 保険金の支払審査を的確に行うとともに、民間金融機関のニーズ等も踏まえ事務処理や手続を見直す。
- ⑥ 保険金を支払った債権については、民間金融機関と連携して積極的な回収に取り組むことにより、保険金支払年度の翌年度末までの回収実績率の平均値を 48%以上とする。（定量目標）
- ⑦ 新たな住宅循環システムの構築や建替え・リフォームによる安全で質の高い住宅への更新に対応した住宅ローンの供給等を支援できるよう、社会経済情勢に対応した調査研究を行い、民間金融機関等のニーズや要望を踏まえつつ、制度・運用の見直しを適宜適切に行う。

3. 住宅資金融通等事業

民間金融機関だけでは対応が困難な分野への資金の融通を補完するため、住宅資金融通事業において、被災者の個別の事情や地域における事業の必要性等に配慮した丁寧な審査を行いつつ、被災した住宅の再建、老朽化したマンションの建替え・改修の促進、密集市街地の解消等に対する融資を行うとともに、民間金融機関等の業務状況を検証する。

また、証券化支援事業及び住宅資金融通等事業を通じて供給される住宅ローンに付随する団体信用生命保険業務、既往債権管理業務及び財形住宅融資業務についても的確に実施する。

- ① 災害復興住宅融資等について、地方公共団体等と連携して周知活動を図るとともに、被災地において出張相談を実施し、お客さまコールセンターにおける電話相談を実施する。併せて、被災者のニーズ等を踏まえ、事務手続や商品性の改善に努める。

- ② 東日本大震災、熊本地震等の被災者に対する支援を継続的に行うとともに、災害が起きた際には、電話や面談による相談等、被災者支援の業務実施態勢を関係機関との連携のもとで機動的に構築する。(指標：国が災害対策本部を設置する規模の災害が起きた際の相談等の件数)
- ③ 返済相談においては、借入者の状況に応じて、災害特例等のみならず、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」(平成 27 年 12 月 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会)等の概要を説明するとともに、これらの手続に従い、適切な措置を講ずる。
- ④ 災害の防止・軽減に資する住宅の建設等に必要な資金の融資が円滑に実施されるよう、地すべり等関連住宅融資及び宅地防災工事融資について、国、地方公共団体との連携等による周知を行う。
- ⑤ 子どもを育成する家庭に適した良好な居住性能及び居住環境を有する賃貸住宅の供給を促進するため、子育て世帯向け省エネルギー賃貸住宅融資を行う。
- ⑥ サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資については、国、介護運営事業者、地域金融機関等と連携した周知活動を行うことにより、融資の認知度・理解度の向上を図るとともに、融資の事前相談段階からきめ細やかな対応を行うことにより、融資承認件数を 15 件程度とする。(定量目標)
- ⑦ 地方公共団体、住生活産業を担う民間事業者、地域住民の団体、NPO等を含めた住生活に関わる主体との連携及び協力を強化するとともに、地域の住まい・まちづくりへの支援に関する機構の取組が国民に対してわかりやすく伝わり、正しく理解されるよう一層の周知活動に努める。
- ⑧ 老朽化マンションの建替えの促進等の施策を実現するため、関係権利者の合意形成や事業計画策定等に関し初期段階から支援を行うなど、民間金融機関では融資が困難な局面において、融資を的確に行えるよう地方公共団体に加え、民間事業者、NPO、マンション管理組合等の幅広い主体に対してまちづくり融資に関する周知活動を行うとともに、資金計画に関する相談等に事業の初期段階から対応するなど、マンション建替え等のプロジェクトにおけるまちづくり融資を行う。
- ⑨ 地震に対する安全性の向上を図るため、必要に応じて地方公共団体等と連携しながら、耐震改修工事に対するリフォーム融資を行う。
- ⑩ マンションの経年劣化への対応、耐震性等の向上を目的としたマンションの外壁や屋根防水等の大規模修繕、耐震改修等に必要な資金を供給するため、必要に応じて地方公共団体等と連携しながら、マンション共用部分リフォーム融資を行う。
- ⑪ 高齢者がバリアフリー工事や耐震改修工事を行う際に住宅ローンが利用できるよう高齢者向け返済特例制度の周知を図り、同制度の活用を促進する。
- ⑫ 住宅確保要配慮者向け住宅に係るリフォーム融資を的確に行う。
- ⑬ 新たな住宅循環システムの構築や建替え・リフォームによる安全で質の高い住宅への更新等の住宅政策に対応した住宅ローンを供給できるよう、社会経済情勢に対応した調査研究を行い、地方公共団体等のニーズや要望を踏まえつつ、制度・運用の見直しを適宜適切に行う。

- ⑭ 証券化支援事業及び住宅資金融通等事業の対象となる住宅ローンの利用者が死亡した場合等に相続人に弁済の負担をさせることのないよう、団体信用生命保険業務を的確に行う。
- ⑮ 信用リスクの管理等を踏まえつつ、団体信用生命保険の初年度加入率の向上や2年目以降の脱退率の低下につながる取組を着実に実行。
(指標：団体信用生命保険の初年度加入率)
- ⑯ 既往債権業務における個人向け債権については、返済相談等を通じ延滞債権の新規の発生を抑制するとともに、延滞債権の処理を進める。返済が困難になった借入者に対しては、平成25年3月31日をもって適用期限終了となった中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(平成21年法律第96号)(以下「金融円滑化法」という。)の趣旨を踏まえ、引き続き積極的にきめ細やかな返済相談を行い、返済条件の変更を的確かつ柔軟に対応するとともに、長期延滞債権については、担保不動産の任意売却等により、その削減に取り組む。
- ⑰ 既往債権業務における事業者向け債権については、延滞債権、貸出条件緩和債権並びに正常償還中の大口貸出先債権及び過去延滞債権について、借入者の財務内容を把握する。また、満3か月以上の延滞債権について、個別債権ごとに進捗管理を行う。返済が困難になった借入者に対しては、金融円滑化法の趣旨を踏まえ、引き続き積極的にきめ細やかな返済相談を行い、返済条件の変更を的確かつ柔軟に対応するとともに、長期延滞債権については、担保不動産の任意売却等により、その削減に取り組む。
- ⑱ 勤労者の計画的な財産形成を促進するため、財形住宅融資を的確に行う。

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 業務改善の取組

機構は、「I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」を実施するに当たり、「独立行政法人会計基準」(平成27年1月27日改訂)を踏まえ、PDCAサイクルによる取組等を通じて、業務実績・活動の把握や成果の向上に向けた業務の改善及び業務の効率化に取り組む。

- ① 一般管理費(人件費、公租公課及び特殊要因を除く。)について、平成28年度に比べ、中期目標期間の最終年度までに2.5%以上削減するよう、業務の改善及び業務の効率化に取り組む。
- ② 証券化支援業務に係る毎年度の経費率(事務関係費、債券発行関係費等の年度合計額の買い取った住宅ローン等の年間平均買取債権等残高に対する割合をいう。)について、中期目標期間の平均を0.18%以下とするように努める。
- ③ 直接融資業務(既往債権管理勘定の既融資を除く。)に係る毎年度の経費率(事務関係費、債券発行関係費等の年度合計額の融資した住宅ローンの年間平均貸出債権残高に対する割合をいう。)について、中期目標期間の平均を0.50%以下とするように努める。

2. 適切な経営資源の配分

- ① 「I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」を実施するため、より効果的な組織体制の整備を行う。
- ② 委託機関等における業務の実施状況に関するモニタリングや委託機関等からの要請・ニーズを踏まえ、事務・手続の効率化を推進するとともに、委託機関等の実態を鑑み、効率的な業務運営に資するよう継続的に

業務実施体制の見直しを行う。

3. 調達方法の見直し

- ① 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)等を踏まえ、毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施することにより、競争性のない随意契約の割合(件数・金額)が公表されている直近の全独立行政法人の平均値を上回らないものとする。
- ② 調達等合理化計画は、監事及び外部有識者で構成される契約監視委員会の点検を受け策定・公表するとともに、年度終了後、実施状況の自己評価についても同様に契約監視委員会の点検を受け評価・公表する。
- ③ これまで契約監視委員会で点検を受けたことがない種類の競争性のない随意契約については、機構内部に設置する契約審査委員会において随意契約によらざるを得ない理由の事前点検を行い、一者応札・応募となった調達案件については、入札に参加しなかった事業者からのヒアリング結果等を踏まえ各改善方を策定し、それぞれ妥当性について契約監視委員会で事後に点検する。
- ④ 随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」(平成 26 年 10 月 1 日総管査第 284 号総務省行政管理局長通知)に基づき明確化した、随意契約によることができる事由により、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。

4. 人件費管理の適正化

- ① 専門的な金融技術や金融業務に係る能力を有する人材を確保し、定着させ、その能力を十分に発揮させることが必要であることに鑑み、国家公務員、民間企業、他の政策金融機関の給与水準等を考慮しつつ、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)に示された信賞必罰の考え方の下、法人の業務実績や役職員の勤務成績を給与等に反映することにより、役職員の士気を向上させ、より効率的な業務の実施につなげる。
- ② 国民の理解と納得が得られるよう透明性の向上に努め、給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表する。

5. 電子化の推進

(1) 業務の電子化

社内 LAN、グループウェア、基幹業務システム等を活用することにより、機構内や関係機関等との迅速かつ効率的な情報共有及び意思疎通並びに適切な意思決定に関する効率化を可能とする取組を着実に実施する。

(2) IT 基盤の整備

- ① 商品や制度の見直し・改善を柔軟に行い、IT 技術の高度化にも対応しつつ、情報セキュリティ対策の強化等を図るため、平成 29 年度に策定した「情報体系整備計画」に基づき、金融市場で業務を行う機関として必要な IT 基盤の整備を計画的に行う。
- ② IT 基盤の整備に当たっては、調達方法の改善等を図ることにより、投資コストの抑制に努める。

6. カイゼン活動の実施

- ① 職員一人ひとりがカイゼン活動は自ら工夫し効率化することにより、付加価値の高い仕事につながるものであることを意識して行動し、全員参加で継続的に取り組むよう努める。

- ② カイゼン活動を行う際には定量的な効果を把握するよう努めるとともに、取組テーマを定め、重点的に取り組む。
- ③ 身近で小さなカイゼンを積み重ねるとともに、機構内で事例を共有し、カイゼン事例の横展開を図る。

Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

健全な財務内容の維持に努めるとともに、住生活基本計画等で示された機構への政策的な期待・要請に応えるため、他機関との役割分担等を踏まえ、業務の優先順位を明確にして、必要な経営資源を機動的に投入する。

平成 30 年度決算において証券化支援勘定及び既往債権管理勘定に利益が生じる場合には、平成 31 年度に適切に繰り越し、残余があれば期限内に国庫納付を適切に行う。また、各業務を効果的かつ効率的に行い、その結果として利益が生ずる場合は、その利益を活用して社会経済情勢の変化に対応した業務を試行的に実施するなど、財務内容の改善の成果を政策実施機関として求められる業務に有効に活用する。

1. 安定的かつ効率的な資金調達

- ① MBS や SB（一般担保債券をいう。以下同じ。）の発行方針及び発行計画並びに MBS の担保となる住宅ローン債権に係る情報及び MBS の未償還残高総額の減少による繰上償還（クリーンアップコール）を予定する回数をホームページ等で積極的に開示する。併せて、投資家向け説明会を開催するなど、投資家への情報発信を行うとともに、市場関係者等のニーズを踏まえながら、安定的かつ効率的な市場からの資金調達に努める。
- ② 安定的かつ効率的な市場からの資金調達に努めることにより、緊急性の高い災害復興住宅融資等の災害対応に係る融資以外は財政融資資金に依存しない。

2. リスク管理の徹底

- ① 機構内に設置するリスク管理委員会等において、住宅ローン等の事業の特性を踏まえて、機構の各種リスクを的確に管理する。
また、各リスクを統合的に管理するために、網羅的なリスクの洗い出し、モニタリング指標の設定等を行うとともに、これに基づくモニタリングを行い、認識された課題に適切に対応する。
- ② 信用リスクに適切に対応するため、将来のデフォルト発生を適正な水準に抑えるよう与信審査を的確に行うとともに、不適正申込みの未然防止を徹底するよう金融機関に対して適切な融資審査の実施について働きかけを行う。
また、融資先のデフォルト率、住宅ローン債権の回収率等のモニタリング及び信用リスク計量化手法の充実に図りつつ、将来の損失発生見通し、必要な信用リスクプレミアム又は保険引受リスクプレミアムの水準等を計測することにより、必要に応じ、金利又は保険料率の見直しを行う。
- ③ ALM リスク、流動性リスク等については、証券化、多様な年限の SB の組み合わせによる調達に加え、資産及び負債から生じるキャッシュフローの変動に伴う資金需要と新規の資金調達を一体的に管理すること等により適切に対応する。
特に、既往債権管理勘定については、財政融資資金の償還を着実に行うため、将来において生じる資産と負債のギャップを解消するよう SB 等による資金の再調達を行う。
- ④ 住宅ローン債権の回収業務を新たに委託する際には、財務状況、社会的信用、業務遂行能力等について適切な審査を行う。
また、委託先の経営状況等をモニタリングにより把握し、必要に応じて状況を踏まえた措置を講じる。万

一委託先が破綻した場合には、当該委託先が行っていた業務の引受けが円滑に行われるよう、譲渡先の選定、移管等の対応を行う。

⑤ 的確な債権管理業務を行うことにより、特に証券化支援事業においては、買取債権残高に対するリスク管理債権の残高の比率を 1.3%以内とするとともに、既往債権管理業務においては、リスク管理債権の残高を平成 30 年度末から 6.5%以上削減する。

⑥ 旧財団法人公庫住宅融資保証協会から承継した独立行政法人福祉医療機構及び沖縄振興開発金融公庫が有する債権の保証を的確に行うとともに、保証債務を履行した後の求償権の管理回収を行う。

3. 決算情報・セグメント情報の公表

財務内容等の透明性を確保し、機構の活動内容を国民に対して分かりやすく示し、理解促進を図る観点から、一定の事業等のまとまりごとに決算情報・セグメント情報を公表する。

4. 保有資産の見直し

① 保有資産については、保有の必要性について不断の見直しを行う。

② 「国家公務員宿舎の削減計画」（平成 23 年 12 月 1 日国家公務員宿舎の削減のあり方についての検討会）を勘案し、借上宿舎を含む宿舎戸数について、平成 28 年度末に比べ、17%程度の削減を実現するため、必要な取組を行う。

5. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

① 予算

別表 1 のとおり

② 収支計画

別表 2 のとおり

③ 資金計画

別表 3 のとおり

IV 短期借入金の限度額

(1) 短期借入金の限度額

17,000 億円

(2) 想定される理由

- ① 予見し難い事由による一時的な資金の不足に対応するための短期借入金
- ② 機構が行う業務の円滑な実施に資するための短期借入金
- ③ 既往債権管理勘定に係る資金の不足に対応するための短期借入金

IV-2 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

該当なし。

V IV-2に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

該当なし。

Ⅵ 剰余金の使途

決算において剰余金が発生したときは、業務の充実、広報活動の充実、職員の研修機会の充実等に充てる。

Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設及び設備に関する計画

該当なし。

2. 人事に関する計画

住生活基本計画等に基づく施策の実現に貢献し、社会から期待される役割を果たすため、適正な人員の配置を行う。

3. 独立行政法人住宅金融支援機構法第 18 条第 1 項に規定する積立金の使途

独立行政法人住宅金融支援機構法（平成 17 年法律第 82 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた積立金は、同法第 13 条第 1 項第 10 号に規定する団体信用生命保険等業務の運営の使途のほか、第二期中期目標期間までに取得した固定資産の減価償却に要する費用等に充てる。

4. その他中期目標を達成するために必要な事項

(1) 内部統制

① 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」に基づき、中立的立場の外部有識者で構成される第三者委員会を機構内部に設置し、事業運営の妥当性を審議するなど、民間金融機関並みの内部統制システムを整備し、的確なリスク管理を行う。

② 理事長は監事と定期的な意見交換を行い、内部監査担当部及び内部統制担当部は監事との連携を図る。

③ 業務執行及び組織管理・運営に関する重要事項について、原則として毎週役員会を開催し、審議・報告する。その結果を機構内に伝達し、役職員で情報を共有する。

④ 年度途中における目標の達成状況及び予算の執行状況を年度内に 2 回確認し、PDCA サイクルに基づく業務改善、予算再配分等を行い、限られた資源の中での事業成果の向上を図る。

⑤ ディスクロージャー誌及びホームページの内容の充実を図ること等により情報公開を積極的に推進し、業務運営の透明性を確保する。

⑥ コンプライアンスに係る取組については、理事長を委員長とするコンプライアンス委員会において、コンプライアンスプログラムを策定し、当該プログラムに策定された取組を的確に実施する。また、定期的に取り組状況を点検し、コンプライアンス委員会に報告するとともに、職員のコンプライアンス意識の浸透状況を検証し、取組方策について必要な見直しを行う。

(2) リスク管理

① 事務リスク R C S A（リスク・コントロール・セルフ・アセスメント）の実施、事務リスクに関する事象の管理等により、事務リスク削減等の適切な対応を行う。

② 事務過誤、不正防止等の未然防止に資する事務手続体制の構築又は適切な事務の執行に努めるとともに、事務リスクが顕在化した場合は被害拡大の防止、事務関係の調査及び発生原因の分析並びに再発防止策の策

定を行う。

(3) お客さま保護

- ① お客さまに対し機構の商品・制度に関する情報を提供し、適切かつ十分な説明を行う。
- ② お客さまからの相談や苦情に丁寧に対応し、お客さまの要望・ニーズを受け止めることにより、制度・運用の改善につなげる。

(4) 情報管理

- ① 適正な業務運営及び国民からの信頼を確保する観点から、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）」に基づき適正かつ円滑な情報公開を行う。
- ② 役職員に対する研修や点検を実施することにより、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）」、「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」（平成16年総管情第85号総務省行政管理局長通知）等に基づいた情報の管理・保護を組織内全体で徹底する。
- ③ 「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）等に基づく安全管理措置を着実に実施する。

(5) 情報セキュリティ

- ① 内閣官房情報セキュリティセンター（NISC）策定の「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき、組織、取り扱う情報の特性等を踏まえた情報セキュリティポリシーの整備等を行うとともに、国、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセス等に対して、ソフト・ハードウェア両面での対策を実施する。
- ② 「サイバーセキュリティ戦略」（平成27年9月4日閣議決定）等の政府の方針を踏まえ、情報セキュリティポリシーに従い、情報セキュリティ対策を適切に推進する。
- ③ 役職員に対する研修を毎年度実施し、情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図るとともに、自己点検等の結果を踏まえ、運用の見直しを行う。

(6) 業務実施体制の整備

- ① 民間金融機関において、適切な融資審査の実行及び職業、性別、地域等による画一的融資選別の防止を図るため、証券化支援業務への金融機関の参入に当たり、協定書を締結するとともに、金融機関ごとに融資条件の把握や融資審査のモニタリング等を行う。その結果、当該協定書や事務処理マニュアルの規定に違反する場合は、是正のために必要な措置を講ずるよう求める。
- ② 委託業務に関して、関連法令が遵守され、お客さまへの対応が適切になされた上で、管理回収の最大化が図られていることに関するモニタリング等を行う。その結果、関連法令や事務処理マニュアルの規定に違反する場合は、是正のために必要な措置を講ずるよう求める。
- ③ 委託業務に関して、お客さま保護対策、情報管理に関する安全管理措置、情報セキュリティ対策及びコンプライアンス等の取組を行わせ、これらの対策等が適切に行われていることに関するモニタリング等を行う。

その結果、機構が定める対策や事務処理マニュアルの規定に違反する場合は、是正のために必要な措置を講ずるよう求める。

(7) 人事管理

- ① 事業ニーズや社会経済情勢の変化を的確に踏まえつつ、円滑な業務遂行を行うため、外部組織との人材交流、外部人材の活用等により必要な人材を確保する。
- ② 金融、建築、IT等、機構の業務を行う上で高度な専門性が求められる分野について、OJTによるノウハウの蓄積、専門研修の実施、外部組織への研修派遣等により職員の専門性の向上を図る。
- ③ 階層別研修等を計画的に実施し、職員の能力・資質の向上を図る。
- ④ 女性活躍や働き方改革の推進のため、女性の積極的な採用、就業継続支援、人材の育成及び役職員の理解向上に取り組むとともに、役職員一人ひとりが働きやすい職場づくりを目指し、勤務環境の整備、育児・介護との両立のための支援等を行う。

年度計画の予算等（平成31年度）【法人単位】

別表1 予算

(単位：百万円)

区 分	法人単位	証券化支援事業								調整	
		証券化支援事業	住宅融資保険等事業	住宅資金融通等事業	財形住宅資金貸付業務	住宅資金貸付等業務	居住債権管理業務	調整	調整		
収入											
国庫補助金	26,954	26,954	-	-	-	-	-	-	-	-	-
政府出資金	-	-	10,098	-	-	-	-	-	-	-	△ 10,098
財政融資資金借入金	63,500	-	-	63,500	-	-	63,500	-	-	-	-
民間借入金	144,700	-	-	144,700	44,700	-	-	100,000	-	-	-
住宅金融支援機構債券	3,280,600	2,615,600	-	665,000	-	-	165,000	500,000	-	-	-
住宅金融支援機構財形住宅債券	39,600	-	-	39,600	39,600	-	-	-	-	-	-
買取債権回収金	1,174,596	1,174,596	-	-	-	-	-	-	-	-	-
貸付回収金	915,548	-	-	915,548	37,927	-	133,381	744,240	-	-	-
業務収入	528,157	229,705	5,978	332,982	1,953	-	145,207	213,274	△ 27,452	△ 40,507	
その他収入	175,838	119,930	32,345	150,198	31	-	51,167	151,200	△ 52,200	△ 126,634	
計	6,349,494	4,166,785	48,421	2,311,527	124,211	-	558,255	1,708,713	△ 79,652	△ 177,239	
支出											
業務経費	118,840	32,793	2,575	113,023	450	-	127,384	12,642	△ 27,452	△ 29,550	
証券化支援業務関係経費	32,514	32,793	-	-	-	-	-	-	-	△ 278	
住宅融資保険等業務関係経費	2,575	-	2,575	-	-	-	-	-	-	-	
財形住宅資金貸付業務関係経費	70,660	-	-	450	450	-	-	-	-	-	
住宅資金貸付等業務関係経費	40,450	-	-	99,931	-	-	127,384	-	△ 27,452	△ 29,272	
居住債権管理業務関係経費	12,642	-	-	12,642	-	-	-	12,642	-	-	
買取債権	2,660,223	2,660,223	-	-	-	-	-	-	-	-	
貸付金	235,131	-	-	235,131	2,000	-	233,131	-	-	-	
借入金等償還	2,909,416	1,073,566	-	1,835,850	67,800	-	179,193	1,588,856	-	-	
支払利息	272,273	159,589	-	116,518	1,255	-	12,652	102,611	-	△ 3,834	
一般管理費	3,394	1,814	183	1,744	109	-	885	751	-	△ 347	
人件費	10,999	5,858	426	4,715	288	-	2,409	2,018	-	-	
その他支出	131,355	225,379	45,077	4,407	52,293	-	2,580	1,735	△ 52,200	△ 143,508	
計	6,341,630	4,159,221	48,261	2,311,387	124,194	-	558,233	1,708,613	△ 79,652	△ 177,239	

【人件費の見積り】

(単位：百万円)

役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用	法人単位	証券化支援事業						調整	
		証券化支援事業	住宅融資保険等事業	住宅資金融通等事業	財形住宅資金貸付業務	住宅資金貸付等業務	居住債権管理業務	調整	
	8,233	4,385	319	3,529	215	-	1,803	1,511	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位：百万円)

区 分	法人単位	証券化支援事業								調整	
		証券化支援事業	住宅融資保険等事業	住宅資金融通等事業	財形住宅資金貸付業務	住宅資金貸付等業務	居住債権管理業務	調整	調整		
収益の部											
経常収益	597,589	298,629	9,004	334,837	2,013	-	148,204	211,744	△ 27,124	△ 44,881	
資金運用収益	597,589	298,629	9,004	334,837	2,013	-	148,204	211,744	△ 27,124	△ 44,881	
保険引受収益	470,258	235,368	2,295	236,670	1,968	-	24,097	210,827	△ 221	△ 4,075	
役員取引等収益	56,304	85	6,703	89,713	-	-	116,536	-	△ 28,823	△ 40,197	
補助金等収益	500	73	-	507	-	-	507	-	-	-	
その他業務収益	67,852	62,666	-	5,186	0	-	5,167	20	-	-	
その他経常収益	46	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
特別利益	2,549	391	6	2,761	46	-	1,898	898	△ 80	△ 609	
有形固定資産処分益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他特別利益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
費用の部											
経常費用	436,617	232,307	4,040	245,150	2,226	-	145,108	124,940	△ 27,124	△ 44,881	
資金調達費用	436,617	232,307	4,040	245,150	2,226	-	145,108	124,940	△ 27,124	△ 44,881	
保険引受費用	265,678	155,548	-	113,965	1,293	-	12,265	100,406	-	△ 3,834	
役員取引等費用	69,872	3,781	2,371	93,548	-	-	120,592	-	△ 27,044	△ 29,828	
その他業務費用	27,870	17,607	18	10,244	-	-	2,094	7,915	-	-	
営業経費	12,512	10,752	-	2,002	14	-	710	1,283	△ 6	△ 242	
その他経常費用	32,478	14,258	1,646	16,896	640	-	8,329	7,926	-	△ 322	
特別損失	28,207	30,362	4	8,496	44	-	1,117	7,409	△ 75	△ 10,654	
有形固定資産処分損	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
純利益又は純損失(△)	160,973	66,321	4,964	89,687	△ 213	-	3,096	86,804	-	-	
前中期目標期間経緯積立金取崩額	5,674	1,115	306	4,252	53	-	4,200	-	-	-	
総利益又は総損失(△)	166,647	67,436	5,271	93,939	△ 160	-	7,295	86,804	-	-	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位：百万円)

区 分	法人単位	証券化支援事業								調整	
		証券化支援事業	住宅融資保険等事業	住宅資金融通等事業	財形住宅資金貸付業務	住宅資金貸付等業務	居住債権管理業務	調整	調整		
資金支出											
業務活動による支出	3,291,388	2,862,365	3,184	470,180	4,087	-	376,800	116,745	△ 27,452	△ 44,341	
買取債権の取得による支出	2,660,223	2,660,223	-	-	-	-	-	-	-	-	
貸付による支出	235,131	-	-	235,131	2,000	-	233,131	-	-	-	
人件費支出	10,999	5,858	426	4,715	288	-	2,409	2,018	-	-	
その他業務支出	112,763	36,696	2,758	113,817	544	-	128,609	12,116	△ 27,452	△ 40,507	
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他支出	272,273	159,589	-	116,518	1,255	-	12,652	102,611	-	△ 3,834	
投資活動による支出	130,199	204,566	45,077	3,355	52,293	-	1,535	1,728	△ 122,800	△ 107,800	
財務活動による支出	2,909,520	1,083,769	-	1,835,850	67,800	-	179,193	1,588,856	-	△ 10,098	
民間長期借入金の返済による支出	53,300	11,700	-	41,600	-	-	-	-	-	-	
債券の償還による支出	1,451,994	1,061,866	-	389,228	26,200	-	153,999	209,028	-	-	
財政融資資金借入金の返済による支出	1,405,022	-	-	1,405,022	-	-	25,194	1,379,828	-	-	
リース債務の支払いによる支出	105	105	-	-	-	-	-	-	-	-	
不要財産に係る国庫納付等による支出	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
政府出資金の他勘定への振替による支出	-	10,098	-	-	-	-	-	-	-	△ 10,098	
他勘定短期借入金の返済による支出	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
他勘定長期借入金の返済による支出	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
次年度への繰越金	778,484	112,671	5,834	659,978	9,435	-	113,070	537,474	-	-	
資金収入											
業務活動による収入	2,665,326	1,440,927	8,273	1,260,467	39,911	-	289,795	958,213	△ 27,452	△ 44,341	
買取債権の回収による収入	1,174,596	1,174,596	-	-	-	-	-	-	-	-	
貸付金の回収による収入	915,548	-	-	915,548	37,927	-	133,381	744,240	-	-	
買取債権利息収入	228,831	229,089	-	-	-	-	-	-	-	△ 258	
貸付金利息収入	233,310	-	-	233,310	1,949	-	18,637	212,966	△ 242	-	
その他業務収入	73,127	615	5,978	106,783	3	-	133,528	462	△ 27,210	△ 40,249	
国庫補助金収入	26,954	26,954	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他収入	12,960	9,672	2,295	4,827	31	-	4,250	546	-	△ 3,834	
投資活動による収入	156,768	95,258	30,050	138,260	39,960	-	39,960	150,500	△ 52,200	△ 107,800	
財務活動による収入	3,517,877	2,622,079	10,098	910,798	84,286	-	227,796	598,717	-	△ 25,098	
民間長期借入金の借入れによる収入	144,700	-	-	144,700	44,700	-	100,000	100,000	-	-	
債券の発行による収入	3,009,677	2,607,079	-	702,598	39,586	-	164,296	498,717	-	-	
財政融資資金借入金の借入れによる収入	63,500	-	-	63,500	-	-	63,500	-	-	-	
政府出資金収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
政府出資金の他勘定からの振替による収入	-	-	10,098	-	-	-	-	-	-	△ 10,098	
他勘定短期借入金の借入れによる収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-	15,000	-	-	-	-	-	-	-	△ 15,000	
前年度より繰越金	770,620	105,108	5,674	659,838	9,418	-	113,048	537,373	-	-	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

年度計画の予算等（平成31年度）【証券化支援事業】

別表1 予算

区 分		(単位：百万円)
		金額
収入		
国庫補助金		26,954
政府出資金		-
財政融資資金借入金		-
民間借入金		-
住宅金融支援機構債券		2,615,600
住宅金融支援機構附形住宅債券		-
買取債権回収金		1,174,596
貸付回収金		-
業務収入		229,705
その他収入		119,930
計		4,166,785
支出		
業務経費		32,793
証券化支援業務関係経費		32,793
住宅融資保険等業務関係経費		-
附形住宅資金貸付業務関係経費		-
住宅資金貸付等業務関係経費		-
既住債権管理業務関係経費		-
買取債権		2,660,223
貸付金		-
借入金等償還		1,073,566
支払利息		159,589
一般管理費		1,814
人件費		5,859
その他支出		225,379
計		4,159,221

【人件費の見積り】

期間中総額4,385百万円を支出する。
ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

区 分		(単位：百万円)
		金額
収益の部		298,629
経常収益		298,629
資金運用収益		235,368
保険引受収益		85
役員取引等収益		73
補助金等収益		62,666
その他業務収益		46
その他経常収益		391
特別利益		-
有形固定資産処分益		-
その他特別利益		-
費用の部		232,307
経常費用		232,307
資金調達費用		155,548
保険引受費用		3,781
役員取引等費用		17,607
その他業務費用		10,752
営業経費		14,258
その他経常費用		30,362
特別損失		-
有形固定資産処分損		-
純利益		66,321
前中期目標期間繰越積立金取崩額		1,115
総利益		67,436

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

区 分		(単位：百万円)
		金額
資金支出		
業務活動による支出		2,862,395
買取債権の取得による支出		2,660,223
貸付による支出		-
人件費支出		5,858
その他業務支出		36,696
国庫補助金の精算による返還金の支出		-
その他支出		159,589
投資活動による支出		204,566
財務活動による支出		1,083,769
民間長期借入金の返済による支出		11,700
債券の償還による支出		1,061,866
財政融資資金借入金の返済による支出		-
リース債務の支払いによる支出		105
不要財産に係る国庫納付等による支出		-
政府出資金の他勘定への振替による支出		10,098
他勘定短期借入金の返済による支出		-
他勘定長期借入金の返済による支出		-
次年度への繰越金		112,671
資金収入		
業務活動による収入		1,440,927
買取債権の回収による収入		1,174,596
貸付金の回収による収入		-
買取債権利息収入		229,089
貸付金利息収入		-
その他業務収入		615
国庫補助金収入		26,954
その他収入		9,672
投資活動による収入		95,258
財務活動による収入		2,622,079
民間長期借入金の借入れによる収入		-
債券の発行による収入		2,607,079
財政融資資金借入金の借入れによる収入		-
政府出資金収入		-
政府出資金の他勘定からの振替による収入		-
他勘定短期借入金の借入れによる収入		-
他勘定長期借入金の借入れによる収入		15,000
前年度よりの繰越金		105,108

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

年度計画の予算等（平成31年度）【住宅融資保険等事業】

別表1 予算

区 分		(単位：百万円)
		金額
収入		
国庫補助金		-
政府出資金		10,098
財政融資資金借入金		-
民間借入金		-
住宅金融支援機構債券		-
住宅金融支援機構附形住宅債券		-
買取債権回収金		-
貸付回収金		-
業務収入		5,978
その他収入		32,345
計		48,421
支出		
業務経費		2,576
証券化支援業務関係経費		-
住宅融資保険等業務関係経費		2,576
附形住宅資金貸付業務関係経費		-
住宅資金貸付等業務関係経費		-
既住債権管理業務関係経費		-
買取債権		-
貸付金		-
借入金等償還		-
支払利息		189
一般管理費		426
人件費		426
その他支出		45,077
計		48,261

【人件費の見積り】

期間中総額319百万円を支出する。
ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

区 分		(単位：百万円)
		金額
収益の部		9,004
経常収益		9,004
資金運用収益		2,295
保険引受収益		6,703
役員取引等収益		-
補助金等収益		-
その他業務収益		-
その他経常収益		6
特別利益		-
有形固定資産処分益		-
その他特別利益		-
費用の部		4,040
経常費用		4,040
資金調達費用		-
保険引受費用		2,371
役員取引等費用		18
その他業務費用		-
営業経費		1,646
その他経常費用		4
特別損失		-
有形固定資産処分損		-
純利益		4,964
前中期目標期間繰越積立金取崩額		306
総利益		5,271

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

区 分		(単位：百万円)
		金額
資金支出		
業務活動による支出		3,184
買取債権の取得による支出		-
貸付による支出		-
人件費支出		426
その他業務支出		2,758
国庫補助金の精算による返還金の支出		-
その他支出		-
投資活動による支出		45,077
財務活動による支出		-
民間長期借入金の返済による支出		-
債券の償還による支出		-
財政融資資金借入金の返済による支出		-
リース債務の支払いによる支出		-
不要財産に係る国庫納付等による支出		-
政府出資金の他勘定への振替による支出		-
他勘定短期借入金の返済による支出		-
他勘定長期借入金の返済による支出		-
次年度への繰越金		5,834
資金収入		
業務活動による収入		8,273
買取債権の回収による収入		-
貸付金の回収による収入		-
買取債権利息収入		-
貸付金利息収入		-
その他業務収入		5,978
国庫補助金収入		-
その他収入		2,295
投資活動による収入		30,050
財務活動による収入		10,098
民間長期借入金の借入れによる収入		-
債券の発行による収入		-
財政融資資金借入金の借入れによる収入		-
政府出資金収入		-
政府出資金の他勘定からの振替による収入		10,098
他勘定短期借入金の借入れによる収入		-
他勘定長期借入金の借入れによる収入		-
前年度よりの繰越金		5,674

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

年度計画の予算等（平成31年度）【住宅資金融通等事業】

別表1 予算

(単位：百万円)

区 分	住宅資金融通等事業	財形住宅資金貸付業務	住宅資金貸付等業務	既住債権管理業務	調整
収入					
国庫補助金	-	-	-	-	-
政府出資金	-	-	-	-	-
財政融資資金借入金	63,500	-	63,500	-	-
民間借入金	144,700	44,700	-	100,000	-
住宅金融支援機構債券	665,000	-	165,000	500,000	-
住宅金融支援機構財形住宅債券	39,600	39,600	-	-	-
買取債権回収金	-	-	-	-	-
貸付回収金	915,548	37,927	133,381	744,240	-
業務収入	332,982	1,953	145,207	213,274	△ 27,452
その他収入	150,198	31	51,167	151,200	△ 52,200
計	2,311,527	124,211	558,255	1,708,713	△ 79,652
支出					
業務経費	113,023	450	127,384	12,642	△ 27,452
証券化支援業務関係経費	-	-	-	-	-
住宅融資保険等業務関係経費	-	-	-	-	-
財形住宅資金貸付業務関係経費	450	450	-	-	-
住宅資金貸付等業務関係経費	99,931	-	127,384	-	△ 27,452
既住債権管理業務関係経費	12,642	-	-	12,642	-
買取債権	-	-	-	-	-
貸付金	235,131	2,000	233,131	-	-
借入金等償還	1,835,850	67,800	179,193	1,588,856	-
支払利息	116,518	1,255	12,652	102,611	-
一般管理費	1,744	109	885	751	-
人件費	4,715	288	2,409	2,018	-
その他支出	4,407	52,293	2,580	1,735	△ 52,200
計	2,311,387	124,194	558,233	1,708,613	△ 79,652

【人件費の見積り】

(単位：百万円)

役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用	住宅資金融通等事業	財形住宅資金貸付業務	住宅資金貸付等業務	既住債権管理業務
	3,529	215	1,803	1,511

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位：百万円)

区 分	住宅資金融通等事業	財形住宅資金貸付業務	住宅資金貸付等業務	既住債権管理業務	調整
収益の部	334,837	2,013	148,204	211,744	△ 27,124
経常収益	334,837	2,013	148,204	211,744	△ 27,124
資金運用収益	236,670	1,968	24,097	210,827	△ 221
保険引受収益	89,713	-	116,536	-	△ 26,823
役員取引等収益	507	-	507	-	-
補助金等収益	5,186	0	5,167	20	-
その他業務収益	-	-	-	-	-
その他経常収益	2,761	46	1,898	898	△ 80
特別利益	-	-	-	-	-
有形固定資産処分益	-	-	-	-	-
その他特別利益	-	-	-	-	-
費用の部	245,150	2,226	145,108	124,940	△ 27,124
経常費用	245,150	2,226	145,108	124,940	△ 27,124
資金調達費用	113,965	1,293	12,265	100,406	-
保険引受費用	93,548	-	120,592	-	△ 27,044
役員取引等費用	10,244	234	2,094	7,915	-
その他業務費用	2,002	14	710	1,283	△ 6
営業経費	16,896	640	8,329	7,926	-
その他経常費用	8,496	44	1,117	7,409	△ 75
特別損失	-	-	-	-	-
有形固定資産処分損	-	-	-	-	-
純利益又は純損失(△)	89,687	△ 213	3,096	86,804	-
前中期目標期間繰越積立金取崩額	4,252	53	4,200	-	-
総利益又は総損失(△)	93,939	△ 160	7,295	86,804	-

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位：百万円)

区 分	住宅資金融通等事業	財形住宅資金貸付業務	住宅資金貸付等業務	既住債権管理業務	調整
資金支出					
業務活動による支出	470,180	4,087	376,800	116,745	△ 27,452
買取債権の取得による支出	-	-	-	-	-
貸付による支出	235,131	2,000	233,131	-	-
人件費支出	4,715	288	2,409	2,018	-
その他業務支出	113,817	544	128,609	12,116	△ 27,452
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	-	-	-	-
その他支出	116,518	1,255	12,652	102,611	-
投資活動による支出	3,355	52,293	1,535	1,728	△ 52,200
財務活動による支出	1,835,850	67,800	179,193	1,588,856	-
民間長期借入金の返済による支出	41,600	41,600	-	-	-
債券の償還による支出	389,228	26,200	153,999	209,028	-
財政融資資金借入金の返済による支出	1,405,022	-	25,194	1,379,828	-
リース債務の支払による支出	-	-	-	-	-
不審財産に係る国庫納付等による支出	-	-	-	-	-
政府出資金の他勘定への振替による支出	-	-	-	-	-
他勘定短期借入金の返済による支出	-	-	-	-	-
他勘定長期借入金の返済による支出	-	-	-	-	-
次年度への繰越金	659,978	9,435	113,070	537,474	-
資金収入					
業務活動による収入	1,260,467	39,911	289,795	958,213	△ 27,452
買取債権の回収による収入	-	-	-	-	-
貸付金の回収による収入	915,548	37,927	133,381	744,240	-
買取債権利息収入	233,310	1,949	18,637	212,966	△ 242
貸付金利息収入	916,783	3	133,528	462	△ 27,210
その他業務収入	106,783	-	-	-	-
国庫補助金収入	-	-	-	-	-
その他収入	4,827	31	4,250	546	-
投資活動による収入	138,260	-	39,960	150,500	△ 52,200
財務活動による収入	910,798	84,286	227,796	598,717	-
民間長期借入金の借入れによる収入	144,700	44,700	-	100,000	-
債券の発行による収入	702,598	39,586	164,296	498,717	-
財政融資資金借入金の借入れによる収入	63,500	-	63,500	-	-
政府出資金収入	-	-	-	-	-
政府出資金の他勘定からの振替による収入	-	-	-	-	-
他勘定短期借入金の借入れによる収入	-	-	-	-	-
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	-	-
前年度よりの繰越金	659,838	9,418	113,048	537,373	-

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

年度計画の予算等（平成31年度）【財形住宅資金貸付業務】

別表1 予算

(単位：百万円)	
区 分	金額
収入	
国庫補助金	-
政府出資金	-
財政融資資金借入金	-
民間借入金	44,700
住宅金融支援機構債券	-
住宅金融支援機構財形住宅債券	39,600
買取債権回収金	-
貸付回収金	37,927
業務収入	1,953
その他収入	31
計	124,211
支出	
業務経費	450
証券化支援業務関係経費	-
住宅融資保険等業務関係経費	-
財形住宅資金貸付業務関係経費	450
住宅資金貸付等業務関係経費	-
既住債権管理業務関係経費	-
買取債権	-
貸付金	2,000
借入金等償還	67,800
支払利息	1,255
一般管理費	109
人件費	288
その他支出	52,293
計	124,194

【人件費の見積り】

期間中総額1,815百万円を支出する。
ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位：百万円)	
区 分	金額
収益の部	2,013
経常収益	2,013
資金運用収益	1,968
保険引受収益	-
役員取引等収益	-
補助金等収益	0
その他業務収益	-
その他経常収益	46
特別利益	-
有形固定資産処分益	-
その他特別利益	-
費用の部	2,226
経常費用	2,226
資金調達費用	1,299
保険引受費用	-
役員取引等費用	234
その他業務費用	14
営業経費	640
その他経常費用	44
特別損失	-
有形固定資産処分損	-
純損失	△ 213
前中期目標期間繰越積立金取崩額	53
繰越損失	△ 160

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位：百万円)	
区 分	金額
資金支出	
業務活動による支出	4,087
買取債権の取得による支出	-
貸付けによる支出	2,000
人件費支出	288
その他業務支出	544
国庫補助金の精算による返還金の支出	-
その他支出	1,255
投資活動による支出	52,293
財務活動による支出	67,800
民間長期借入金の返済による支出	41,600
債券の償還による支出	26,200
財政融資資金借入金の返済による支出	-
リース債務の支払いによる支出	-
不要財産に係る国庫納付等による支出	-
政府出資金の他勘定への振替による支出	-
他勘定短期借入金の返済による支出	-
他勘定長期借入金の返済による支出	-
次年度への繰越金	9,435
資金収入	
業務活動による収入	39,911
買取債権の回収による収入	-
貸付金の回収による収入	37,927
買取債権利息収入	-
貸付金利息収入	1,949
その他業務収入	3
国庫補助金収入	-
その他収入	31
投資活動による収入	-
財務活動による収入	84,286
民間長期借入金の借入れによる収入	44,700
債券の発行による収入	39,586
財政融資資金借入金の借入れによる収入	-
政府出資金収入	-
政府出資金の他勘定からの振替による収入	-
他勘定短期借入金の借入れによる収入	-
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-
前年度よりの繰越金	9,418

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

年度計画の予算等（平成31年度）【住宅資金貸付等業務】

別表1 予算

(単位：百万円)	
区 分	金額
収入	
国庫補助金	-
政府出資金	-
財政融資資金借入金	63,500
民間借入金	-
住宅金融支援機構債券	165,000
住宅金融支援機構財形住宅債券	-
買取債権回収金	-
貸付回収金	133,381
業務収入	145,207
その他収入	51,167
計	558,255
支出	
業務経費	127,384
証券化支援業務関係経費	-
住宅融資保険等業務関係経費	-
財形住宅資金貸付業務関係経費	-
住宅資金貸付等業務関係経費	127,384
既住債権管理業務関係経費	-
買取債権	-
貸付金	233,131
借入金等償還	179,193
支払利息	12,652
一般管理費	895
人件費	2,409
その他支出	2,580
計	558,233

【人件費の見積り】

期間中総額1,803百万円を支出する。
ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位：百万円)	
区 分	金額
収益の部	148,204
経常収益	148,204
資金運用収益	24,097
保険引受収益	116,536
役員取引等収益	507
補助金等収益	5,167
その他業務収益	-
その他経常収益	1,898
特別利益	-
有形固定資産処分益	-
その他特別利益	-
費用の部	145,108
経常費用	145,108
資金調達費用	12,265
保険引受費用	120,592
役員取引等費用	2,094
その他業務費用	710
営業経費	8,329
その他経常費用	1,117
特別損失	-
有形固定資産処分損	-
純利益	3,096
前中期目標期間繰越積立金取崩額	4,200
繰越利益	7,295

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位：百万円)	
区 分	金額
資金支出	
業務活動による支出	376,800
買取債権の取得による支出	-
貸付けによる支出	233,131
人件費支出	2,409
その他業務支出	128,609
国庫補助金の精算による返還金の支出	-
その他支出	12,652
投資活動による支出	1,535
財務活動による収入	179,193
民間長期借入金の返済による支出	-
債券の償還による支出	153,999
財政融資資金借入金の返済による支出	25,194
リース債務の支払いによる支出	-
不要財産に係る国庫納付等による支出	-
政府出資金の他勘定への振替による支出	-
他勘定短期借入金の返済による支出	-
他勘定長期借入金の返済による支出	-
次年度への繰越金	113,070
資金収入	
業務活動による収入	289,795
買取債権の回収による収入	-
貸付金の回収による収入	133,381
買取債権利息収入	-
貸付金利息収入	18,637
その他業務収入	133,528
国庫補助金収入	-
その他収入	4,250
投資活動による収入	39,960
財務活動による収入	227,796
民間長期借入金の借入れによる収入	-
債券の発行による収入	164,296
財政融資資金借入金の借入れによる収入	63,500
政府出資金収入	-
政府出資金の他勘定からの振替による収入	-
他勘定短期借入金の借入れによる収入	-
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-
前年度よりの繰越金	113,048

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

年度計画の予算等（平成31年度）【既往債権管理業務】

別表1 予算

		(単位：百万円)
区 分	金 額	
収 入		
国庫補助金	-	
政府出資金	-	
財政融資資金借入金	-	
民間借入金	100,000	
住宅金融支援機構債券	500,000	
住宅金融支援機構財形住宅債券	-	
買取債権回収金	-	
貸付回収金	744,240	
業務収入	213,274	
その他収入	151,200	
計	1,708,713	
支 出		
業務経費	12,642	
証券化支援業務関係経費	-	
住宅融資保険等業務関係経費	-	
財形住宅資金貸付業務関係経費	-	
住宅資金貸付等業務関係経費	-	
既往債権管理業務関係経費	12,642	
買取債権	-	
貸付金	-	
借入金等償還	1,588,856	
支払利息	102,611	
一般管理費	751	
人件費	2,018	
その他支出	1,735	
計	1,708,613	

【人件費の見積り】

期中総額1,511百万円を支出する。
ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

		(単位：百万円)
区 分	金 額	
収益の部	211,744	
経常収益	211,744	
資金運用収益	210,827	
保険引受収益	-	
役員取引等収益	-	
補助金等収益	20	
その他業務収益	-	
その他経常収益	896	
特別利益	-	
有形固定資産処分益	-	
その他特別利益	-	
費用の部	124,940	
経常費用	124,940	
資金調達費用	100,406	
保険引受費用	-	
役員取引等費用	7,915	
その他業務費用	1,293	
営業経費	7,926	
その他経常費用	7,409	
特別損失	-	
有形固定資産処分損	-	
純利益	86,804	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	
総利益	86,804	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

		(単位：百万円)
区 分	金 額	
資金支出		
業務活動による支出	116,745	
買取債権の取得による支出	-	
貸付けによる支出	-	
人件費支出	2,018	
その他業務支出	12,116	
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	
その他支出	102,611	
投資活動による支出	1,728	
財務活動による支出	1,588,856	
民間長期借入金の返済による支出	-	
債券の償還による支出	209,028	
財政融資資金借入金の返済による支出	1,379,828	
リース債務の支払いによる支出	-	
不要財産に係る国庫納付等による支出	-	
政府出資金の他勘定への振替による支出	-	
他勘定短期借入金の返済による支出	-	
他勘定長期借入金の返済による支出	-	
次年度への繰越金	537,474	
資金収入		
業務活動による収入	958,213	
買取債権の回収による収入	-	
貸付金の回収による収入	744,240	
買取債権利息収入	-	
貸付金利息収入	212,966	
その他業務収入	462	
国庫補助金収入	-	
その他収入	546	
投資活動による収入	150,500	
財務活動による収入	598,717	
民間長期借入金の借入れによる収入	100,000	
債券の発行による収入	498,717	
財政融資資金借入金の借入れによる収入	-	
政府出資金収入	-	
政府出資金の他勘定からの振替による収入	-	
他勘定短期借入金の借入れによる収入	-	
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-	
前年度よりの繰越金	537,373	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

2. その他の参考情報

機構では、機構の現況を理解していただくために、業務内容、財務状況等について下記のとおり開示しています。

資料の種類	開示場所・方法	開示時期 (予定)
財務諸表 (貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及び附属明細書)	・ ホームページ https://www.jhf.go.jp (各店舗に設置している情報公開パソコンにて閲覧可能) ・ 官報にて公告	6月 7月
決算報告書	・ ホームページ	6月
財務諸表及び決算報告書に関する監事並びに会計監査人の意見書	https://www.jhf.go.jp (各店舗に設置している情報公開パソコンにて閲覧可能)	6月
事業報告書(事業報告書及び中期目標に係る事業報告書)		6月
業務実績等報告書		6月
ディスクロージャー誌		7月
役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準並びに職員に対する給与及び退職手当の支給の基準		改正(変更)の都度
契約の方法に関する定め		改正(変更)の都度
法令の規定により使用料、手数料その他の料金を徴収している場合におけるその額の算出方法		改正(変更)の都度
業務実績等に係る評価調書		8月
政策評価書		主務省が政策評価をした都度
会計検査院の直近の検査報告		12月
関連法人の状況 (独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第22条第1項第3号に規定する法人の名称、その業務と当該独立行政法人等の業務の関係、当該独立行政法人等との重要な取引の概要並びにその役員を兼ねている者の氏名及び役職)		7月
個人情報ファイル簿		改正(変更)の都度
業務内容、業務実績、組織概要、業績評価、財務内容等		改正(変更)の都度